

－令和元年度版男女共同参画に関する年次報告－

みんなですすめよう男女共同参画



彩の国 埼玉県



男女共同参画シンボルマーク

内閣府男女共同参画局では、平成21年に男女共同参画社会基本法制定10周年を迎えるにあたり、男女共同参画のシンボルマークを作成しました。

このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩いていけたらという願いをこめています。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

内閣府男女共同参画局では、これら女性に対する暴力の問題に対する社会における認識を更に深めていただくため、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を制定しました。

このシンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

男女が共に個性と能力を発揮でき、 人権が尊重された埼玉の実現を目指して

本書は、「埼玉県男女共同参画推進条例（平成12年4月1日施行）」第14条に基づき、令和元年度の男女共同参画の推進状況及び推進に関する施策の実施状況を明らかにするために作成した報告書です。

本書を通じて多くの方が男女共同参画についての理解と関心を深め、家庭や職場、地域など身近なところから男女共同参画社会づくりを進めていただければ幸いです。

第1部 埼玉県における男女共同参画の状況

本県の人口概況とともに、男女共同参画の推進状況として、分野ごとに各種統計、調査等によるデータをまとめました。

第2部 埼玉県の男女共同参画施策の実施状況

男女共同参画基本計画の体系・推進指標の達成状況や事業の実績等について記載しました。

第3部 市町村における男女共同参画施策の推進状況

県内市町村における男女共同参画に関する条例の制定、計画の策定状況等をまとめました。

第4部 資料編

埼玉県男女共同参画推進条例や、男女共同参画に関する年表などを掲載しました。

第1部 埼玉県における男女共同参画の状況	1
○人口概況	
1 人口と世帯	2
2 人口動態	2
○女性の社会参画	
1 政治への参画	3
2 審議会等への参画	4
3 司法への参画	4
4 県・市町村における女性の職員	5
5 地域における参画	5
○労働	
1 女性の就業率	6
2 民間企業等における女性	6
3 女性の雇用者の状況	6
4 賃金	7
5 家庭と仕事の両立支援	8
○家庭生活	
1 ライフスタイル	9
2 男性にとっての男女共同参画	10
3 子育ての社会的支援	11
○防災	
1 防災分野における参画	11
○男女共同参画に関する意識	
1 男女平等に関する意識	12
2 性別による役割分担意識	12
○教育	
1 公立学校での男女平等教育の推進状況	13
2 高等学校の男女共学、別学の状況	13
3 高等学校卒業者の進路	13
4 大学等への入学と専攻分野	14
5 女性の教員	14
○女性に対する暴力の根絶	
1 DV（ドメスティック・バイオレンス）相談件数	15
2 配偶者等から受けた暴力	15
3 子供への影響	16
4 性犯罪の実態	16
○健康・福祉	
1 高齢化社会	17
2 相談の受付状況	17
3 医療従事者の女性割合	18

第2部 埼玉県男女共同参画施策の実施状況	19
1 「埼玉県男女共同参画基本計画」の推進	
(1) 計画の体系	20
(2) 「埼玉県男女共同参画基本計画」における推進指標の達成状況	22
2 「埼玉県男女共同参画基本計画」の主な関連事業・平成30年度実績 及び平成30年度、令和元年度当初予算額	24
基本目標Ⅰ あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画する	24
基本目標Ⅱ 経済社会における女性の活躍が更に広がる	26
基本目標Ⅲ 家庭や地域で男女が共にいきいきと参画する	32
基本目標Ⅳ 災害に強い地域を男女が共につくりあげる	43
基本目標Ⅴ 男女の固定的な性別役割分担や偏見をなくす	43
基本目標Ⅵ 男女共同参画の意識をはぐくむ	46
基本目標Ⅶ 女性に対するあらゆる暴力を根絶する	49
基本目標Ⅷ 男女の異なる健康上の問題を踏まえ、生涯にわたる健康づくりを支援する	55
3 「男女共同参画配慮度評価」による計画の推進	59
4 平成30年度「事業のチェックポイント5」の概要	60
5 男女共同参画推進センターによる男女共同参画の推進	
○ 事業の概要	62
○ 平成30年度事業実績	63
○ 令和元年度事業計画	68
6 女性キャリアセンター	71
7 さいたま輝き荻野吟子賞	73
 第3部 市町村における男女共同参画施策の推進状況	 75
1 条例制定、計画策定、苦情処理体制の状況	76
2 首長等の状況（議員、市町村長等、自治会長、防災会議）	78
3 審議会等委員への女性の登用状況	80
4 自治体職員の状況	82
5 市町村における女性の参画マップ	84
 第4部 資料編	 87
1 総合的な推進体制の整備	89
2 県における審議会等の女性の登用状況	90
3 男女共同参画に関する年表	92
4 埼玉県内の男女共同参画推進施設一覧	94
5 埼玉県男女共同参画推進条例	96

第1部

埼玉県における 男女共同参画の状況

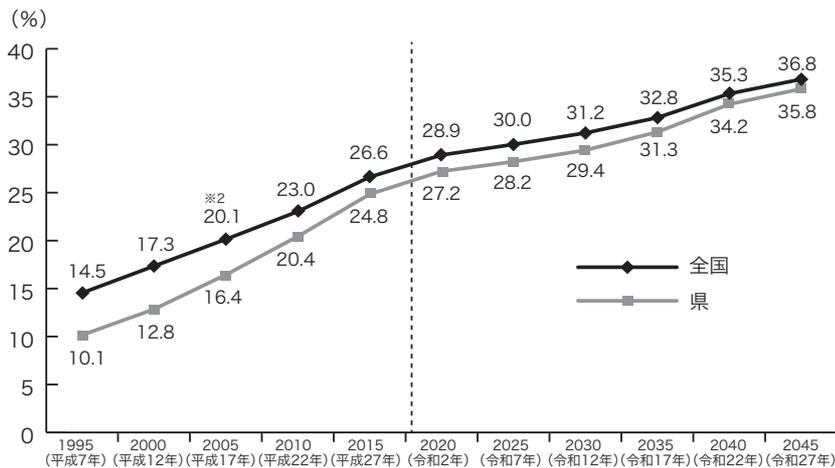
本県の人口概況とともに、男女共同参画の推進状況として「女性の社会参画」「労働」「家庭生活」「防災」「男女共同参画に関する意識」「教育」「女性に対する暴力の根絶」「健康・福祉」の分野ごとに、これまでの各種統計、調査等によるデータなどをとにまとめました。

※ 統計データについては、できるだけ新しい数値を盛り込むよう努めました。データ名や出典については本文やグラフ中に記載しています。特にことわりのない場合、本県のデータを示しています。

なお数値については、単位未満四捨五入のため合計とは必ずしも一致していないところがあります。

(統計で使用している「賃金構造基本統計調査」については、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取り扱いをしていたところ、平成31年1月30日の総務省統計委員会において、「十分な情報提供があれば、結果数値はおおむねの妥当性を確認できる可能性は高い」との指摘がなされており、一定の留保がついていることに留意願います。)

(4) 高齢化率の見通し



※ 平成27年までは総務省「国勢調査」、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」より。

本県の高齢化率※1は、平成27年（2015年）の国勢調査では全国で6番目の低さとなっている。しかし、平成17年から27年までの10年間では8.4ポイント増加し、奈良県に続いて高齢化が進んだ。

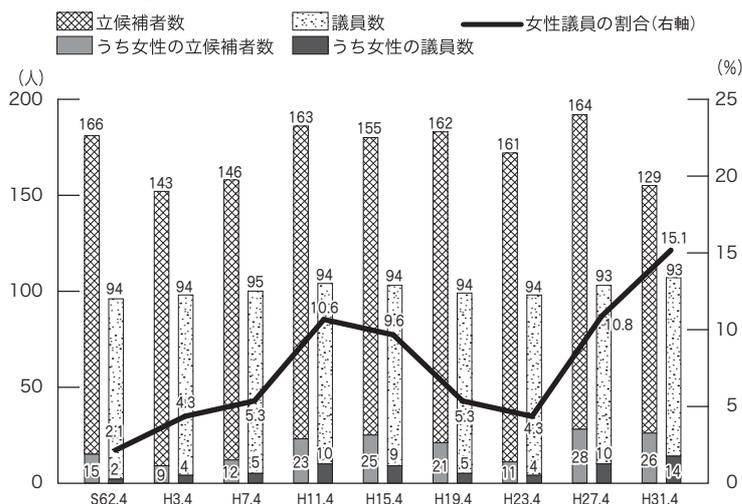
※1 高齢化率…総人口に占める65歳以上の割合。

※2 国勢調査の数値について、平成22年度から「不詳」数を分母に含めない方法で算出されており、平成17年度の数値は総務省統計局が同様の算出方法で再計算した数字を採用。

○女性の社会参画

1 政治への参画

(5) 本県議会における女性の立候補者及び議員の状況

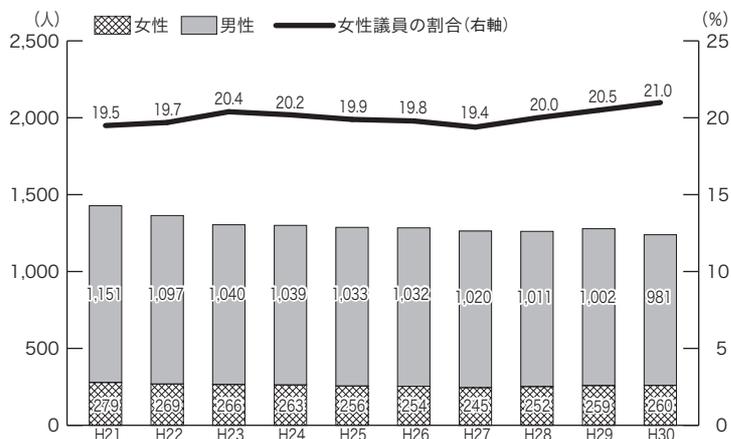


※ 県市町村課より。

平成31年4月に行われた本県議会議員選挙において、129人の立候補者のうち女性は26人となった。

また、当選者数は93人中女性が14人で、昭和62年以降最も多くなり、その割合は15.1%となった。

(6) 市町村議会の状況（各年12月31日現在）



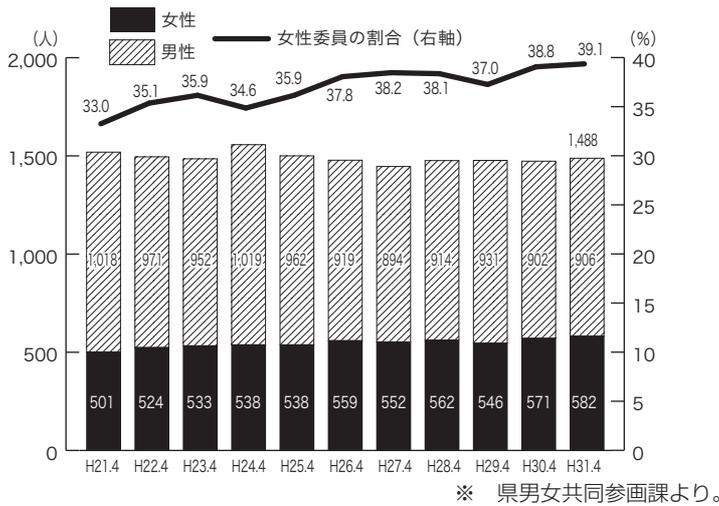
※ 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」より。

平成30年12月現在、県内市町村議会議員における女性の数は260人（市204人、町村56人）で、その割合は、市が21.7%、町村が18.7%、全体で21.0%である。

女性議員の割合は、1位は東京都（26.7%）で埼玉県は全国3位となっている。

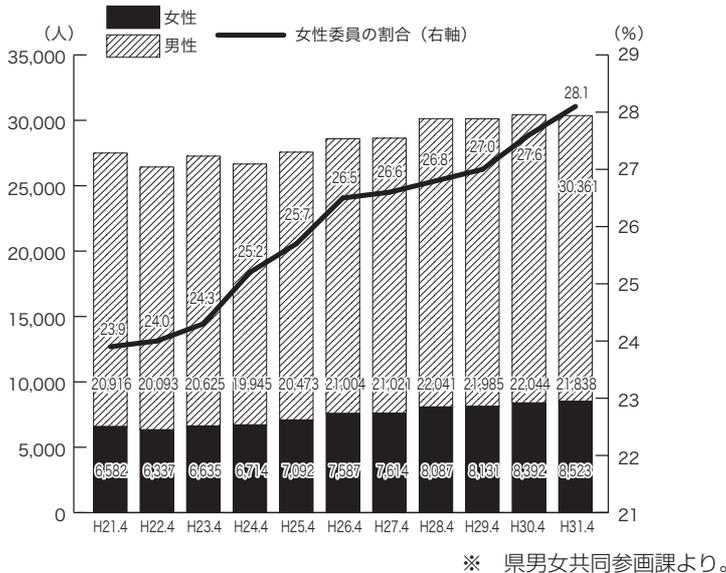
2 審議会等への参画

(7) 審議会等における女性の委員数と割合の推移



平成31年4月現在、本県の審議会等委員総数1,488人のうち、女性の委員は582人で、その割合は39.1%（前年比0.3ポイント増）である。

(8) 市町村審議会等における女性の委員数と割合の推移 (広域で設置している審議会等の委員数を含む)

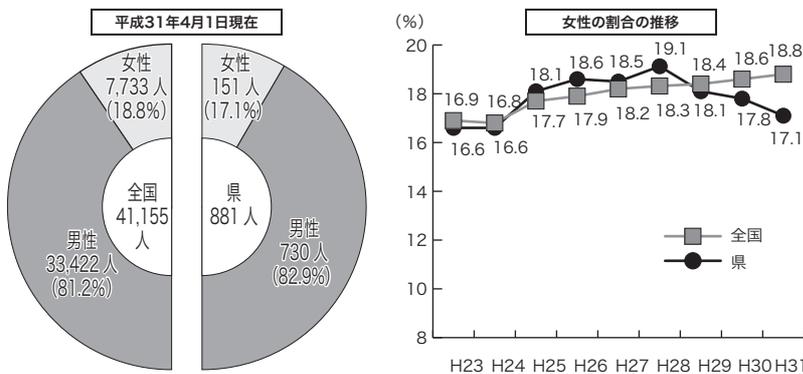


平成31年4月現在*、県内市町村の審議会等委員総数30,361人のうち、女性の委員は8,523人で、その割合は28.1%である。

*羽生市は令和元年6月1日現在
 富士見市は審議会等の数値が一部平成30年10月1日現在
 神川町は令和元年9月18日現在

3 司法への参画

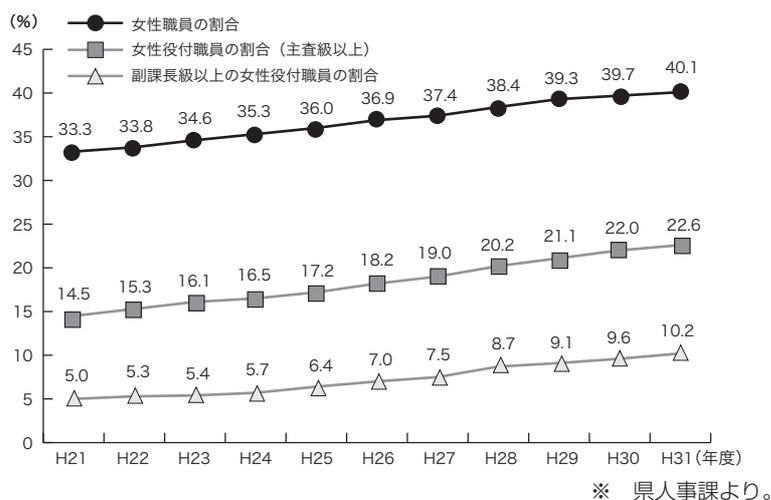
(9) 弁護士の男女比



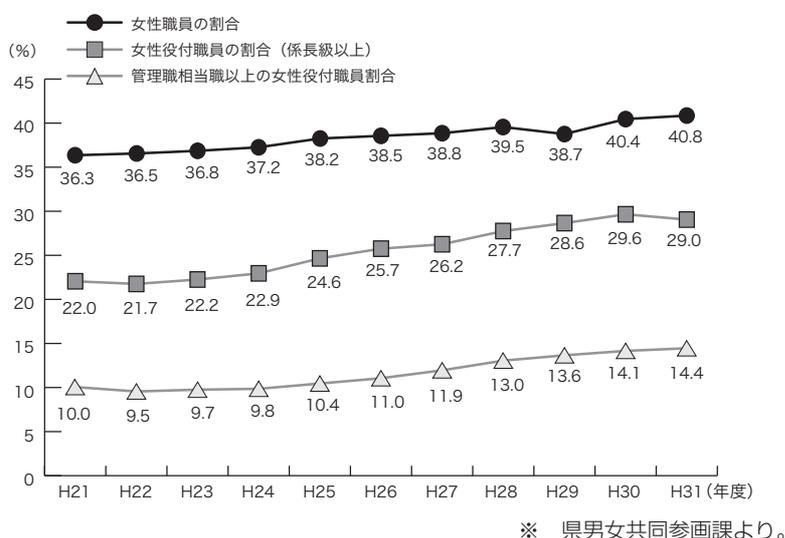
本県の弁護士総数881人のうち、女性の弁護士は151人（前年比4人減）である。また、その割合は17.1%で、全国平均（18.8%）より1.7ポイント低くなっている。

4 県・市町村における女性の職員

(10) 県における女性の職員・役付職員の割合



(11) 市町村における女性の職員・役付職員の割合



平成31年4月1日現在、本県の女性職員は9,788人中3,925人で、割合は40.1%となっている。

また、女性役付職員(主査級以上)は、4,324人中977人(22.6%)、そのうち副課長級以上の女性管理職は906人中92人(10.2%)であり、いずれもその割合は年々高まっている。

※全任命権者(教育・警察除く)

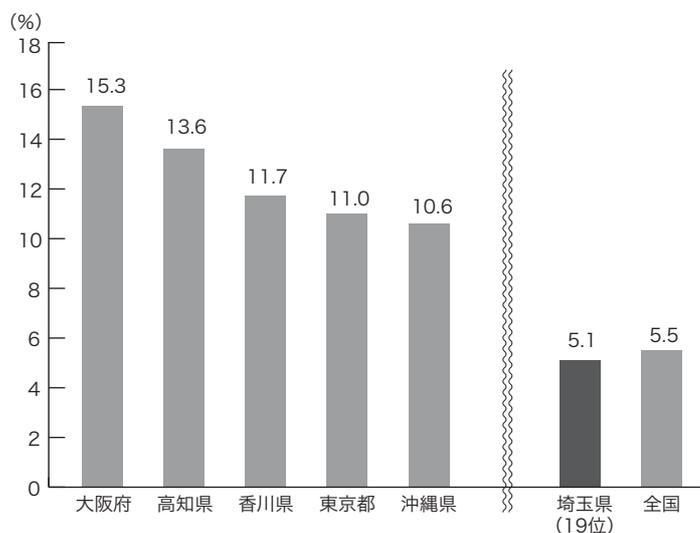
平成31年4月1日現在*、県内の市町村における職員数のうち女性職員の割合は40.8%、女性役付職員の割合は29.0%である。

また、管理職相当職以上の職員のうち、女性職員の割合は14.4%となっている。

※行田市は令和元年7月1日現在
吉見町は令和元年5月1日現在

5 地域における参画

(12) 自治会長に占める女性の割合

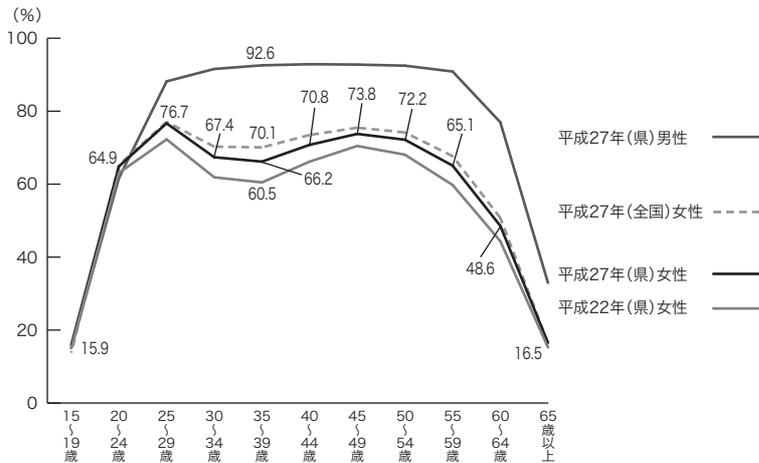


※ 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成30年度)」より。

平成30年4月1日現在、自治会長に占める女性の割合は5.1%(全都道府県中19番目)であり、全国平均の5.5%より下回っている。

1 女性の就業率

(13) 年代別の女性の就業率



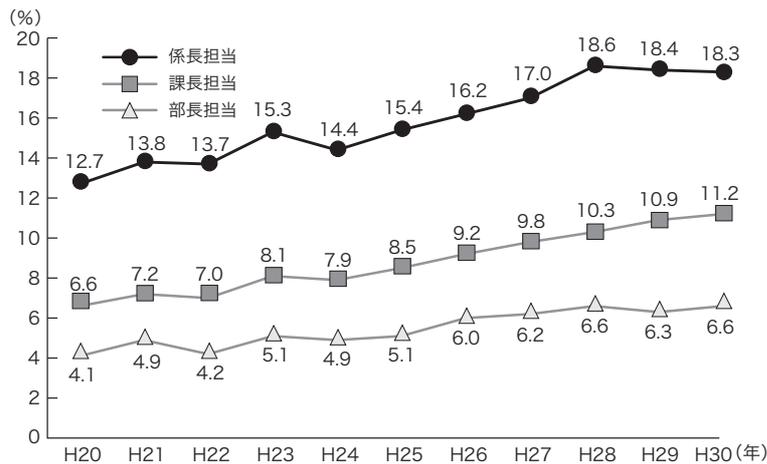
※ 総務省「平成27年国勢調査」より。

平成27年の本県の女性就業率*を年代別にみると、25~29歳の層の76.7%と45~49歳の層の73.8%を2つの頂点として、35~39歳の66.2%を底とするM字型曲線を描いている。平成22年より上昇したものの、M字型の底は、本県の男性や全国の女性の数値と比較しても、依然低い状況にある。

※就業率…15歳以上の人口のうち、就業者の割合
(就業者とは、調査期間中収入を伴う仕事を少しでもした人をいう。)

2 民間企業等における女性

(14) 階級別役職者に占める女性割合の推移 (全国)

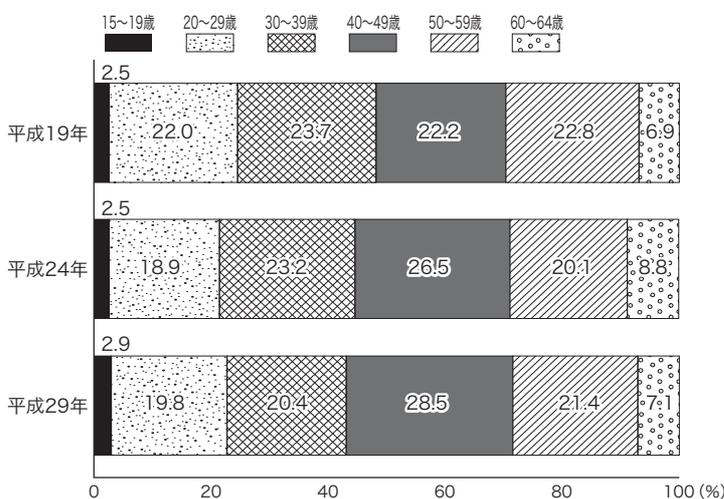


※ 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より。

平成30年の全国の民間企業等(従業員数100人以上)における役職者を階級別にみると、部長相当職は6.6%、課長相当職は11.2%、系長相当職は18.3%であり、長期的にみると増加傾向にある。

3 女性の雇用者の状況

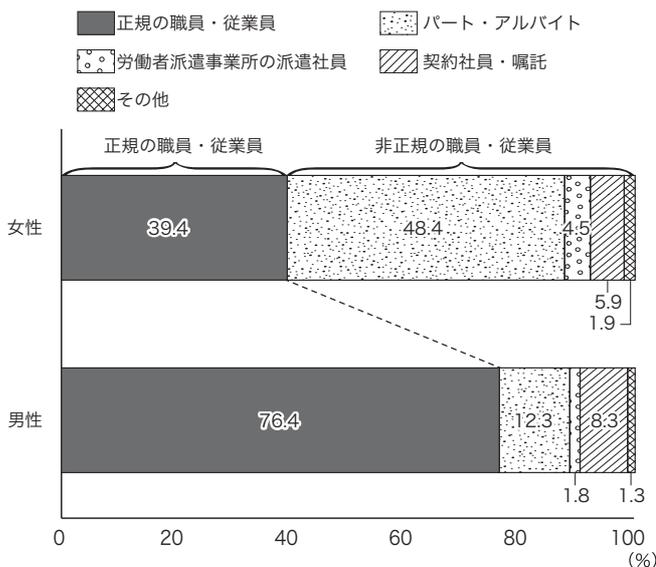
(15) 女性雇用者 (15~64歳) の年代別比率推移



※ 総務省「平成29年就業構造基本調査」より。

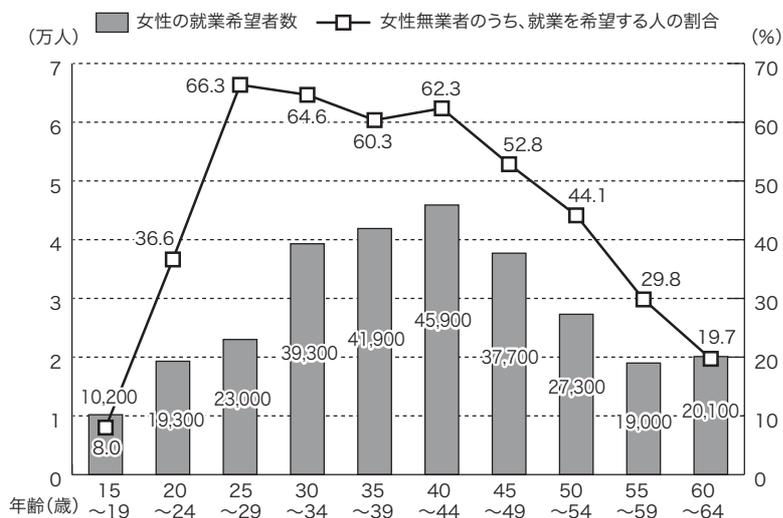
本県の15~64歳の女性雇用者1,544千人を年代別にみると、前回調査(平成24年)から比べて、30歳代、60歳以上の比率は減少したが、その他の年代では増加した。

(16) 女性の雇用者に占める非正規雇用者の割合



※ 総務省「平成29年就業構造基本調査」より。

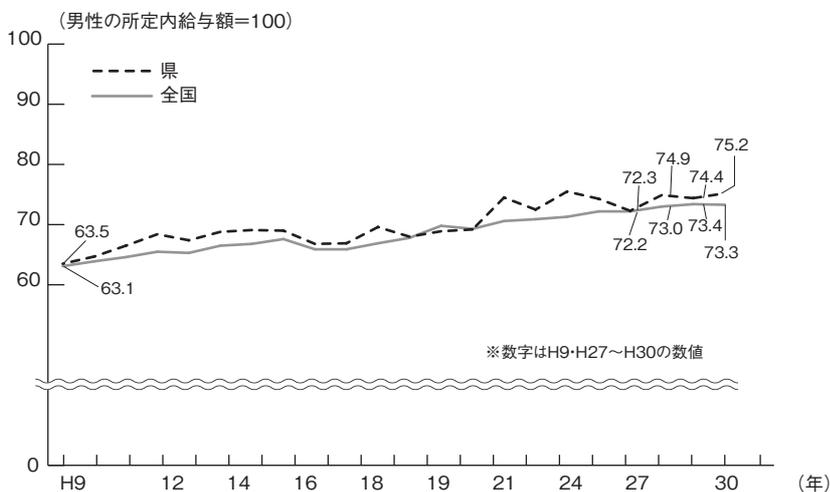
(17) 女性無業者のうち就業を希望する人数



※ 総務省「平成29年就業構造基本調査」より。

4 賃金

(18) 男女の賃金格差の推移



※ 数字はH9・H27~H30の数値
※ 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より。

本県の女性雇用者（役員を除く）に占めるパート・アルバイトの比率は48.4%で、全国平均44%より高くなっている。

非正規雇用は女性の約6割を占める一方、男性では2割超となっている。

※パート、アルバイト等の雇用形態は勤め先での呼称による。

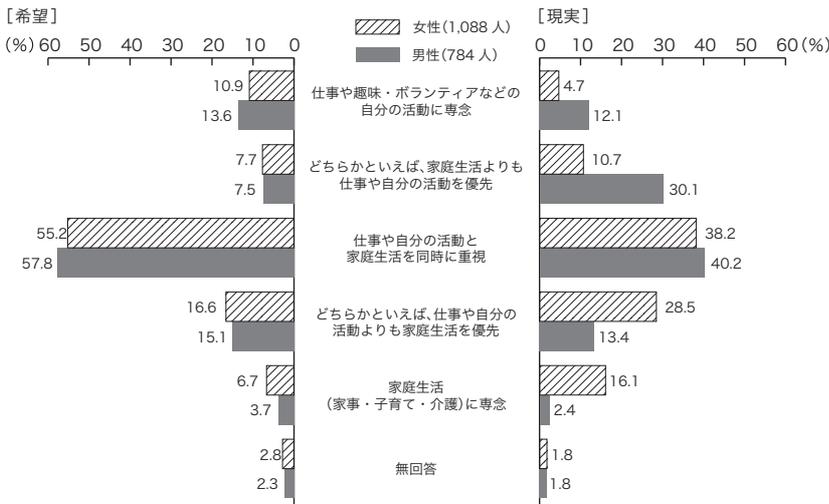
本県の就業していない女性156万人のうち、就業を希望する女性は30~40歳代を中心に34万1千人（21.8%）いる。その割合は、全国で4番目に高く、全国19.3%に比べて2.5ポイント高くなっている。

本県における平成30年の男性一般労働者の平均賃金水準（所定内給与額※）を100（331,500円）としたとき、女性一般労働者の給与水準は75.2（249,300円）となっており、格差は長期的には縮小傾向にある。

※所定内給与額…決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。

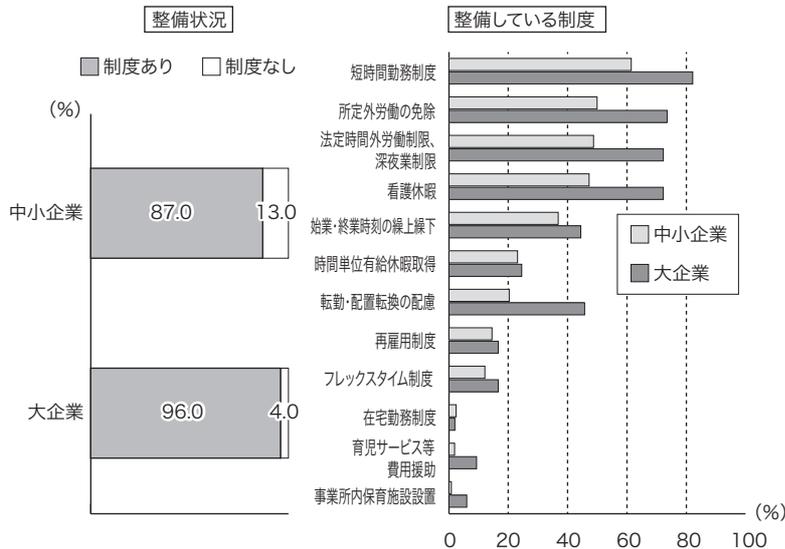
5 家庭と仕事の両立支援

(19) 家庭生活の優先度



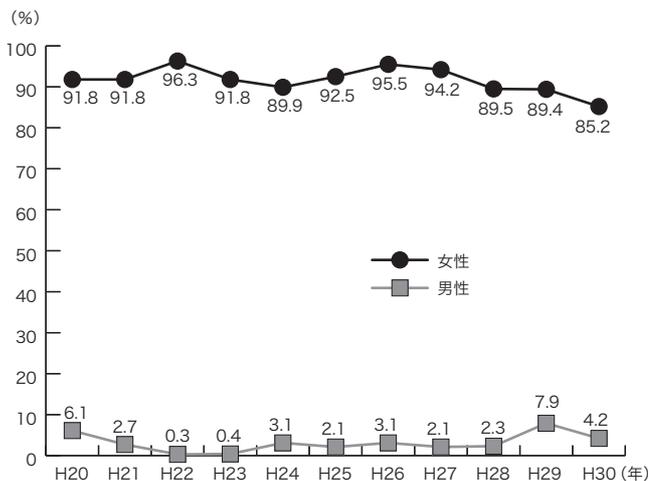
※ 県男女共同参画課「平成30年度意識・実態調査」より。

(20) 仕事と育児の両立支援



※ 県勤労者福祉課「平成30年度埼玉県就労実態調査」より。

(21) 育児休業取得率（県内中小企業）



※ 県勤労者福祉課「平成30年度埼玉県就労実態調査」より。

希望・現実ともに、「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」が男女双方で最も多い。

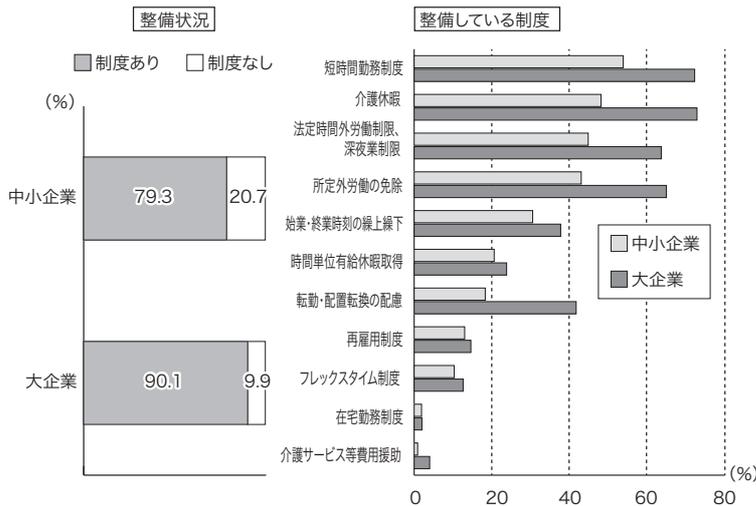
【現実】で2番目に多いのは、女性が「どちらかといえば、仕事や自分の活動よりも家庭生活を優先」で、男性が「どちらかといえば、家庭生活より仕事や自分の活動を優先」となっている。

仕事と育児の両立支援制度のある事業所は、県内中小企業で87.0%であった。大企業では96.0%が支援制度があると回答している。さらに、両立支援の内容をみると「短時間勤務制度」が中小企業では61.4%、大企業では82.1%と最も多い。

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間に出産した女性労働者及び配偶者が出産した男性労働者について、中小企業における育児休業の取得率をみると、女性は85.2%、男性は4.2%となっている。

※参考…県内大企業での育児休業取得率
女性労働者：98.8%
男性労働者：5.3%

(22) 仕事と介護の両立支援



※ 県勤労者福祉課「平成30年度埼玉県就労実態調査」より。

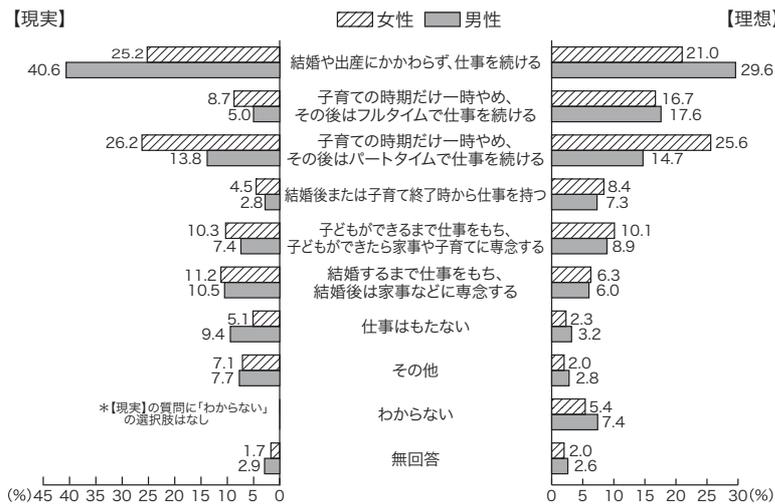
仕事と介護の両立支援制度のある事業所は、県内中小企業で79.3%であった。大企業では90.1%が支援制度があると回答している。

利用できる制度として最も多いものは「短時間勤務制度」で、中小企業が53.8%、大企業が72.2%となっている。

○家庭生活

1 ライフスタイル

(23) 女性の働き方の理想と現実

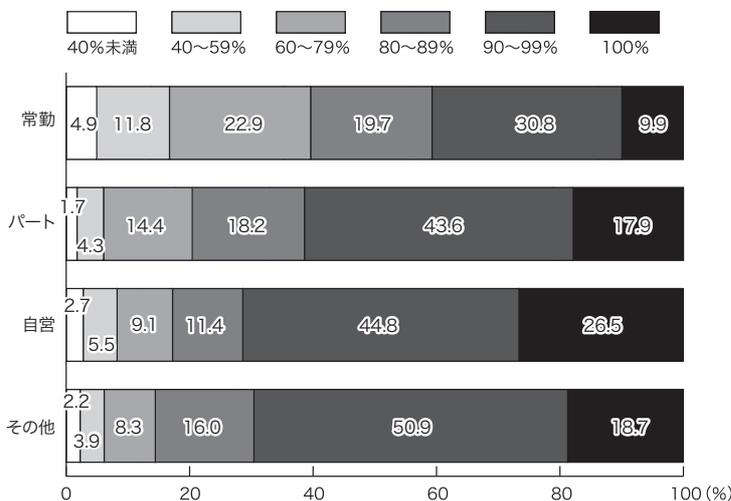


※ 県男女共同参画課「平成30年度意識・実態調査」より。

女性の働き方について、理想・現実ともに女性は「子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける」が最も多く、男性は「結婚や出産の有無にかかわらず、仕事を続ける」が最も多くなっている。

※女性の働き方の実態は、女性を「自分自身の働き方」、男性を「妻の働き方」とする。

(24) 従業上の地位別に見た妻の家事分担割合 (全国)



※ 国立社会保障・人口問題研究所「第6回全国家庭動向調査(2018年実施)」より。

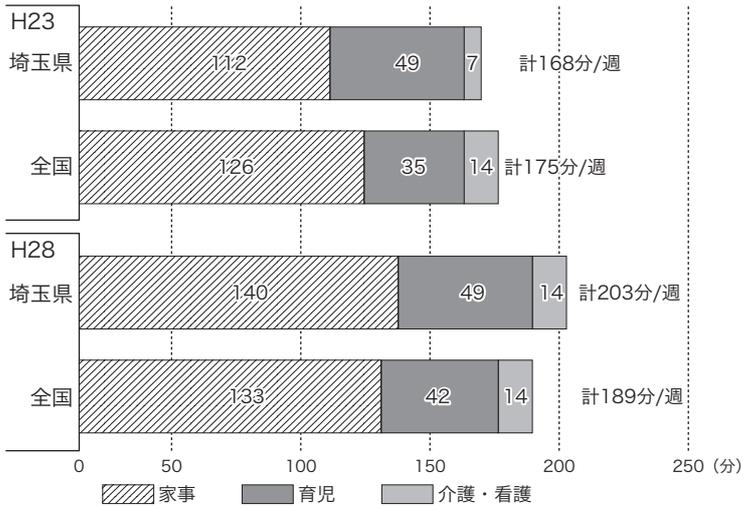
妻が「常勤」で働く世帯では、「パート」「自営」「その他」と比べて、妻の家事分担割合は相対的に少ない。それでも約6割の妻が家事の80%以上を担っている。

また、専業主婦を含む「その他」の妻においては、8割超が80%以上の家事を分担している。

※「その他」…大多数は仕事を持たないいわゆる専業主婦

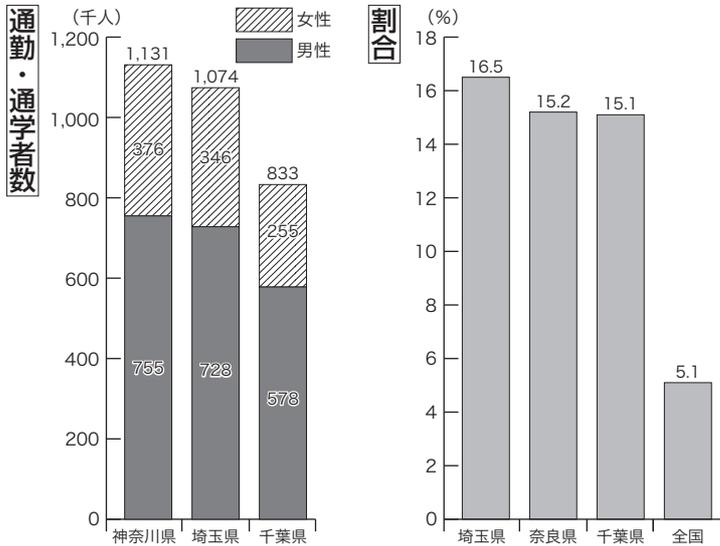
2 男性にとっての男女共同参画

(25) 男性の家事・育児・介護等の時間数（週当たり）



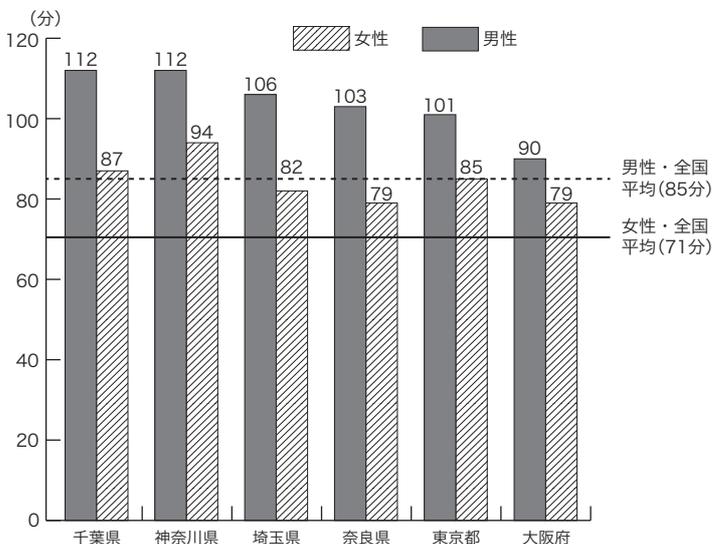
※ 総務省「社会生活基本調査」より。

(26) 他都県への通勤・通学者数とその割合



※ 総務省「平成27年国勢調査」より。

通勤・通学時間



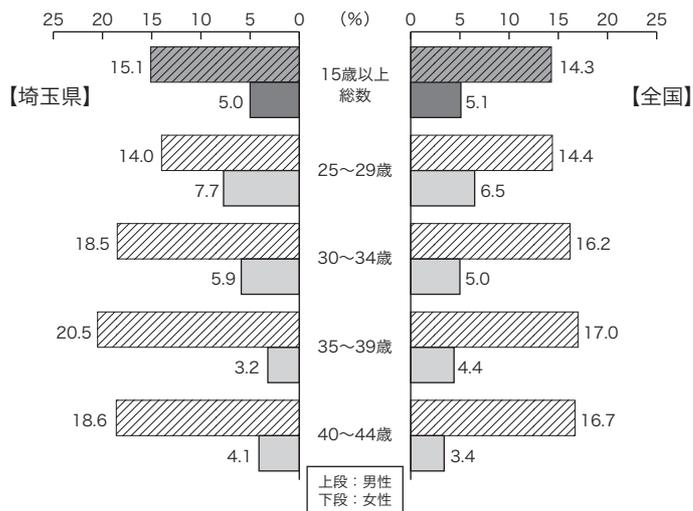
※ 総務省「平成28年社会生活基本調査」より。

本県の10歳以上の男性について、週当たりの生活時間をみると、前回調査時（平成23年）と比べて育児時間は変わらないものの、家事及び介護・看護時間が長くなっている。育児を含めた全体の時間数は35分（1日当たり5分）長くなり、全国平均を上回った。

他都県への15歳以上の通勤・通学者数は約107万人で、神奈川県に次いで全国2位であり、その割合は全国1位となっている。

また、10歳以上の県民が通勤・通学にかかる時間は男女ともに長く、男性は106分で千葉県、神奈川県に次ぎ全国3位、女性も82分と全国で4番目の長さとなっている。

(27)子育て世代の長時間労働(週60時間以上就業している人の割合)



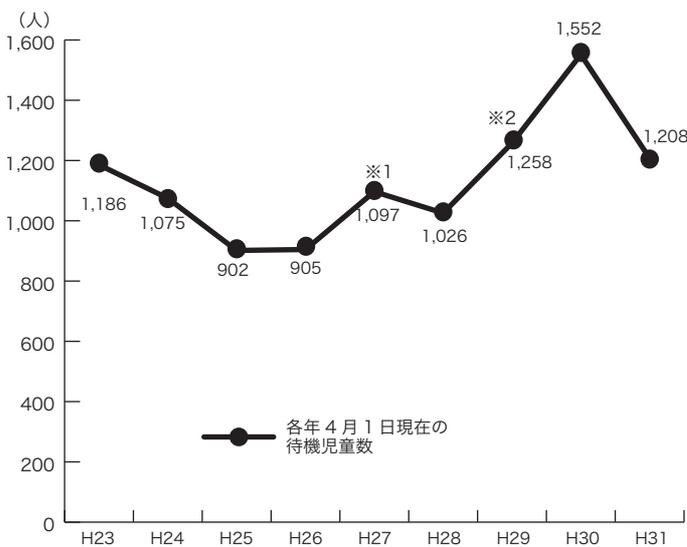
※ 総務省「平成29年就業構造基本調査」より。

本県の年間就業日数200日以上(15歳以上)の男性のうち、週60時間以上就業している男性の割合は、全国(14.3%)より0.8ポイント高く、15.1%となっている。

さらに、25~44歳の子育て世代では18.2%と、全国(16.2%)より2.0ポイント高い。

3 子育ての社会的支援

(28) 保育所待機児童数



※ 県少子政策課より。

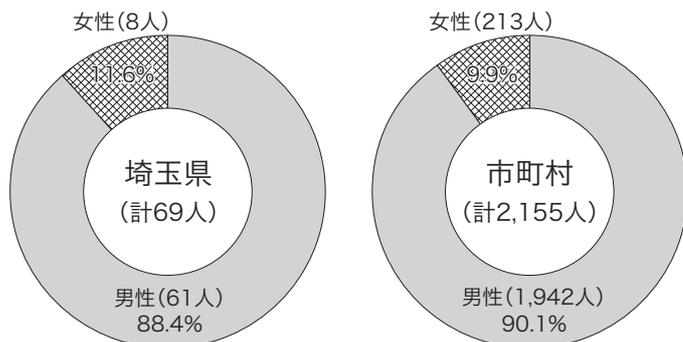
本県の平成31年4月1日現在の待機児童数は1,208人で、前年(1,552人)から344人減少した。

※1・2 平成27・29年4月に待機児童の定義を変更

○防災

1 防災分野における参画

(29) 県・市町村防災会議での女性委員の割合



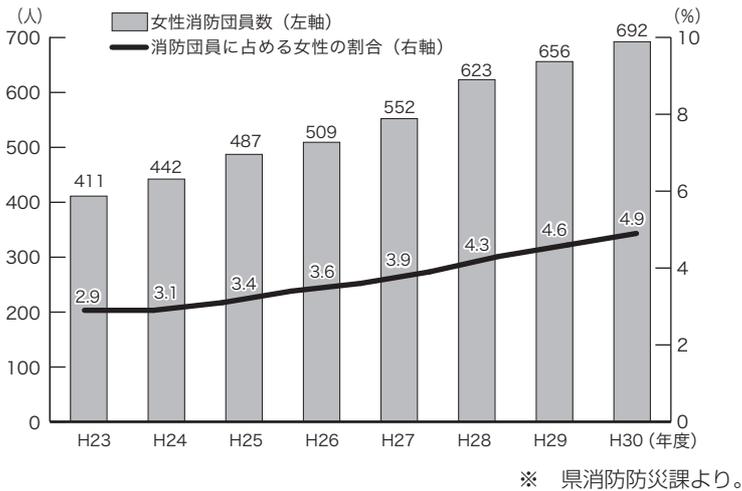
※ 男女共同参画課より。

平成30年4月1日現在、本県の防災会議での女性委員が占める割合は、11.6%(69人中8人)で、全国平均(15.7%)より4.1ポイント低くなっている。

県内市町村では総数2,155人のうち女性は213人(9.9%)であり、防災会議の設置されている62市町中5市町村に女性委員がいない。

(全国の値は内閣府「男女共同参画白書令和元年版」より)

(30) 消防団員に占める女性の割合



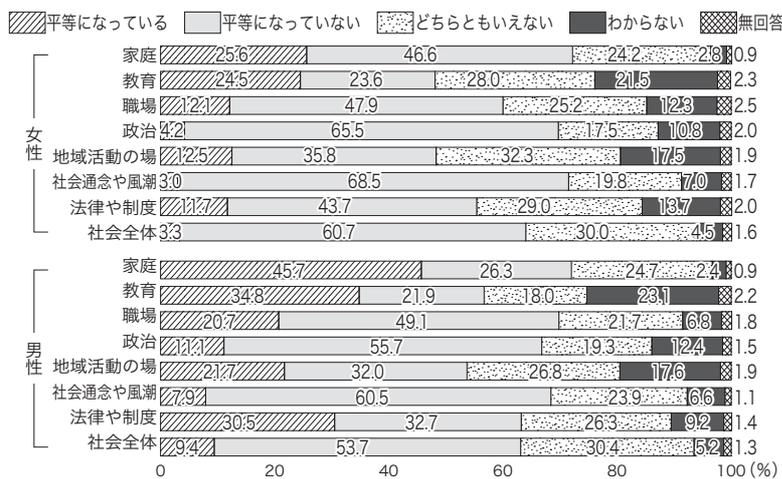
平成30年4月1日現在、本県の女性消防団員数は、14,200人中692人(4.9%)であり、年々その割合は増加している。

また、全国では3.1%となっており、県が1.8ポイント上回っている。(全国の値は消防庁「消防防災・震災対策現況調査」より)

男女共同参画に関する意識

1 男女平等に関する意識

(31) 男女の地位の平等感

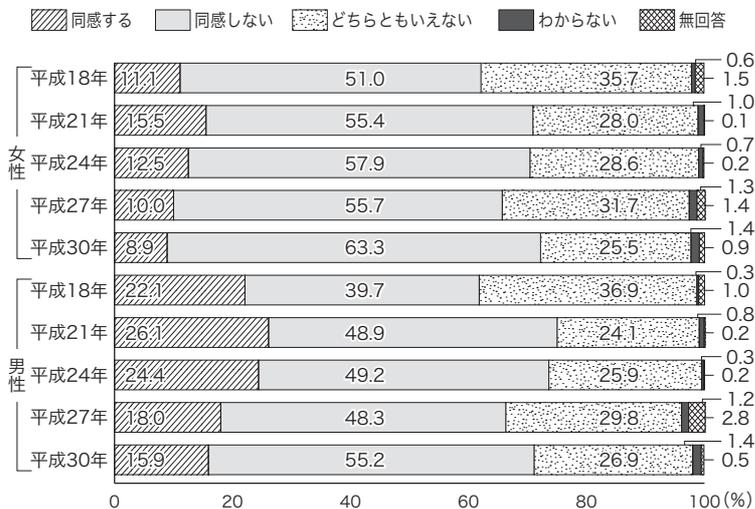


男女平等に関する意識では、男女とも【社会通念や風潮】【政治】【社会全体】に不平等感を強く感じている。

また、【家庭】において女性の意識差が大きくなっており「平等になっている」は20.1ポイント男性の方が高く、「平等になってない」は20.3ポイント女性の方が高くなっている。

2 性別による役割分担意識

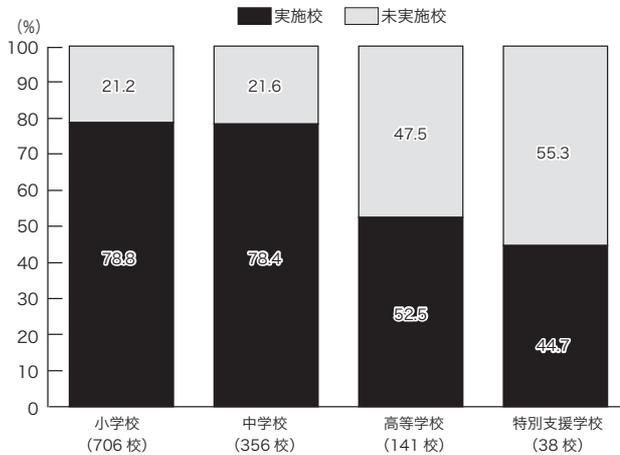
(32) 性別役割分担意識～男性は仕事、女性は家庭～



「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担意識について、男女ともに、「同感しない」の割合が増え、「同感する」割合が減っている。また、「同感しない」は調査開始以来初めて男性は5割を超え、女性は6割を超えた。

1 公立学校での男女平等教育の推進状況

(33) 男女平等教育の推進状況 (教職員の男女平等教育に関する校内研修の実施率)



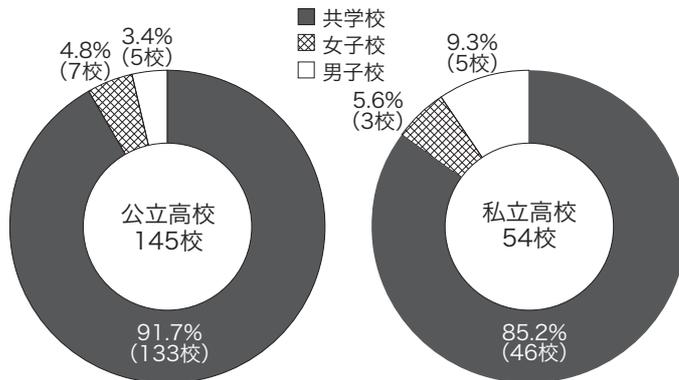
※ 県教育局人権教育課より。

平成31年3月現在、県内の各公立学校※における教職員の男女平等教育に関する校内研修の実施率は、小学校が78.8% (706校中556校)、中学校が78.4% (356校中279校)、高等学校が52.5% (141校中74校)、特別支援学校が44.7% (38校中17校)である。

※さいたま市立学校は含まない。

2 高等学校の男女共学、別学の状況

(34) 公・私立高等学校の共学、別学の状況 (令和元年5月)

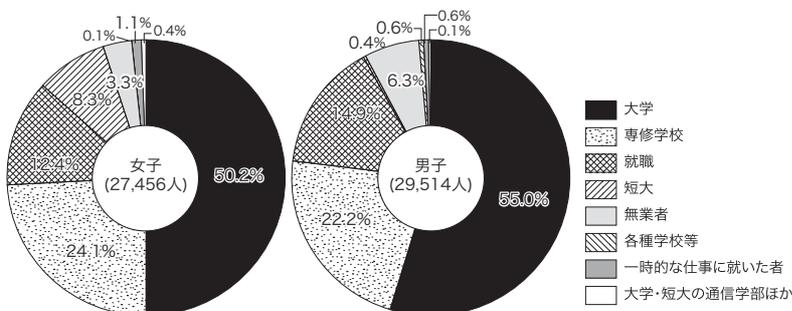


※ 県学事課、教育局県立学校人事課より。

令和元年5月現在、本県の高等学校における共学校の割合は、公立が91.7%、私立が85.2%である。

3 高等学校卒業者の進路

(35) 高等学校卒業者 (現役) の進路 (平成30年3月卒業者)



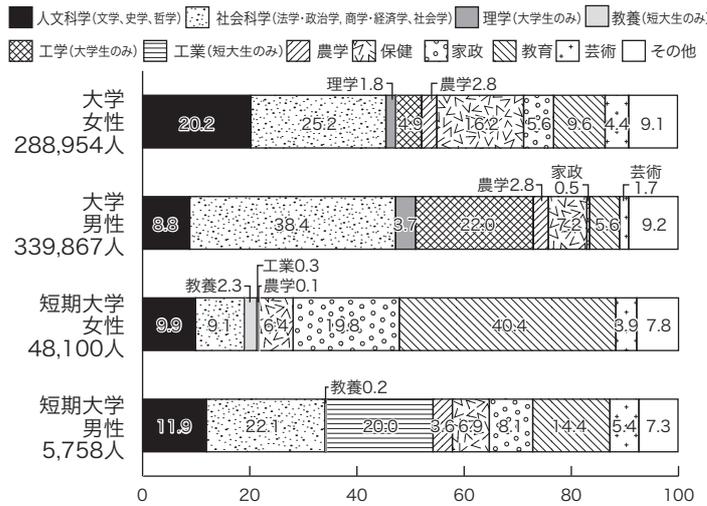
※ 文部科学省「平成30年度学校基本調査」より。

平成30年3月に県内の高等学校を卒業した女子の進路は、大学が50.2%と最も高い。続いて、専修学校、就職、短大となっている。

短大等を合わせた女子の大学等進学率は58.9% (全国平均57.7%) で全国11位となっている。

4 大学等への入学と専攻分野

(36) 大学・短期大学入学者の専攻分野別構成 (全国)

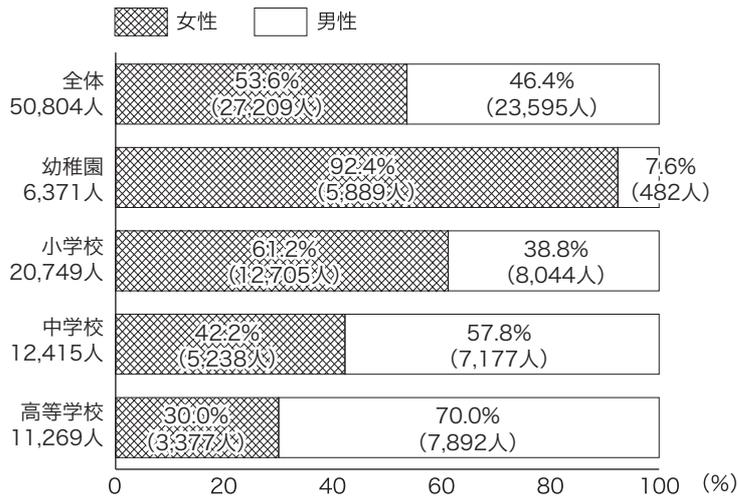


※ 文部科学省「平成30年度学校基本調査」より。

大学に入学した女性の25.2%が社会科学、続いて20.2%が人文科学を専攻し、男性の38.4%が社会科学、続いて22.0%が工学を専攻している。短期大学に入学した女性の40.4%が教育、続いて19.8%が家政を専攻し、男性の22.1%が社会科学、続いて20.0%が工業を専攻している。

5 女性の教員

(37) 女性の教員の占める割合

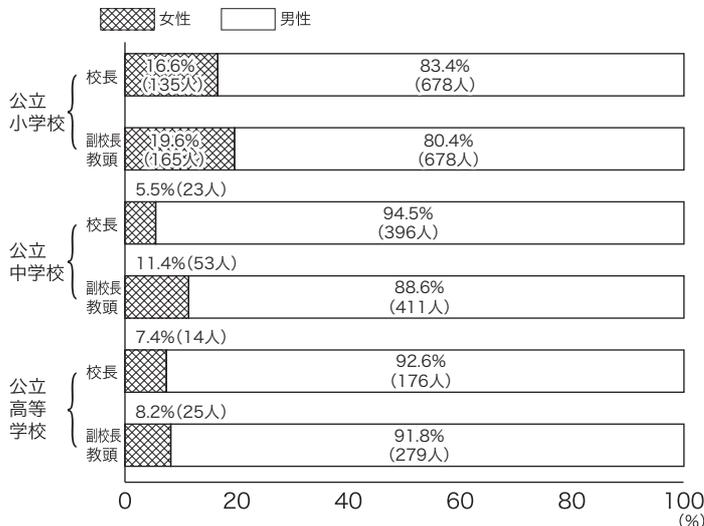


※ 文部科学省「平成30年度学校基本調査」より。

平成30年5月現在、本県の国立、公立及び私立学校における教員数は50,804人で、そのうち女性教員の割合は53.6% (27,209人) となっている。

その割合は幼稚園が最も高く、高等学校が最も低い。

(38) 公立小・中・高等学校の女性教員管理職数



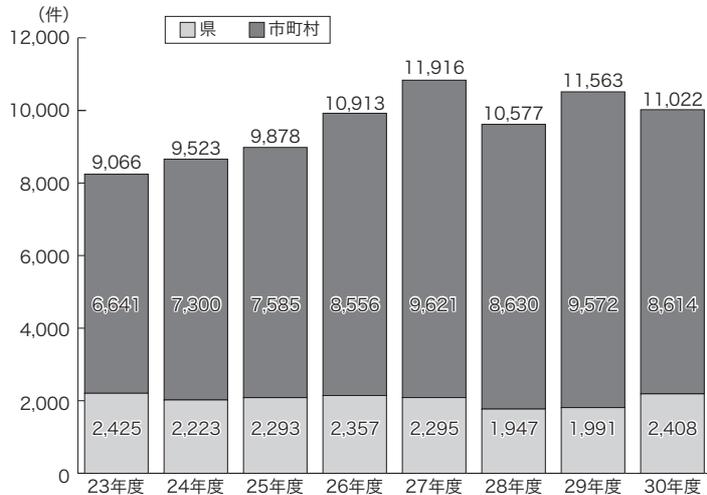
※ 文部科学省「平成30年度学校基本調査」より。

平成30年5月現在、本県の公立学校における女性教員管理職は小学校では校長が135人で16.6%、教頭が165人で19.6%、中学校では校長が23人で5.5%、教頭が53人で11.4%、高等学校では校長が14人で7.4%、副校長・教頭が25人で8.2%である。

○女性に対する暴力の根絶

1 DV（ドメスティック・バイオレンス）相談件数

(39) DV相談件数



※ 県男女共同参画課より。

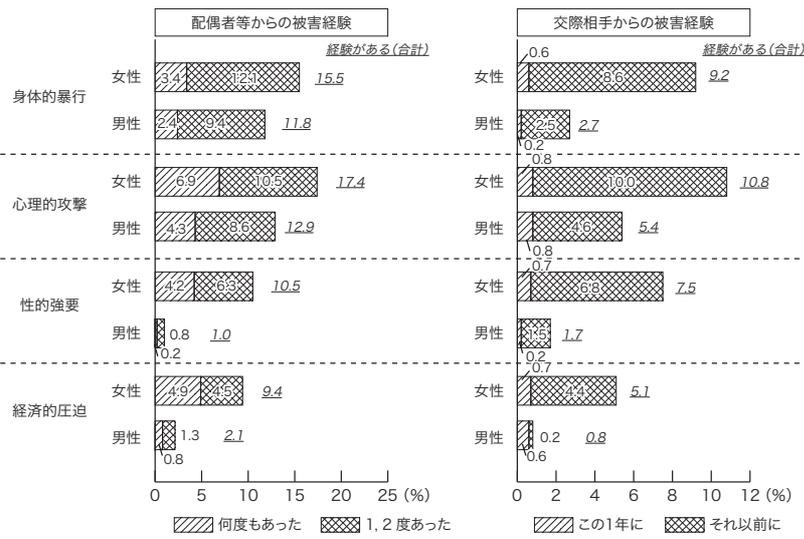
平成30年度に受けたDVに関する相談件数は県が2,408件、市町村が8,614件となっている。

※県：配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画推進センター及び福祉事務所が受けたDV相談件数の合計

※市町村：DVに関わる総相談件数

2 配偶者等から受けた暴力

(40) 配偶者等や交際相手からの暴力被害経験



※ 県男女共同参画課「平成30年度意識・実態調査」より。

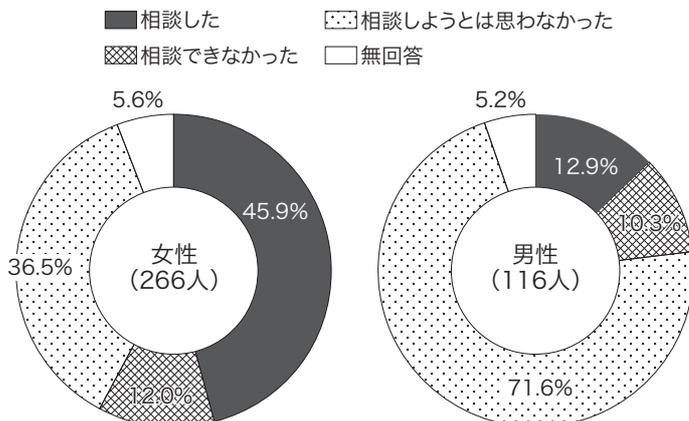
配偶者等から受けた被害及び交際相手から受けた被害で、心理的攻撃が最も多くなっている。また、すべての行為において、被害を経験した人の割合は、女性が男性を上回っている。

※各行為説明

- ・身体的暴行…なぐる、ける、物を投げつける、突き飛ばすなどの身体に対する行為
- ・心理的攻撃…人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせ
- ・性的強要…性的な行為の強要
- ・経済的圧迫…必要な生活費を渡さない、仕事を無理やり辞めさせられるなど経済的に弱い立場に立たせる行為

※「経験はまったくない」、「無回答」は省略。

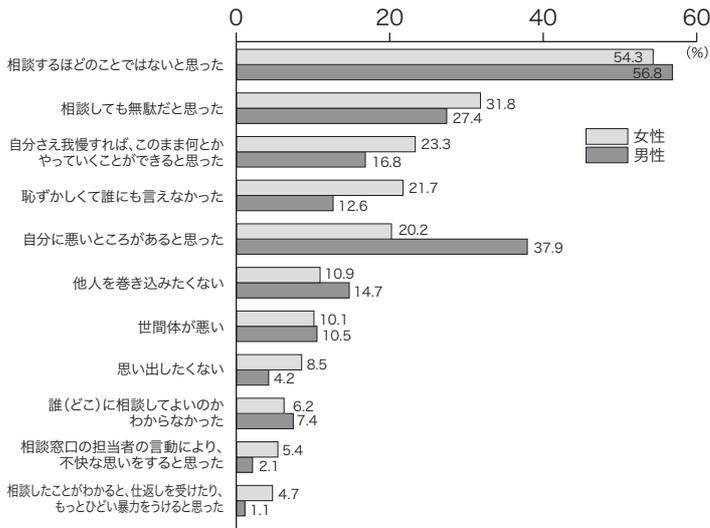
(41) 配偶者等から受けた暴力に関する相談



※ 県男女共同参画課「平成30年度意識・実態調査」より。

配偶者等から受けた暴力について、相談状況を男女別にみると、「相談した」女性は45.9%、男性は12.9%である。一方、「相談できなかった」「相談しようとは思わなかった」女性は48.5%、男性は81.9%で、女性の約半数、男性の約8割の人が相談していない状況である。

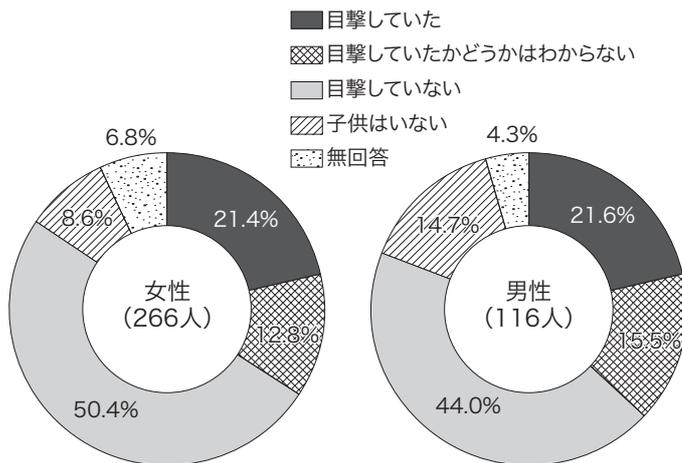
(42) 相談できなかった理由



※ 県男女共同参画課「平成30年度意識・実態調査」より。

3 子供への影響

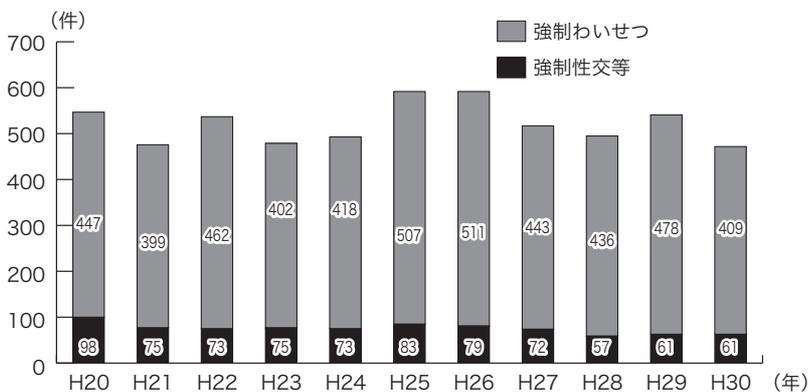
(43) 子供の目撃の有無



※ 県男女共同参画課「平成30年度意識・実態調査」より。

4 性犯罪の実態

(44) 強制性交等・強制わいせつの認知件数



※ 県警察本部刑事総務課より。

配偶者等から受けた暴力について相談できなかった理由として、「相談するほどのことではないと思った」が最も多く女性は54.3%、男性は56.8%を占めている。

※ 「その他」、「無回答」は省略。

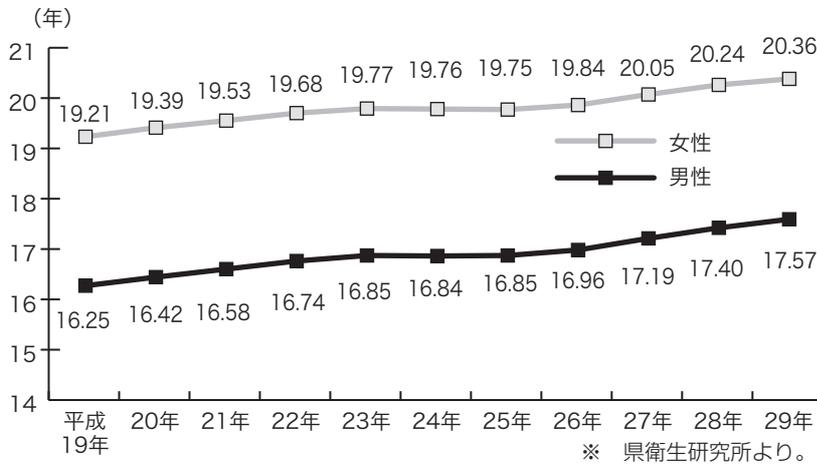
配偶者等から暴力を受けた際に、子供がその様子を「目撃していた」は女性で21.4%、男性で21.6%となっている。

強制性交等・強制わいせつの認知件数は、平成30年は強制性交等が61件、強制わいせつが409件であった。

※ 刑法の一部が改正（平成29年7月13日施行）され、強姦の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強姦」を「強制性交等」に変更した。

1 高齢化社会

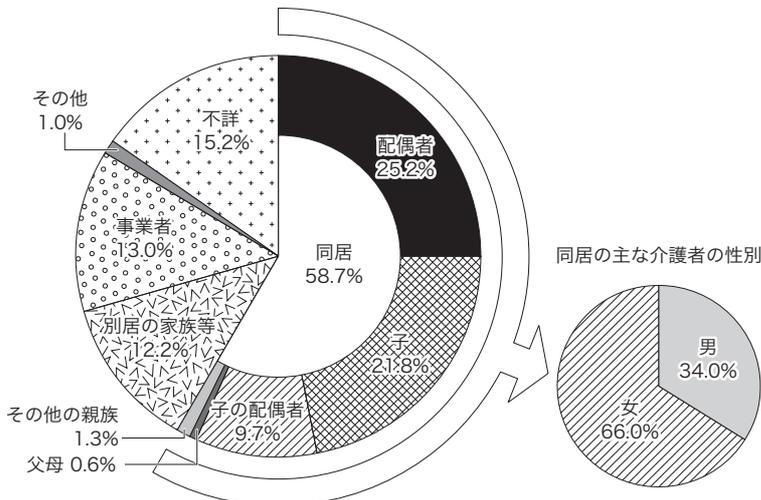
(45) 健康寿命の推移



本県の平成29年の健康寿命※は、女性20.36年、男性17.57年で、前年と比べて上昇している。

※健康寿命…65歳に達したのち、介護保険制度の要介護2以上に認定されるまでの期間。

(46) 主な介護者の要介護者等との続柄・性別等 (全国)



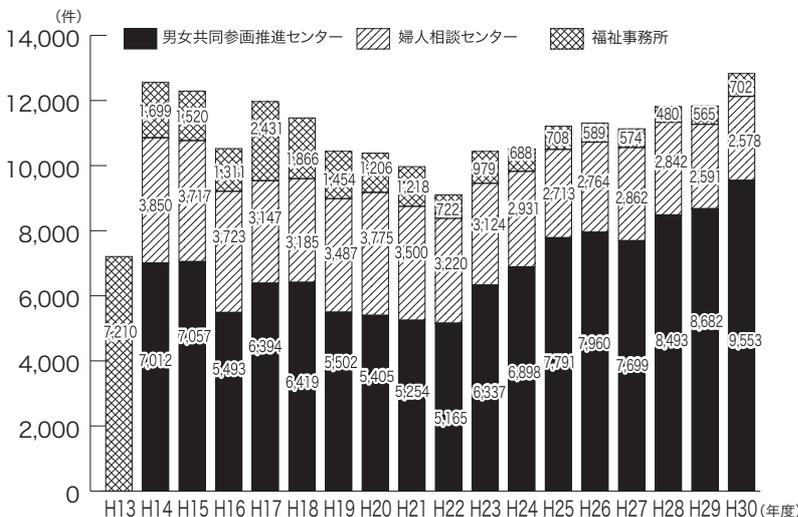
※ 厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」より。

主な介護者の、要介護者等との「同居」が58.7%と最も多く、次いで「事業者」13.0%となっている。

他方、同居の主な介護者の66.0%が女性であり、女性が介護の担い手となっていることがわかる。

2 相談の受付状況

(47) 男女共同参画推進センター、婦人相談センター等の相談受付状況

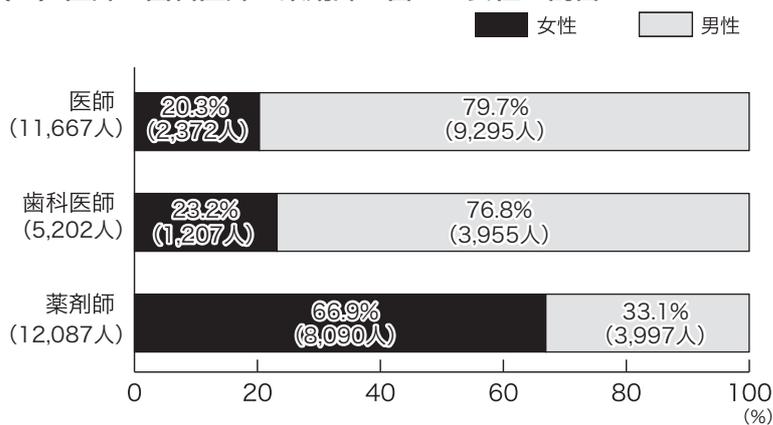


人間関係、家族、夫婦、DVなどに関する相談件数は、平成14年度に婦人相談センターDV相談室及び男女共同参画推進センターを開設したことにより、大きく増加した。

平成30年度の状況は男女共同参画推進センターで9,553件、婦人相談センターで2,578件、福祉事務所で702件、合計12,833件の相談を受け付けた。

3 医療従事者の女性割合

(48) 医師、歯科医師、薬剤師に占める女性の割合



- ※1 厚生労働省「平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査」より。
- ※2 医師と歯科医師は、医療施設の従事者である。また、薬剤師は薬局・医療施設の従事者である。

平成28年12月31日現在、本県の医療従事者の女性割合は医師が20.3%（全国平均21.1%）、歯科医師が23.2%（同23.0%）、薬剤師が66.9%（同65.9%）となっている。

第2部

埼玉県の 男女共同参画施策の 実施状況

県では、新たな課題に男女共同参画の視点から対応するため、平成29年度から33年度までの5年間を計画期間とする「埼玉県男女共同参画基本計画（以下「基本計画」とする。）」を平成29年3月に策定しました。

第2部では、県の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにするため、基本計画の体系及び推進指標の達成に向けた取組状況や事業の実績等について記載しました。また、基本計画を実効性あるものにするため、平成15年度に導入した「男女共同参画配慮度評価」の内容、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な拠点施設である男女共同参画推進センター（With You さいたま）の事業などを掲載しました。

1 「埼玉県男女共同参画基本計画」の推進

(1) 計画の体系 (計画期間：平成29～33年度)

計画を推進するための
基本的な視点

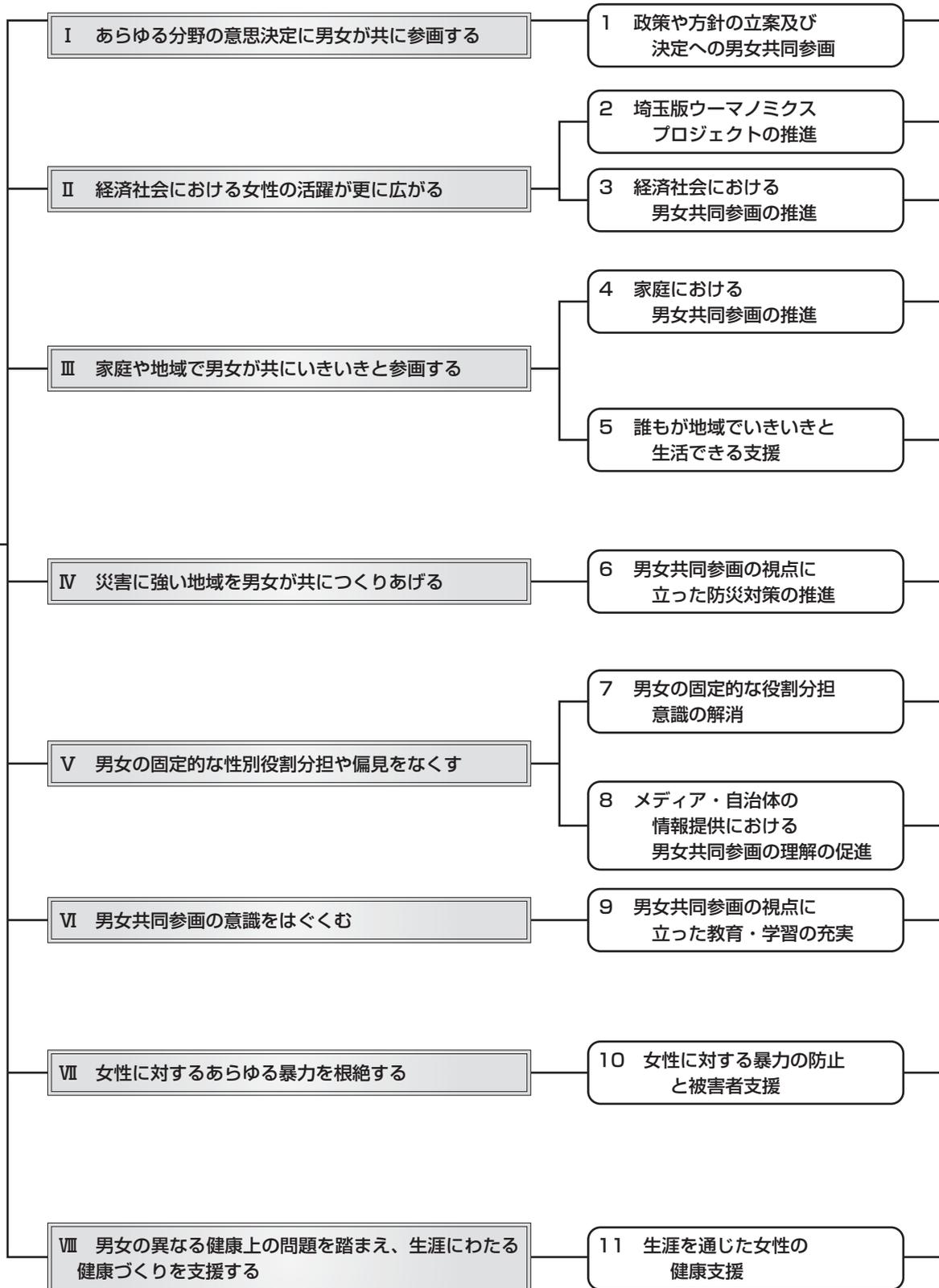
- 1 あらゆる分野で男女の人権を尊重する
- 2 男女が社会の対等な構成員として、共に個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ活力のある社会をつくる

基本目標

施策の柱

男女共同参画社会の実現

男女が共に個性と能力を発揮でき、人権が尊重された埼玉



- 3 男女が共に家庭・仕事・地域において調和のとれた生活を築く
- 4 国際社会の取組の動向を踏まえ男女共同参画を推進する

施策の基本的な方向

- (1) 県における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- (2) 市町村、事業所・各種団体における政策方針決定過程への男女共同参画の促進
- (3) 積極的格差是正措置の具体化
- (4) 女性の人材に関する情報の収集・提供

- (1) 働きやすい環境の整備
- (2) 女性の就業・起業支援
- (3) 女性の活躍を応援する気運づくり

- (1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進
- (2) ライフイベントに対応した柔軟な働き方に向けた支援

- (1) 家庭生活における男女共同参画の促進
- (2) 子育ての社会的支援
- (3) 介護の社会的支援
- (4) 家庭と仕事・地域活動の両立支援
- (5) 男性の家庭・子育て・介護・地域活動への参画の促進

- (1) 高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援
- (2) 困難を抱えた女性などの自立支援
- (3) 障害者、外国人などの特別な配慮を必要とする人への支援
- (4) 地域活動における男女共同参画の推進
- (5) 男女共同参画に関する国際理解、国際交流・国際協力の推進

- (1) 防災分野における女性の参画拡大
- (2) 防災訓練や自主防災組織などでの男女共同参画の意識啓発
- (3) 男女共同参画の視点に立った地域防災計画や各種対応マニュアルなどの充実
- (4) 男女共同参画の視点に立った災害時の対応
- (5) 災害復興時における男女共同参画の促進

- (1) 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進
- (2) 男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談・情報提供による支援
- (3) 男女共同参画の視点に立った自殺対策の推進
- (4) 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供

- (1) メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組への働きかけ
- (2) 男女の人権、とりわけ女性の人権を侵害する情報に対する県民意識の醸成
- (3) 人権を侵害するような性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護
- (4) 男女共同参画の視点に立った表現の推進

- (1) 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進
- (2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進
- (3) 男女共同参画に向けた生涯学習の推進

- (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- (2) 配偶者などからの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進
- (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- (4) 性犯罪への対策の推進
- (5) 売買春への対策の推進
- (6) 人身取引対策の推進
- (7) ストーカー行為などへの対策の推進
- (8) 児童虐待、とりわけ性的虐待における児童に対する対策の推進

- (1) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方の定着
- (2) 生涯を通じた女性の健康保持対策の推進、出産・妊娠等に対する健康支援
- (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
- (4) 医療分野における女性の参画促進
- (5) 女性のスポーツ活動支援

(2) 「埼玉県男女共同参画基本計画」における推進指標の達成状況

平成29年度を計画の始期とする「埼玉県男女共同参画基本計画」では、計画の目標である「男女共同参画社会の実現」に向け、「8つの基本目標」を設定しました。

そして、計画を推進するための施策について12の推進指標を掲げ、それぞれ数値目標を設定しました。平成30年度における実績は次のとおりです。

進捗状況の凡例



：策定時より改善



：策定時から横ばい



：策定時より悪化

基本目標Ⅰ あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画する

No.	推進指標	関係部局	策定時（基準値）		直近の実績		目標値		進捗状況	担当課
			年度等	値	年度等	値	年度等	値		
1	審議会などの委員に占める女性の割合	県民生活部	平成27年度末	38.2%	平成30年度末	38.3%	令和3年度末	40.0%		男女共同参画課
2	委員に占める女性の比率が40～60%の審議会などの割合	県民生活部	平成27年度末	63.3%	平成30年度末	56.8%	令和3年度末	75.0%		男女共同参画課

基本目標Ⅱ 経済社会における女性の活躍が更に広がる

No.	推進指標	関係部局	策定時（基準値）		直近の実績		目標値		進捗状況	担当課
			年度等	値	年度等	値	年度等	値		
3	女性（30～39歳）の就業率	産業労働部	平成22年	61.1%	平成27年	66.7%	令和2年	69.5%		ウーマノミクス課

基本目標Ⅲ 家庭や地域で男女が共にいきいきと参画する

No.	推進指標	関係部局	策定時（基準値）		直近の実績		目標値		進捗状況	担当課
			年度等	値	年度等	値	年度等	値		
4	保育所等待機児童数	福祉部	平成28年4月1日	1,026人	平成31年4月1日	1,208人	令和4年4月1日	0人		少子政策課
5	男性県職員の育児休業取得率	総務部	平成27年度	12.2%	平成30年度	13.5%	令和2年度末	15.0%		人事課
6	地域社会活動に参加している60歳以上の県民の割合	県民生活部	平成27年度	43.8%	平成30年度	39.6%	令和3年度	50.0%		共助社会づくり課

基本目標Ⅳ 災害に強い地域を男女が共につくりあげる

No.	推進指標	関係部局	策定時（基準値）		直近の実績		目標値		進捗状況	担当課
			年度等	値	年度等	値	年度等	値		
7	自主防災組織の組織率	危機管理防災部	平成26年度末	87.7%	平成29年度	90.4%	令和3年度末	96.0%		危機管理課

基本目標Ⅴ 男女の固定的な性別役割分担や偏見をなくす

No.	推進指標	関係部局	策定時（基準値）		直近の実績		目標値		進捗状況	担当課
			年度等	値	年度等	値	年度等	値		
8	固定的な性別役割分担に同感しない人（全体）の割合	県民生活部	平成27年度	52.3%	平成30年度	59.9%	令和3年度	60.0%		男女共同参画課

基本目標Ⅵ 男女共同参画の意識をはぐくむ

No.	推進指標	関係部局	策定時（基準値）		直近の実績		目標値		進捗状況	担当課
			年度等	値	年度等	値	年度等	値		
9	「親の学習」講座の年間実施回数	教育局	平成27年度	1,320回	平成30年度	1,859回	平成30年度	1,700回		生涯学習推進課

基本目標Ⅶ 女性に対するあらゆる暴力を根絶する

No.	推進指標	関係部局	策定時（基準値）		直近の実績		目標値		進捗状況	担当課
			年度等	値	年度等	値	年度等	値		
10	配偶者暴力相談支援センター設置市町村数	県民生活部	平成27年度	15市	平成30年度	17市	令和3年度	29市		男女共同参画課
11	女性の安全・安心ネットワーク参加団体数	県民生活部	平成27年度	0団体	平成30年度	29団体	令和元年度	100団体		防犯・交通安全課

基本目標Ⅷ 男女の異なる健康上の問題を踏まえ、生涯にわたる健康づくりを支援する

No.	推進指標	関係部局	策定時（基準値）		直近の実績		目標値		進捗状況	担当課
			年度等	値	年度等	値	年度等	値		
12	健康寿命	保健医療部	平成26年	男性 16.96年 女性 19.84年	平成29年	男性 17.57年 女性 20.36年	令和3年	男性 17.63年 女性 20.26年		健康長寿課

2 「埼玉県男女共同参画基本計画」の主な関連事業・平成30年度実績 及び平成30年度、令和元年度当初予算額

※事業名は平成30年度の事業名を記載し、令和元年度新規事業については、令和元年度の事業名を記載しています。

令和元年度新規事業の事業実績欄は「令和元年度事業計画」を掲載しています。

基本目標Ⅰ あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画する

施策の柱1 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

○施策の基本的な方向

- (1) 県における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- (2) 市町村、事業所・各種団体における政策方針決定過程への男女共同参画の促進
- (3) 積極的格差是正措置の具体化
- (4) 女性の人材に関する情報の収集・提供

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1予算 (千円)	担当課
1	「審議会等及び協議会等への女性の登用促進要綱」の推進	目標値である女性の委員の割合40%の達成に向け、40%に満たない審議会担当課に対しては事前協議を実施するなど、女性登用を引き続き促進した。 ・平成31年3月31日現在38.3%（平成30年3月31日 38.2%）	-	-	男女共同参画課
2	埼玉県男女共同参画審議会の開催	「埼玉県男女共同参画基本計画」に基づく施策の推進状況の検討をおこなった。 ・2回開催（平成30年8月1日、平成31年3月18日）	1,997	2,041	男女共同参画課
3	階層別研修の実施	新規採用職員研修で人権問題概論、セクシュアルハラスメントの防止の概要を、主査研修で人権問題概論を実施した。 ・新規採用職員研修 修了者 392名・主査研修 修了者 195名	-	-	人事課
4	女性職員の職域拡大と管理職への登用促進	1 「人事異動方針」において、女性職員の能力、適性等を評価した積極的な登用を明記するとともに、その職域拡大や管理職への登用に努めている。 ・管理職に占める女性の割合(全任命権者(教育、警察を除く)) 平成31年4月1日現在 10.2% 2 将来の管理職候補となる主査級・主幹級の女性職員を対象に、管理職としての意識・能力の向上のための研修を実施。また、受講生の上司を対象に、女性活躍への理解と意識変革を促すための研修を実施。 ・女性職員のためのステップアップ研修 修了者(主査級30名、主幹級10名) ・上司向けの研修 修了者 39名	3,300	6,043	人事課
5	女性職員の職域拡大と管理職への登用促進(教育局)	女性職員の積極的な登用を図り、H31年度当初には、副部長級職である市町村支援部参事兼小中学校人事課長、東部教育事務所長、課長級職である高校教育指導課長、文化資源課長、西部教育事務所副所長、歴史と民俗の博物館副館長、副課長級の職である魅力ある高校づくり課管理主幹、小中学校人事課管理主幹、東部教育事務所主席管理主事、保健体育課副課長、熊谷図書館主席司書主幹兼生涯学習推進課副課長、久喜図書館主席司書主幹に女性職員を配置するなど、実績・実力のある女性役付職員の登用を図った。教育局の女性役付職員は、110人であった。	-	-	教育局総務課
6	女性の校長・教頭管理職への登用促進	女性管理職の積極的な登用を図り、公立高校及び特別支援学校においては、富士見高校、和光特別支援学校、熊谷特別支援学校の3校に新たに新任女性校長を配置するなどし、市町村立小中学校、市立特別支援学校、公立高校及び特別支援学校全体で376名の女性管理職を配置した。 ○H30年度当初 ・小学校：校長128、教頭144 ・中学校：校長18、教頭36 ・公立高校：校長9、教頭21 ・市立特別支援学校：校長0、教頭2 ・特別支援学校：校長6、教頭12 ・県立中学校：校長0、教頭0	-	-	県立学校人事課 小中学校人事課

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
7	男女共同参画基本計画の普及促進	男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画の推進に係る基本的な考え方と施策の方向を示した「埼玉県男女共同参画基本計画」の基本的視点・推進指標などを周知した。 ・団体向け事業説明会（平成30年6月15日） 参加者数：11人	130	131	男女共同参画課
8	市町村担当課長会議の開催	市町村担当課長を対象に、男女共同参画推進関連事業及びDV対策関連事業の説明にかかる会議を開催。 ・実施日 平成30年4月26日（木） ・参加者数 71人（49市町及び県）	-	-	男女共同参画課
9	県内市町村状況調査などによる状況把握と結果の提供	市町村における男女共同参画の推進に関する施策の推進状況調査を行い、その結果を市町村に提供することで、市町村における女性の登用等を促進した。	-	-	男女共同参画課
10	男女共同参画推進センター運営費	県民、市町村の男女共同参画に関する取組を支援するための事業を実施した。 ・利用者数：189,599人 ・情報ライブラリー貸出者数：2,076人 貸出冊数：5,351冊 ・ホームページアクセス数：133,790件 ・広報紙の発行 年3回、各7,000部	173,184	162,287	男女共同参画課
11	多様な働き方推進事業	男女が共にいきいきと働き続けられる職場環境づくりを促進するため、短時間勤務制度などを実践する企業を「多様な働き方実践企業」として認定した。 ・多様な働き方実践企業の認定 280社（累計2,805社）	26,024	27,248	ウーマノミクス課
12	さいたま輝き荻野吟子賞事業費	県内出身で日本で最初の公認女性医師となった「荻野吟子」にちなみ、男女共同参画の推進に顕著な功績のあった個人・団体・事業所を表彰し、男女共同参画社会づくりを促進した。 平成30年度は個人3名、2事業所を表彰。	468	590	男女共同参画課
13	普及活動推進事業	普及指導員による普及活動の中で、夫婦による共同申請を含めた女性認定農業者の認定と、さいたま農村女性アドバイザーの認定を推進。女性農業者に対して家族経営協定の締結を推進している。また、農産物加工・販売等、農業の6次産業化についての指導を行っている。 ・女性の認定農業者の認定 187件（平成30年度末時点） ・さいたま農村女性アドバイザーの認定 累計476名 ・家族経営協定締結農家のうち女性が農業経営の方針決定に参加している 農家数 1,478件（平成30年度末時点） ・農山村女性の起業件数 233件（平成30年度）	58,312	57,042	農業支援課
14	男女共同参画アドバイザーの活用	ホームページで指導者として紹介した。	-	-	生涯学習推進課
基本目標Ⅰ・施策の柱1 合計（再掲含む）			263,415	255,382	

基本目標Ⅱ

経済社会における女性の活躍が更に広がる

施策の柱2 埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進

○施策の基本的な方向

- (1) 働きやすい環境の整備
- (2) 女性の就業・起業支援
- (3) 女性の活躍を応援する気運づくり

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
15	社会福祉施設人材定着化事業のうち子育て支援事業	対象施設：民間社会福祉施設（政令指定都市・中核市に所在する施設、介護保険対象施設、支援費対象施設を除く） （ア）産休等代替職員費補助 産休（産前8週、産後8週）、病休（病休開始後31日目～90日目まで） 補助実績48施設 （イ）育児短時間勤務等の推進 育児短時間勤務を行わせる職員のため、職員の加配を6か月以上行った場合 補助実績0施設	15,287	16,444	社会福祉課
16	新人看護職員定着支援事業費	・新人看護職員研修事業費補助 129施設に交付 ・新人看護職員合同研修 20回実施 ・新人看護職員指導者研修 10回実施	72,918	73,010	医療人材課
17	看護職員就業支援事業費	・ナースセンター事業 （1）無料職業紹介事業 再就業者611人 （2）働きやすい職場づくり支援事業 ア 就業環境改善管理者研修 2回実施 イ 就業環境改善アドバイザー派遣 3回派遣 ・再就職技術講習会 30施設実施	27,549	24,487	医療人材課
18	企業内保育所設置等促進事業	1 企業内保育所の整備に対する補助 2か所 2 共同利用型企業内保育所の運営に対する補助 5か所 3 企業内保育所の設置を検討している企業等に対し、専門知識・経験を有するアドバイザーによる支援（16回）、国の企業主導型保育事業を活用した支援 4 共同利用型企業内保育所のモデルとして、県庁と企業とで共同設置した「コバトン保育園」を運営。 ・運営ノウハウの民間企業への発信 ・利用企業等の募集	55,475	55,525	ウーマノミクス課
19	病院内保育所運営費	看護職員等のための病院内保育事業の実施に伴う保育士等の職員の人件費（給料、諸手当等）及び委託料に対して補助を行った。（127施設に交付） なお、24時間保育・病児保育・休日保育を実施している施設に対して、加算を行った。	287,086	286,786	医療人材課
20	女性活躍のための働き方見直し支援事業	働き方改革を進める企業にアドバイザーの派遣や奨励金の支給を行うとともに、成果を上げた企業の取組をモデルとして広く発信したほか、働き方見直しに関する実践的なセミナーを開催した。また、女性活躍に取り組む企業へのアドバイザー派遣により、企業の女性活躍の取組を支援した。 ・働き方見直し支援事業への参加企業 29社 ・企業向けセミナー等の開催（5回） 延べ349社433人 ・アドバイザーの派遣 33社	30,957	45,770	ウーマノミクス課
21	ICTを活用した働き方改革推進事業費	・平成29年10月から、育児や介護にあたる職員などを対象として、自宅に近い庁舎など所属課所とは別の課所で業務を行うサテライト勤務を導入している。 ・平成30年度は既に本庁及び地方庁舎等に11か所あったサテライトオフィスの運営に加え、5か所のサテライトオフィスを増設し、所属課所と同等の業務が行える環境を整備した。 ・平成30年4月～平成31年3月の利用人数…のべ236人（男性184人、女性52人）	4,382	1,620	改革推進課
22	女性の活躍するフィールド拡大事業	○女性活躍推進実践スタートアップ研修の開催（2地域） ○団体と連携した取組の実施（55団体） ・経営者向けセミナー、女性向け交流会等	18,772	(H30で廃止)	ウーマノミクス課

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
23	女性が少ない業界における採用・定着支援事業	建設、運輸、警備業など女性就業者の少ない業種や今後女性の活躍が見込める職種への女性の進出、職場定着の推進を図るため、人材不足に悩んでいる業界への採用支援や業界団体と連携した採用・定着支援を実施する。 ・人手不足に悩む建設、運輸、警備等の業界団体支援（3団体） ・各業界での課題の調査・分析 ・会員企業への採用コンサルタント派遣（各団体10社、計30社） ・求人広告作成、面接会開催の支援 ・好事例の周知	(R1新規事業)	8,125	ウーマノミクス課
24	働く女性のキャリア形成促進事業	県内で活躍している女性経営者や管理職等による講演・交流会により若手女性社員のキャリア形成に関する意識を高める。また、女性管理職等向けの研修を行い、資質の向上や企業における人材育成の充実を図る。 (1) 女性活躍推進トークキャラバン開催（8回） 若手女性のロールモデルとなる県内で活躍している女性経営者や管理職等による講演・交流会を各地で開催する。 (2) 女性管理職等向け研修（50人×2回） 単独の企業での実施が難しい中小企業を対象とした女性管理職等向けの研修会を開催する。	(R1新規事業)	15,033	ウーマノミクス課
25	未来の女性活躍推進事業	・大学生向け出前講座 11大学 ・高校生向け出前講座 2校 ・中学生向け出前講座 10校 ・小学生向け職場見学・体験会 4回	4,935	(H30で廃止)	ウーマノミクス課
26	認定訓練育成指導費	認定職業訓練実施事業者への指導、助成 ・認定訓練運営費補助金 認定訓練を実施する中小企業事業主、団体に対し、訓練の運営に要する費用の2/3以内において補助する。 平成30年度 件数：21事業所、団体 交付確定額 80,297千円	87,704	105,891	産業人材育成課
27	非正規対策・働き方改革推進プロジェクト事業	企業への専門家派遣やセミナー開催、相談会の実施により、企業における働き方改革を支援するほか、働き方改革推進キャンペーンの実施により働き方改革を促進する。 専門家派遣 100社 セミナー付き相談会 10回	(R1新規事業)	19,611	ウーマノミクス課
28	建設工事に係る競争入札参加資格審査の格付け	若者や女性の就労支援 次のいずれかの条件を満たす者を格付審査において加点する。 ア 従業員100人以下の企業等で、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を厚生労働大臣（労働局長）に届出し、又は同法第13条に基づく厚生労働大臣（労働局長）の認定を受けた者 イ 従業員300人以下の企業等で、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」を厚生労働大臣（労働局長）に届出し、又は同法第9条の規定に基づく厚生労働大臣（労働局長）の認定を受けた者 ウ 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の規定を上回る育児制度を就業規則等で規定し、労働基準監督署に届け出た者 エ 県の定める「多様な働き方実践企業認定制度」の認定を取得した者 オ 平成28年10月1日から平成30年9月30日までの間に、大学生や高校生等を対象としたインターンシップを3日以上受入れ、学校の証明により実績が確認できる者	-	-	入札審査課
29	建設工事に係る総合評価方式の加点評価	建築工事の落札者を決定する総合評価方式において、発注者が指定した課題（女性をはじめとした誰もが働きやすい現場づくりの工夫）に対し、業者が提案し、これを発注者が評価する項目を設定した。 川越女子高校小体育館新築工事 他1件	-	-	営繕課
30	保育対策緊急整備事業費	認定こども園整備事業 認定こども園の施設整備に係る経費を補助した。	1,466,044	1,620,770	少子政策課
31	認可外保育施設指導監督費	1 市町村に対する助言指導 2 認可外保育施設の保育従事者に対する研修（1回開催）	235	235	少子政策課
32	放課後児童健全育成事業費	親の就労等で昼間保護者のいない小学校児童や特別支援学校等に通学する児童等の健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業を実施する市町村に対して、放課後児童クラブの運営費を助成した。	4,442,664	4,788,091	少子政策課

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
33	放課後児童クラブ施設整備費	施設整備や既存施設の改修整備等により、新たに放課後児童クラブを設置するために必要な経費や、障害児受け入れのために必要な改修費等を助成した。	338,610	379,908	少子政策課
34	多様な働き方推進事業【再掲】 No.11	男女が共にいきいきと働き続けられる職場環境づくりを促進するため、短時間勤務制度などを実践する企業を「多様な働き方実践企業」として認定した。 ・多様な働き方実践企業の認定 280社（累計2,805社）	26,024【再掲】	27,248【再掲】	ウーマノミクス課
35	建設工事に係る総合評価方式の加算評価	埼玉県総合評価方式活用ガイドラインを改定し、埼玉県の「多様な働き方実践企業の認定」を受けていると、加算される評価項目を、試行から新規の評価項目として追加した。	-	-	建設管理課
36	女性キャリアセンター就業支援事業	・女性キャリアセンター利用者数 17,041人 ・女性キャリアセンター就業確認者数 1,847人 ・各種セミナー 208回 ・在宅ワーカー育成セミナー 66回	205,898	213,029	ウーマノミクス課
37	子育て世代の雇用創出事業	空き店舗を利用した、職住近接の子育て世代向けの雇用創出モデルを展開する。	30,500	(H30で廃止)	ウーマノミクス課
38	埼玉版ハローワーク推進事業	サテライト利用者 57,798人 ・キャリアコンサルティングの実施 ・各種就職支援セミナーの実施 ・心理カウンセリングの実施 ・生活・住宅総合相談の実施	221,751	215,417	雇用労働課
39	メンター共有制度	経済団体等から推薦されたメンターが交流会において他社の女性従業員の相談に対応した。 ・メンター17人 ・交流会の開催 8回	-	-	ウーマノミクス課
40	多様な職業能力の開発機会の提供	(1) 高等技術専門学校訓練等推進事業費 ・高等技術専門学校において求職者に対する職業訓練を実施。(30年度入校者数508人中、女性53人) (2) 県内企業の人材育成総合支援事業費 ・高等技術専門学校において中小企業等の在職者に対する技能講習を実施。(30年度受講者数5,004人中、女性1,431人) (3) 委託訓練事業費 1か月～24か月の委託訓練を実施(介護分野、事務分野、IT分野など)。 一般委託訓練受講者数 4,798人中、女性 3,682人 障害者対象訓練受講者数 247人中、女性 94人	2,162,241	2,117,638	産業人材育成課
41	女性のためのスキルアップ体験講座事業	介護、保育、建築などの人手不足分野で働く女性を増やすため、埼玉県女性キャリアセンターと連携し、広報イベントから体験講座まで一体的に実施し、人手不足分野の職業訓練の受講に着実に結びつける。 1 職業訓練PR イベント(女性キャリアセンター) ・介護、保育、建築CADなどの魅力を紹介 ・職業訓練生体験談 2 スキルアップ体験講座(ヒューマンアカデミー大宮校) 1日目:基礎訓練や求人動向、訓練の実技授業体験 2日目:職場体験、訓練説明会 ・受講者数 169人	-	(H30で廃止)	産業人材育成課
42	女性起業促進事業(SAITAMA 起業女子応援ネットワーク支援事業の一部)(No.43に統合)	※SAITAMA 起業女子応援事業(SAITAMA 起業女子応援ネットワーク支援事業の一部)として実施。 ・女性起業促進イベント(WOMEN BIZ フェスタ)の開催(11月10日、3,368人来場) ・女性によるビジネスプランコンテスト(SAITAMA Smile Women Pitch 2018)の開催(11月10日、170人参加)	15,750	※No.43に統合	産業支援課
43	女性起業家支援事業、創業・ベンチャー支援センター埼玉事業費(創業・ベンチャー支援事業費の一部)	・女性創業相談者数:1,667人(男性1,267人) ・女性創業件数:93件(男性114件) ・女性起業支援ルーム「COCO オフィス」:23人入居(H30末)、創業者累計24人(H30末) ・女性起業家向けスタートアップ塾の実施(県内2か所、41人参加) ・女性起業セミナー(ITセミナー)の実施(県内3か所、23人参加) ・女性起業支援チームによる集中支援	16,977	20,637	産業支援課

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
44	創業・ベンチャー支援 事業費	・ホームページやポスター、パンフレットにより、支援内容やセミナーの案内等の情報を提供。 ・起業した方の情報をホームページ・SNS等で紹介。 (ともに創業・ベンチャー支援センター埼玉において実施)	28,803	27,616	産業支援課
45	中小企業制度融資事業 費(起業家育成資金、 女性・若者経営者支援 資金)	【起業家育成資金】 1,072件 4,475,248千円 【女性・若者経営者支援資金(女性・若者起業家支援貸付)】 83件 363,060千円	〔融資枠〕 ・起業家育成資金 150億円 ・女性・若者経営者 支援資金150億円	〔融資枠〕 ・起業家育成資金 150億円 ・女性・若者経営者 支援資金150億円	金融課
46	小規模事業経営支援推 進費のうち、女性部活 動事業費補助	商工会・商工会議所女性部における研修会、講習会、交流会開催 13回 延べ1690人参加(一部県外参加者含む) 広報紙「商工連女性部だより第44号」発行	3,200	3,000	産業労働政策課
47	農業版ウーマノミクス 事業	女性が持つ強みを生かした経営発展を目指し、新たなビジネスに チャレンジする取組を支援することにより、地域の核となる女性 農業者を育成し、地域における取組の波及を図る。 (1) 農業女子ビジネススクールの開設 キャリアアップを目指す女性農業者23名に対し、マーケティ ングや事業計画、人材活用、コミュニティ運営、異業種交流等 の体系的な研修を実施した。また、特に意欲のある女性農業者 3名を県内企業等に派遣し、ビジネスに直結する応用力の習得 を支援した。 (2) 女性の視点を生かした商品開発 女性の視点を生かした商品の開発、販売を進めるため、企業 や大学等と連携した商品開発に向けた試作や販路開拓等の経費 を支援し、21名の女性農業者が新商品の開発、販路開拓に取り 組んだ。	14,237	7,312	農業支援課
48	未来の女性活躍推進事 業【再掲】No25	・大学生向け出前講座 11大学 ・高校生向け出前講座 2校 ・中学生向け出前講座 10校 ・小学生向け職場見学・体験会 4回	4,935 【再掲】	(H30で廃止) 【再掲】	ウーマノミクス 課
49	県立高校プロフェッ ショナル育成推進事業	「専門分野の取組の充実」分野の中で「サイエンスアカデミー実 施校の指定」事業を実施した。	1,489	(サイエンスアカ デミー事業は H30で廃止)	高校教育指導課
50	小中学校キャリア教育 総合推進事業	進路指導・キャリア教育に係る研究協議会の開催 家庭・学校・地域「ふれあい講演会」の実施	100	101	義務教育指導課
51	県立高校キャリア教育 総合推進事業	「キャリア教育の推進」分野の中で「就職支援アドバイザーの配 置」事業を実施した。 「就職支援アドバイザーの配置」事業では、民間企業経験のある 外部人材を全日制高校38校、定時制高校16校に配置し、就業に関 する相談や面接指導等の就職指導を実施した。 経済団体やNPO法人の協力を得ながら、キャリア教育を推進し、 生徒の早期からのキャリア形成支援や企業選択に対する望ましい 判断力の形成支援を実施した。	13,969	13,597	高校教育指導課
52	男女が共に活躍するた めのキャリア意識向上 プロジェクト	1 地域企業の経営者等による講演会の実施 2 男女ともに働くことや働き続けることに対する理解を深める キャリア意識向上講習会の実施 3 就職内定者のフォローアップ講習会の実施	810	1,247	高校教育指導課
53	自立と社会参加を目指 す特別支援学校就労支 援総合推進事業	企業就労を希望するすべての特別支援学校高等部生徒の進路実現 のため、多角的な就労支援の充実を図った。 ・企業ニーズを踏まえた職業教育の推進 ・障害者雇用促進に向けた取組	81,740	81,232	特別支援教育課
54	大学生インターンシ ップ推進事業	・受入企業の開拓、登録 ・学生、大学への周知・募集 ・学生と企業のマッチング ○平成30年度実績 ・インターンシップ実施学生数 367名 ・受入企業・団体 67企業・団体	28,031	17,443	産業人材育成課
55	高校生体験活動総合推 進事業(就業体験の推 進)	推進校には、連絡調整に係る教員の旅費を予算の範囲内で手当。 平成30年度実績 23校	408	(H30で廃止)	高校教育指導課
56	特別活動の授業等によ る取組	各中学校で、職場体験活動を年間指導計画に位置付け、職場体験 を実施。	-	-	義務教育指導課

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
57	「埼玉の子ども70万人体験活動」の推進	高校生体験活動総合推進事業の実施 就業体験の推進、ふれあい体験の推進、社会奉仕活動の推進などを通して、高校生に多様な体験活動を経験させることにより、問題解決能力やコミュニケーション能力を身につけさせるなど、調和のとれた人間性や社会性を育み、男女ともに社会に参画する意識の醸成を図った。	3,633	(H30で廃止)	高校教育指導課
58	普及活動推進事業 【再掲】 No.13	普及指導員による普及活動の中で、夫婦による共同申請を含めた女性認定農業者の認定と、さいたま農村女性アドバイザーの認定を推進。女性農業者に対して家族経営協定の締結を推進している。また、農産物加工・販売等、農業の6次産業化についての指導を行っている。 ・女性の認定農業者の認定 187件（平成30年度末時点） ・さいたま農村女性アドバイザーの認定 累計476名 ・家族経営協定締結農家のうち女性が農業経営の方針決定に参加している 農家数 1,478件（平成30年度末時点） ・農山村女性の起業件数 233件（平成30年度）	58,312 【再掲】	57,042 【再掲】	農業支援課
59	埼玉版ウーマノミクス情報発信事業 (No.20に一部統合、一部廃止)	・女性活躍応援イベントの開催 6回 ・埼玉版ウーマノミクスサイトによる女性活躍推進に役立つ情報の発信 ・「輝く女性応援団」による女性活躍のための情報発信 2,430社	23,112	※No.20に一部統合、一部廃止	ウーマノミクス課
60	県内中小企業若手社員定着・人材育成支援事業	・合同入社式 104社400人 ・合同研修会（基礎研修・11会場） 83社262名 ・合同研修会（フォローアップ研修・11会場） 78社216名 ・修了式 62社176人	7,220	7,506	雇用労働課
基本目標Ⅱ・施策の柱2 合計（再掲含む）			39,801,758	40,251,371	

基本目標Ⅱ 経済社会における女性の活躍が更に広がる

施策の柱3 経済社会における男女共同参画の推進

- 施策の基本的な方向
- (1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進
 - (2) ライフイベントに対応した柔軟な働き方に向けた支援

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
61	労働教育講座開催運営費	勤労者向けセミナー 42回 事業者向けセミナー 7回	952	953	雇用労働課
62	労働相談推進事業費	・労働相談 5,477件 ・インターネット労働相談 314件 ・若者労働はっとライン 151件	19,360	17,997	雇用労働課
63	労働情勢調査事業費	就労実態調査の実施、調査報告書の作成・配布、調査結果のHPへの掲載。（県内1,500事業所を対象）	2,554	2,571	雇用労働課
64	農業協同組合などの正組合員・役員・農業委員などへの参画を促進するための意識啓発	各農協に女性役員を選出するよう農協ヒアリングで依頼した。県内16の全農協で女性役員の登用が実現し、役員630人のうち女性役員率は7.3%（46人）であった。 農業委員・農地利用最適化推進委員の改選時に女性農業委員の登用を市町村農業委員会等に依頼した。県内62の農業委員会のうち、女性農業委員がいる農業委員会は50、女性最適化推進委員がいる農業委員会は11、どちらもいる農業委員会は9となり、委員1390人のうち女性委員率は7.8%（109人）であった。	-	-	農業政策課

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
65	普及活動推進事業 【再掲】 No.13	普及指導員による普及活動の中で、夫婦による共同申請を含めた女性認定農業者の認定と、さいたま農村女性アドバイザーの認定を推進。女性農業者に対して家族経営協定の締結を推進している。また、農産物加工・販売等、農業の6次産業化についての指導を行っている。 ・女性の認定農業者の認定 187件（平成30年度末時点） ・さいたま農村女性アドバイザーの認定 累計476名 ・家族経営協定締結農家のうち女性が農業経営の方針決定に参加している 農家数 1,478件（平成30年度末時点） ・農山村女性の起業件数 233件（平成30年度）	58,312 【再掲】	57,042 【再掲】	農業支援課
66	非正規対策・働き方改革推進プロジェクト事業	正社員化総合相談窓口 相談222件 （男126件、女86件、事業者10件） うち出張相談 8回 相談39件 （男21件、女18件） 正社員化転換支援セミナー 11回 148人 （男69人、女79人） 企業への専門家派遣（102社、309回） 公労使会議の開催 本会議1回 事務レベル会議4回 （一部事業をNo.27 「非正規対策・働き方改革推進プロジェクト事業（ウーマノミクス課所管）」へ移管）	30,864	10,341	雇用労働課
67	NPO 情報ステーション・共助ポータル運営事業	NPO・ボランティア活動を支援する総合的な情報提供システム「NPO 情報ステーション」の運営とウェブアクセシビリティ対応及び法改正に伴うシステム改修 ・埼玉県内のNPO 法人の情報の提供 ・埼玉県のNPO 及び共助に関する施策の情報発信 ・NPO 等が自らの情報を発信し、交流を図れるサイトの運営 ・その他NPO に関する情報の発信 ・ウェブアクセシビリティ対応及び法改正に伴うシステム改修	2,767	1,941	共助社会づくり課
68	NPO 活動促進助成事業	NPO 法人への助成 ・NPO 活動サポート事業 分野希望寄附を原資に、NPO 法人の先駆的な取組に対して助成した助成9件 5,557千円	14,500	8,850	共助社会づくり課
69	共助社会づくり支援事業	NPO 法人への助成 ・共助社会づくり支援事業 NPO 法人が主体となり、市町村や社会福祉協議会等3主体と連携し、地域の課題を解決する取組に助成4件 1,954千円	2,257	2,295	共助社会づくり課
70	女性チャレンジ総合支援事業費	女性が「いつでも、どこでも、何度でも」チャレンジできるよう支援を行った。 ・経済的に困難な女性支援 パソコン+仕事準備講座 2回 DV 被害者自立支援セミナー 15回 ・若年女性無業者支援 グループ相談会 12回	2,789	2,218	男女共同参画課
71	家内労働者の労働条件の改善の促進	課のホームページで、家内労働の委託者が守るべき最低賃金を周知した。また、ホームページから埼玉労働局の賃金・家内労働に関するホームページを案内している。	-	-	雇用労働課
72	女性起業促進事業（SAITAMA 起業女子応援ネットワーク支援事業の一部） 【再掲】 No.42（No.43に統合）	※SAITAMA 起業女子応援事業（SAITAMA 起業女子応援ネットワーク支援事業の一部）として実施。 ・女性起業促進イベント（WOMEN BIZ フェスタ）の開催（11月10日、3,368人来場） ・女性によるビジネスプランコンテスト（SAITAMA Smile Women Pitch 2018）の開催（11月10日、170人参加）	15,750 【再掲】	※No.43に統合 【再掲】	産業支援課
73	女性起業家支援事業、創業・ベンチャー支援センター埼玉事業費（創業・ベンチャー支援事業費の一部） 【再掲】 No.43	・女性創業相談者数：1,667人（男性1,267人） ・女性創業件数：93件（男性114件） ・女性起業支援ルーム「COCO オフィス」：23人入居（H30末）、創業者累計24人（H30末） ・女性起業家向けスタートアップ塾の実施（県内2か所、41人参加） ・女性起業セミナー（ITセミナー）の実施（県内3か所、23人参加） ・女性起業支援チームによる集中支援	16,977 【再掲】	20,637 【再掲】	産業支援課
74	創業・ベンチャー支援事業費【再掲】 No.44	・ホームページやポスター、パンフレットにより、支援内容や、セミナーの案内等の情報を提供。 ・起業した方の情報をホームページ・SNS 等で紹介。 （ともに創業・ベンチャー支援センター埼玉において実施）	28,803 【再掲】	27,616 【再掲】	産業支援課

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
75	中小企業制度融資事業費（起業家育成資金、女性・若者経営者支援資金） 【再掲】 No.45	【起業家育成資金】 1,072件 4,475,248千円 【女性・若者経営者支援資金（女性・若者起業家支援貸付）】 83件 363,060千円	〔融資枠〕 ・起業家育成資金 150億円 ・女性・若者経営者 支援資金150億円 【再掲】	〔融資枠〕 ・起業家育成資金 150億円 ・女性・若者経営者 支援資金150億円 【再掲】	
基本目標Ⅱ・施策の柱3 合計（再掲含む）			30,195,885	30,152,461	

基本目標Ⅲ 家庭や地域で男女が共にいきいきと参画する

施策の柱4 家庭における男女共同参画の推進

- 施策の基本的な方向
- (1) 家庭生活における男女共同参画の促進
 - (2) 子育ての社会的支援
 - (3) 介護の社会的支援
 - (4) 家庭と仕事・地域活動の両立支援
 - (5) 男性の家庭・子育て・介護・地域活動への参画の促進

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
76	家庭科の授業等による取組	小学校第5学年及び第6学年の家庭科において、「家庭には自分や家族の生活を支える仕事があることが分かり、自分の分担する仕事ができること」や「生活時間の有効な使い方を工夫し、家族に協力すること」の学習を行った。 中学校の技術・家庭科（家庭分野）において、「家庭や家族の基本的な機能と、家庭生活と地域とのかかわりについて理解すること」や「これからの自分と家族のかかわりに関心をもち、家族関係をよりよくする方法を考えること」の学習を行った。	-	-	義務教育指導課
77	家庭教育支援推進事業	・「埼玉県家庭教育アドバイザー」の養成研修を実施し、親が気軽に身近なところで家庭教育や子育て支援についてアドバイスできる指導者を養成した。（8日間、79人） ・指導者の資質向上を図るため、フォローアップ研修を実施した。（全体研修 1回239人、地区別研修 4回256人） ・「埼玉県家庭教育アドバイザー」を市町村や幼稚園・保育所等で実施する「親の学習」講座や家庭教育学級などに指導者として派遣した。（603回）	3,453	3,789	生涯学習推進課
78	消費者啓発事業費	・消費者情報の提供・情報紙「彩の国くらしレポート」の発行（4回） ・啓発資料の作成 ・消費生活講座の開催（262回）	3,875	3,867	消費生活課
79	消費者行政活性化事業	消費者団体研修会の開催（5回）	820	820	消費生活課
80	消費者団体活動促進費	1 消費者大会開催事業補助（1団体） 2 くらし向上推進活動事業補助（2団体）	534	534	消費生活課
81	保育所地域子育て支援事業費	子育て支援及び保育に対する多様なニーズに対応するため、病児保育、延長保育に対し補助した。また、私立の認可保育所において障害児の保育を手厚く行うための保育士加配に伴う経費を助成することにより、児童の健全育成の向上を図った。	669,417	804,074	少子政策課
82	私立学校運営費補助（満3歳児入園の拡大）	年度途中に入園する満3歳児の受入を行う幼稚園に対し、補助を行う。 平成30年度単価：園児1人あたり90千円	73,531	126,351	学事課
83	預かり保育推進事業	開園日の半分以上の日数で1日2時間以上、通常の保育日に預かり保育を実施している幼稚園に補助を行っている。 ・補助を受けた私立幼稚園数 平成30年度 377園	545,860	555,010	学事課
84	ファミリー・サポート・センター事業費	ファミリー・サポート・センター事業及び病児・緊急対応強化事業を実施する市町村に対して、運営費を助成した。	104,215	98,201	少子政策課
85	地域子育て支援拠点事業費	地域子育て支援拠点事業を実施する市町村に対して、運営費を助成した。	1,089,295	1,120,986	少子政策課

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
86	パパ・ママ応援ショップ事業	18歳に達して次の3月末を迎えるまでの子供を持つ家庭及びこれから出産予定の家庭が「優待カード」を提示することで、協賛企業・店舗、施設等から割引などの特典の提供を受けられる。 ・平成31年3月末協賛店舗数 22,744店	21,875	15,617	少子政策課
87	多子世帯応援ショップ事業	3人以上の子供を持ちたいという希望を実現できるよう、多子世帯向けに特典を提供する協賛店を広く募集し、民間と連携して、社会全体で多子世帯を応援する気運醸成を図る。 ・平成31年3月末協賛店舗数 890店	403	-	少子政策課
88	乳幼児医療費支給事業	各種医療保険の自己負担分を助成した市町村に対して、その事業費の一部を補助した。	2,820,132	2,802,443	国保医療課
89	保育関係団体補助	埼玉県保育士会、埼玉県保育協議会が行う研修等に対し補助した。	200	200	少子政策課
90	保育士・保育所マッチング支援事業	保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士等の就職支援を行った。 ・就職確認者数：218人（男性8人、女性210人）	15,070	15,350	少子政策課
91	保育士研修等事業	保育士の専門性を高めるための研修を実施した。 ・保育士等キャリアアップ研修 参加者：7,251人（上半期受講者男性114人、女性2,964人、不明350人） ・資質向上研修 参加者：640人	282,857	811,140	少子政策課
92	埼玉がいいね！保育士就職応援事業	保育士試験合格者や保育士養成施設の学生に対して、県内保育所への就職を支援した。 ・保育士の仕事PR 出前講座 457人 ・保育所見学ツアー 14人 ・再就職支援セミナー 80人	17,500	15,296	少子政策課
93	幼稚園教育振興・充実事業	・埼玉県幼稚園新規採用教員研修 運営協議会 年間2回、園外研修 年間10日、園内研修 年間10日 ・埼玉県幼稚園等主任教諭等研究協議会 85名参加 ・公立幼稚園指導者派遣事業 年間1園派遣	4,177	4,192	義務教育指導課
94	母子・父子自立支援員設置費	福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の各種相談支援を行った。 ・相談支援 17,622件（H31.3月末時点） ・研修 3回開催	45,011	45,570	少子政策課
95	ひとり親家庭福祉推進事業費	ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、次の事業を行った。 （1）自立支援給付金の支給 （2）就学支度金の支給 （3）母子緊急一時保護事業 （4）自立支援プログラムの策定 （5）日常生活支援事業（市町村補助） （6）生活向上事業（市町村補助） （7）高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 （8）高等職業訓練促進資金貸付事業	174,636	181,458	少子政策課
96	就業支援専門員設置事業費	福祉事務所に就業支援専門員5人を配置し、キャリアカウンセリングやハローワーク同行等の就労支援を行った。 ・相談件数 7,913件	19,094	19,780	少子政策課
97	母子家庭等交流・生活支援事業	支援が必要なひとり親家庭の早期発見に努めるとともに、継続的な見守りを行うため、当事者団体である（公財）埼玉県母子寡婦福祉連合会のマンパワーを活用し、地域ごとに交流会や相談会などを開催した。 ※H31.3末時点 ・地域相談員研修 1回 ・交流会（81回）、相談会（101回）、生活支援講習会（46回）の開催	8,017	8,649	少子政策課
98	児童扶養手当給付費	家庭生活の安定と自立促進に寄与するため、ひとり親家庭等に手当を支給した。 ・平成30年度支給対象者 3,372人 ・支給月額（平成30年度） 〈本体額〉 全部支給 42,500円 一部支給 42,490～10,030円 〈第2子加算額〉 全部支給 10,040円 一部支給 10,030～5,020円 〈第3子以降加算額〉 全部支給 6,020円 一部支給 6,010～3,010円	1,737,515	2,137,364	少子政策課

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
99	母子父子寡婦福祉資金貸付費	母子家庭等に修学資金、就学支度資金、生活資金など、12種類の資金の貸付を行い、その経済的自立の促進と生活意欲の助長、扶養している児童の福祉の増進を図った。 平成30年度貸付実績 903件 (594,849千円) ・母子868件 (571,551千円) ・父子21件 (13,934千円) ・寡婦14件 (9,365千円)	803,010	845,424	少子政策課
100	ひとり親家庭等医療費支給事業	各種医療保険の自己負担分を助成した市町村に対して、その事業費の一部を補助した。	1,027,629	1,039,505	国保医療課
101	県営住宅の定期募集	・県営住宅に子育て支援住宅の専用募集枠を設定し、年間4回(4月、7月、10月、1月)定期募集を実施した。 ・県営住宅の定期募集の抽選において、母子・父子世帯に対する優遇措置を図った。 子育て支援住宅の専用募集枠の募集戸数 421戸 一般住宅及び子育て支援住宅で母子世帯の優遇措置を受け応募した世帯数 1,035世帯 一般住宅及び子育て支援住宅で父子世帯の優遇措置を受け応募した世帯数 13世帯	-	-	住宅課
102	ひとり親家庭及び生活保護受給者等対象訓練事業費	母子家庭の母、父子家庭の父及び生活保護受給者を対象に、職業的自立を促進することを目的とした職業訓練を実施(介護分野、事務分野、IT分野など) ・受講者数 45人	31,433	31,688	産業人材育成課
103	ひとり親家庭就職・転職応援事業費	就業支援専門員を中心に相談から職場定着まで切れ目ない支援を行うとともに、ひとり親家庭の資格取得を応援するため、セミナーや看護学校受験対策講座を実施した。	26,654	17,751	少子政策課
104	ファミリー・サポート・センター設置促進事業費	市町村が設置しているファミリー・サポート・センターのアドバイザーに対して、資質向上を目的とした研修を実施した。	98	98	少子政策課
105	子育て世代包括支援センター整備促進・支援事業	妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の全県展開を図るため設置運営する市町村へ補助を行った。 ・センター運営支援 48市町 ・開設準備 10市町(延べ50市町)	179,830	212,699	健康長寿課
106	市町村児童相談体制強化事業	市町村に対し職員の研修その他の援助を行い、児童虐待の早期発見及び早期かつ適切な対応の強化を図った。 ・キーパーソン養成事業:43人を対象に実施 ・市町村職員等の専門性向上事業:児童福祉司任用資格認定講習会に23人参加、保護者支援トレーナー養成事業に32人参加 ・見相OB 職員の市町村派遣事業:14市町に派遣を実施	54,913	46,549	こども安全課
107	児童相談所機能強化事業	児童相談所に警察官OB及び虐待相談対応職員を配置し、相談体制の強化を図った。 1 児童相談所警察官OB配置事業:県内すべての児童相談所(支所)に14名配置 2 児童相談所虐待相談対応職員配置事業 県内全ての児童相談所(支所)に虐待相談対応職員を37名配置	147,206	147,213	こども安全課
108	子供と家庭電話相談事業費	臨床心理士、社会福祉士、教員等の資格を持った電話相談員を配置し、毎日(祝日及び年末年始を除く)電話相談を実施した。	16,270	16,274	こども安全課
109	保育対策緊急整備事業費【再掲】No.30	認定こども園整備事業 認定こども園の施設整備に係る経費を補助した。	1,466,044 【再掲】	1,620,770 【再掲】	少子政策課
110	認可外保育施設指導監督費【再掲】No.31	1 市町村に対する助言指導 2 認可外保育施設の保育従事者に対する研修(1回開催)	235 【再掲】	235 【再掲】	少子政策課
111	放課後児童健全育成事業費【再掲】No.32	親の就労等で昼間保護者のいない小学校児童や特別支援学校等に通学する児童等の健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業を実施する市町村に対して、放課後児童クラブの運営費を助成した。	4,442,664 【再掲】	4,788,091 【再掲】	少子政策課
112	放課後児童クラブ施設整備費【再掲】No.33	施設整備や既存施設の改修整備等により、新たに放課後児童クラブを設置するために必要な経費や、障害児受け入れのために必要な改修費等を助成した。	338,610 【再掲】	379,908 【再掲】	少子政策課
113	介護サービス事業者管理育成事業費	介護サービス事業者に対する指定管理等を適正に行うことにより、事業における透明性の確保、質の向上を図った。	6,924	6,139	高齢者福祉課

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
114	介護サービス向上推進事業	・介護支援専門員等に対し、介護の専門知識・技術を習得する研修を実施（平成30年度 1,879人参加）	3,414	3,351	高齢者福祉課
115	ユニットケアフォローアップ研修等事業	ユニット型施設の介護職員等を対象に、グループワーク等の実践的な研修を実施。（平成30年度受講者 47人）	174	(H30で廃止)	高齢者福祉課
116	特別養護老人ホーム等整備事業費	老人福祉法に規定する老人福祉施設のうち、特別養護老人ホーム等の整備費を助成した。 特別養護老人ホーム整備に対する補助 ・創設 3,000千円/定員1人 ・増床 2,160千円/定員1人 ※平成30年度特養の定数増 997人分	1,930,016	1,315,088	高齢者福祉課
117	市町村地域支援事業促進事業費	地域包括支援センターの職員等に対して、研修を行った。 ・地域包括支援センター職員入門研修 161人 ・市町村職員管理職・地域包括支援センター長合同研修 226人	2,835	2,804	地域包括ケア課
118	市町村介護保険財政支援事業費	介護保険の安定的な運営のため介護保険法に基づき、介護保険給付費等の費用の法定割合を負担した。	68,974,739	74,280,699	地域包括ケア課
119	鉄道整備要望	県内に路線を持つ各鉄道事業者に対し、増発、スピードアップ、乗換えや接続の改善、快適な鉄道利用環境の整備等、多岐にわたる内容の要望を文書で行った。各鉄道事業者では、バリアフリー施設の整備、警察と連携した痴漢撲滅キャンペーンの実施等、安全で快適な利用環境の整備に取り組んでいる。	-	-	交通政策課
120	ノンステップバス導入促進事業	ノンステップバスを導入するバス事業者に対して車両購入費の一部を補助した。（32台）	25,572	18,700	交通政策課
121	みんなに親しまれる駅づくり事業	エレベーター、障害者対応型トイレの設置などの駅のバリアフリー化を進める市町村に対して、設置費用の一部を補助した。（5市町5駅7施設） ・JR高崎線 本庄駅 エレベーター1基（本庄市） ・JR高崎線 北本駅 障害者対応型トイレ1か所（北本市） ・東武日光線 幸手駅 エレベーター2基（幸手市） ・埼玉新都市交通伊奈線 伊奈中央駅 エレベーター1基（伊奈町） ・東武越生線 越生駅 エレベーター1基、障害者対応型トイレ1か所	119,300	60,900	交通政策課
122	道路改築費、街路整備費、社会資本整備統合交付金（改築）事業費など7事業	圏央道などの高規格道路のインターチェンジへのアクセス道路などの幹線道路整備や渋滞解消を目的としたバイパス整備及び地域の生活を支える身近な道路整備を推進した。	15,448,628	16,949,433	道路街路課
123	女性活躍のための働き方見直し支援事業【再掲】No20	働き方改革を進める企業にアドバイザーの派遣や奨励金の支給を行うとともに、成果を上げた企業の取組をモデルとして広く発信したほか、働き方見直しに関する実践的なセミナーを開催した。また、女性活躍に取り組む企業へのアドバイザー派遣により、企業の女性活躍の取組を支援した。 ・働き方見直し支援事業への参加企業 29社 ・企業向けセミナー等の開催（5回） 延べ349社433人 ・アドバイザーの派遣 33社	30,957【再掲】	45,770【再掲】	ウーマノミクス課
124	ICTを活用した働き方改革推進事業費【再掲】No21	・平成29年10月から、育児や介護にあたる職員などを対象として、自宅に近い庁舎など所属課所とは別の課所で業務を行うサテライト勤務を導入している。 ・平成30年度は既に本庁及び地方庁舎等に11か所あったサテライトオフィスの運営に加え、5か所のサテライトオフィスを増設し、所属課所と同等の業務が行える環境を整備した。 ・平成30年4月～平成31年3月の利用人数…のべ236人（男性184人、女性52人）	4,382【再掲】	1,620【再掲】	改革推進課
125	さいたま輝き荻野吟子賞事業費【再掲】No12	県内出身で日本で最初の公認女性医師となった「荻野吟子」にちなみ、男女共同参画の推進に顕著な功績のあった個人・団体・事業所を表彰し、男女共同参画社会づくりを促進した。 平成30年度は個人3名、2事業所を表彰。	468【再掲】	590【再掲】	男女共同参画課
126	仕事と生活の両立支援事業	○仕事と介護・子育て・病気治療の両立支援相談事業 仕事継続の視点からの相談に対応し、情報提供を行う総合的な窓口を設置する。 ・電話及びホームページ（電子申請）による相談受付、情報提供 ・福祉・医療等の専門相談窓口やサービス提供窓口への橋渡し ・仕事と介護・子育ての両立支援ガイドブックの作成、配布 ・介護研修、子育てセミナー等における出前（出張）説明・相談	6,778	6,831	雇用労働課

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
127	男性の生活・自活能力向上のための支援	食に関わる地域ボランティアである「埼玉県食生活改善推進員団体連絡協議会」が、男性のための料理教室を実施した。	-	-	健康長寿課
128	埼玉県女性活躍・子育て応援事業主プランに基づく施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「子育て応援総合サイト」の運営 ・「子育て応援ハンドブック」を「子育て応援総合サイト」に掲載 ・「子育てのための休暇取得プログラム」の実施 ・男性の育児休業体験談を「子育て応援総合サイト」に掲載 ・「育児の日」の実施 ・育児休業中の職員の研修参加の実施 ・男性職員の仕事と育児の両立支援制度のパンフレットを「子育て応援総合サイト」に掲載 ・これから子が生まれる男性職員に対する個別的な制度周知 ・リモートアクセスの運営 ・短期間でも男性職員の育児休業の取得を促進する取組を実施 ・育児休業経験者アンケートを「子育て応援総合サイト」に掲載 ・子が生まれた男性職員の家族向けチラシの配布 	221	-	人事課
129	「男性のための悩み相談」の実施	男女共同参画の視点から男性をサポートするために、男性臨床心理士による電話相談を実施した。 実施日 毎月第4日曜日（6月は第3日曜日） 相談件数 93件	-	-	男女共同参画課
130	地域精神保健対策費（精神保健相談事業・訪問相談指導事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の保健師・精神保健福祉士による面接相談及び訪問相談を実施した。 ・保健所が嘱託する精神科医師による精神保健相談を実施した。 	1,461	1,371	疾病対策課
基本目標Ⅲ・施策の柱4 合計（再掲含む）			102,727,952	110,610,192	

基本目標Ⅲ

家庭や地域で男女が共にいきいきと参画する

施策の柱5 誰もが地域でいきいきと生活できる支援

○施策の基本的な方向

- (1) 高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援
- (2) 困難を抱えた女性などの自立支援
- (3) 障害者、外国人などの特別な配慮を必要とする人への支援
- (4) 地域活動における男女共同参画の推進
- (5) 男女共同参画に関する国際理解・国際交流・国際協力の推進

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1予算 (千円)	担当課
131	公民館などの高齢者に対する生涯学習の充実や、多様な学習・活動ニーズへの対応	公民館等で実施している高齢者向けの事業や取組について情報収集し、ホームページ等で広く提供した。	-	-	生涯学習推進課
132	シニアパワーステーション支援事業	シニアの就業機会を確保するため、シルバー人材センターの指導・育成を業務とするいきいき埼玉（シルバー人材センター連合）へ助成をし、その事業の促進を図る。 また、シルバー人材センターのイメージアップの一環として、埼玉県内のシルバー人材センターの愛称を「シニアパワーステーション」に決定した。 ○シルバー・ワークステーション運営事業 シルバー・ワークステーションの運営を通じて、シルバー会員の新たな派遣先の開拓を支援する。 また、人材発掘セミナーの開催などにより新たな会員の発掘を行う。 (平成30年度実績) ・新規開拓件数 1,095件 ・新規就業者数 2,303人 ○シルバー魅力向上事業 地域課題の解決等に取り組む事業への補助を通じてシルバー会員の就業機会の拡大を支援する。 (平成30年度実績) ・採択数 3団体 ○シルバー人材センター連合事業費 シルバー人材センターを指導・育成するシルバー人材センター連合へ助成を行う。 (平成30年度実績) ・シルバー会員数 男性32,684人、女性14,405人	56,053	43,474	シニア活躍推進課
133	シニアの活躍の場の拡大事業	元気なシニアが自分の希望に合わせて働き、共に社会の担い手として活躍する社会を目指すため、県内企業等に対し、シニアの活躍の場の拡大を働き掛ける。 ○シニア活躍推進宣言企業の拡大、フォローアップ シニアの活躍推進を県内企業等に働き掛け、定年の廃止や働きやすい職場づくりなどに取り組む企業を「シニア活躍推進宣言企業」として認定する。 また、宣言企業におけるシニア活躍推進の取組を追跡調査し、効果・課題を把握する。 (平成30年度実績) ・県内企業へのシニア活躍の働き掛け 企業訪問数 累計 3,731社 ・シニア活躍推進宣言企業 認定数 累計 1,787社	39,347	40,032	シニア活躍推進課
134	シニア就業支援事業	シニアをはじめ全年齢の求職者への就職支援を行うため、県内8市でセミナー、就職相談、職業紹介を一体的に実施する。 ※さいたま市、所沢市、草加市、川越市、春日部市、加須市、深谷市、秩父市 (平成30年度実績) ・利用者数12,185人 ・就職確認者数1,521人	147,133	144,065	シニア活躍推進課
135	彩の国いきがい大学の運営	「彩の国いきがい大学」を運営する（公財）いきいき埼玉に対し、その経費を助成 ・「彩の国いきがい大学」卒業人数 38,674人（平成29年度末までの累計）	6,766	6,631	高齢者福祉課

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
136	高齢者の社会活動支援 (大学の開放授業講座の推進)	協定を締結した県内20、近隣1の計21大学と協力して、55歳以上の方々を対象に、大学の授業を受ける機会を提供した。	-	-	高齢者福祉課
137	後期高齢者医療制度の運営	埼玉県後期高齢者医療広域連合及び市町村に対し必要な負担金を交付した。	66,688,741	71,410,325	国保医療課
138	県民健康福祉村運営費	健康づくりの拠点施設として県民健康福祉村を運営。県民に健康づくりの場を提供するとともに、市町村が実施する健康づくり事業の支援として指導者の養成・研修、実地指導や関係情報の収集・提供をした。 健康運動指導研修 5回延べ74人参加、実地指導 81回延べ26市町1,740人参加	151,233	154,034	健康長寿課
139	市町村地域支援事業促進事業費【再掲】No.117	地域包括支援センターの職員等に対して、研修を行った。 ・地域包括支援センター職員入門研修 161人 ・市町村職員管理職・地域包括支援センター長合同研修 226人	2,835 【再掲】	2,804 【再掲】	地域包括ケア課
140	介護すまいる館事業	高齢者の自立の促進と介護する家族の負担の軽減を図るため、介護すまいる館において、福祉用具の展示・販売を行うとともに、使用方法等の相談に応じた。	12,494	12,511	高齢者福祉課 社会福祉課
141	リフォーム相談ワンストップ機能充実及び優良リフォーム業者育成事業	・住宅リフォーム専門相談窓口の設置 住まい相談プラザにおいて住宅リフォーム専門相談窓口を設け、専門相談員による相談を行った。 相談件数50件 ・優良リフォーム業者育成講習会の開催 リフォーム業者等の専門家を対象とする講習会を実施する。 実施回数 1回	360	325	住宅課
142	高齢者虐待対策事業費	民生委員などの福祉関係者や電気、ガス、新聞など高齢者宅を訪問する機会が多い事業者で構成される「埼玉県要援護高齢者等支援ネットワーク会議」を開催した(85人参加)。	20	20	地域包括ケア課
143	消費者啓発事業費【再掲】No.78	・消費者情報の提供・情報紙「彩の国くらしレポート」の発行(4回) ・啓発資料の作成 ・消費生活講座の開催(262回)	3,875 【再掲】	3,867 【再掲】	消費生活課
144	消費者行政活性化事業【再掲】No.79	消費者団体研修会の開催(5回)	820 【再掲】	820 【再掲】	消費生活課
145	働くシニア生涯現役実践事業	働く意欲のあるシニアが、その希望に応じて生き生きと働き続けるためには、企業における環境づくりが必要である。そこで、県内企業にシニアの活躍の場の拡大を働き掛け、定年の廃止や引上げを実施する企業に対して助成金を支給し、企業における70歳雇用を推進する。 ○70歳雇用推進助成金 定年廃止等に取り組む企業等に助成金を支給する。 (平成30年度実績) ・助成企業数 45社	60,460	48,153	シニア活躍推進課
146	女性の貧困問題支援事業	シングルマザー等への支援 ・生き方セミナーの開催 年9回 ・グループ相談会の開催 年14回 ・将来計画設計講座 年2回 「女性の貧困」脱却サポーターへの支援 ・女性の貧困問題講演会 年1回 ・「女性の貧困」脱却のための女性リーダー育成事業 年10回	9,330	9,443	男女共同参画課
147	若者自立支援センター埼玉事業	利用者 4,682人 ・専門カウンセラーによる就業に向けたカウンセリング実施 ・セミナーやグループワーク、しごと体験プログラム等 ・保護者セミナーの開催	17,765	17,457	雇用労働課
148	女性キャリアセンター就業支援事業【再掲】No.36	・女性キャリアセンター利用者数 17,041人 ・女性キャリアセンター就業確認者数 1,847人 ・各種セミナー 208回 ・在宅ワーカー育成セミナー 66回	205,898 【再掲】	213,029 【再掲】	ウーマノミクス課
149	埼玉版ハローワーク推進事業【再掲】No.38	サテライト利用者 57,798人 ・キャリアコンサルティングの実施 ・各種就職支援セミナーの実施 ・心理カウンセリングの実施 ・生活・住宅総合相談の実施	221,751 【再掲】	215,417 【再掲】	雇用労働課

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
150	多様な職業能力の開発 機会の提供 【再掲】 No40	(1) 高等技術専門学校訓練等推進事業費 ・高等技術専門学校において求職者に対する職業訓練を実施。 (30年度入校者数508人中、女性53人) (2) 県内企業の人材育成総合支援事業費 ・高等技術専門学校において中小企業等の在職者に対する技能 講習を実施。(30年度受講者数5,004人中、女性1,431人) (3) 委託訓練事業費 1か月～24か月の委託訓練を実施(介護分野、事務分野、IT 分野など)。 一般委託訓練受講者数 4,798人中、女性 3,682人 障害者対象訓練受講者数 247人中、女性 94人	2,162,241 【再掲】	2,117,638 【再掲】	産業人材育成課
151	女性のためのスキル アップ体験講座事業 【再掲】 No41	介護、保育、建築などの人手不足分野で働く女性を増やすため、 埼玉県女性キャリアセンターと連携し、広報イベントから体験講 座まで一体的に実施し、人手不足分野の職業訓練の受講に着実に 結びつける。 1 職業訓練PR イベント(女性キャリアセンター) ・介護、保育、建築CADなどの魅力を紹介 ・職業訓練生体験談 2 スキルアップ体験講座(ヒューマンアカデミー大宮校) 1日目:基礎訓練や求人動向、訓練の実技授業体験 2日目:職場体験、訓練説明会 ・受講者数 169人	- 【再掲】	(H30で廃止) 【再掲】	産業人材育成課
152	非正規対策・働き方改 革推進プロジェクト事業 【再掲】 No66	正社員化総合相談窓口 相談222件(男126件、女86件、事業者10 件) うち出張相談 8回 相談39件(男21件、女18件) 正社員化転換支援セミナー 11回 148人(男69人、女79人) 企業への専門家派遣(102社、309回) 公労使会議の開催 本会議1回 事務レベル会議4回 (一部事業をNo27「非正規対策・働き方改革推進プロジェクト 事業(ウーマノミクス課所管)」へ移管)	30,864 【再掲】	10,341 【再掲】	雇用労働課
153	母子・父子自立支援員 設置費【再掲】 No94	福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の各 種相談支援を行った。 ・相談支援 17,622件(H31.3月末時点) ・研修 3回開催	45,011 【再掲】	45,570 【再掲】	少子政策課
154	ひとり親家庭福祉推進 事業費【再掲】 No95	ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、次の事業を行った。 (1) 自立支援給付金の支給 (2) 就学支度金の支給 (3) 母子緊急一時保護事業 (4) 自立支援プログラムの策定 (5) 日常生活支援事業(市町村補助) (6) 生活向上事業(市町村補助) (7) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (8) 高等職業訓練促進資金貸付事業	174,636 【再掲】	181,458 【再掲】	少子政策課
155	就業支援専門員設置事 業費【再掲】 No96	福祉事務所に就業支援専門員5人を配置し、キャリアカウンセリ ングやハローワーク同行等の就労支援を行った。 ・相談件数 7,913件	19,094 【再掲】	19,780 【再掲】	少子政策課
156	母子家庭等交流・生活 支援事業【再掲】 No97	支援が必要なひとり親家庭の早期発見に努めるとともに、継続的 な見守りを行うため、当事者団体である(公財)埼玉県母子寡婦 福祉連合会のマンパワーを活用し、地域ごとに交流会や相談会な どを開催した。 ※H31.3月末時点 ・地域相談員研修 1回 ・交流会(81回)、相談会(101回)、生活支援講習会(46回)の 開催	8,017 【再掲】	8,649 【再掲】	少子政策課
157	児童扶養手当給付費 【再掲】 No98	家庭生活の安定と自立促進に寄与するため、ひとり親家庭等に手 当を支給した。 ・平成30年度支給対象者 3,372人 ・支給月額(平成30年度) 〈本体額〉 全部支給 42,500円 一部支給 42,490～10,030円 〈第2子加算額〉 全部支給 10,040円 一部支給 10,030～5,020円 〈第3子以降加算額〉 全部支給 6,020円 一部支給 6,010～3,010円	1,737,515 【再掲】	2,137,364 【再掲】	少子政策課

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
158	母子父子寡婦福祉資金貸付費【再掲】No.99	母子家庭等に修学資金、就学支度資金、生活資金など、12種類の資金の貸付を行い、その経済的自立の促進と生活意欲の助長、扶養している児童の福祉の増進を図った。 平成30年度貸付実績 903件 (594,849千円) ・母子868件 (571,551千円) ・父子21件 (13,934千円) ・寡婦14件 (9,365千円)	803,010 【再掲】	845,424 【再掲】	少子政策課
159	ひとり親家庭等医療費支給事業【再掲】No.100	各種医療保険の自己負担分を助成した市町村に対して、その事業費の一部を補助した。	1,027,629 【再掲】	1,039,505 【再掲】	国保医療課
160	県営住宅の定期募集【再掲】No.101	・県営住宅に子育て支援住宅の専用募集枠を設定し、年間4回(4月、7月、10月、1月)定期募集を実施した。 ・県営住宅の定期募集の抽選において、母子・父子世帯に対する優遇措置を図った。 子育て支援住宅の専用募集枠の募集戸数 421戸 一般住宅及び子育て支援住宅で母子世帯の優遇措置を受け応募した世帯数 1,035世帯 一般住宅及び子育て支援住宅で父子世帯の優遇措置を受け応募した世帯数 13世帯	- 【再掲】	- 【再掲】	住宅課
161	ひとり親家庭及び生活保護受給者等対象訓練事業費【再掲】No.102	母子家庭の母、父子家庭の父及び生活保護受給者を対象に、職業的自立を促進することを目的とした職業訓練を実施(介護分野、事務分野、IT分野など) ・受講者数 45人	31,433 【再掲】	31,688 【再掲】	産業人材育成課
162	ひとり親家庭就職・転職応援事業費【再掲】No.103	就業支援専門員を中心に相談から職場定着まで切れ目ない支援を行うとともに、ひとり親家庭の資格取得を応援するため、セミナーや看護学校受験対策講座を実施した。	26,654 【再掲】	17,751 【再掲】	少子政策課
163	福祉のまちづくり普及推進事業費	1 埼玉県福祉のまちづくり普及啓発事業 ① 障害者用駐車場マナーアップキャンペーンの実施(11月1日～12月9日) ・公共施設、商業施設等にポスター配布(1,263か所、3,287枚11月) ・彩の国だより(11月号)、ラジオでの広報 ② 県民(NPO、福祉団体等)との協働による福祉のまちづくりの普及啓発 ・各種イベント等にブース出展し、啓発活動(11月14日・県庁オープンデー、12月2日・埼玉交通安全フェアPRブース) 2 埼玉県福祉のまちづくり推進協議会の開催(年2回開催) 第1回:平成30年7月24日 第2回:平成31年2月15日 (委員12名中4名女性)	1,722	1,488	福祉政策課
164	ペアレントメンター養成・相談事業	発達障害の子供を持つ親が同じ親の立場で相談に応じるペアレントメンターの養成を行い、親(家族)同士で支援できる体制を構築した。 【実績】10か所で実施 306人参加	2,156	1,587	障害者福祉推進課
165	発達障害支援人材育成事業 発達障害児親支援事業	・発達障害児支援人材育成事業 【実績】 市町村職員、保育所・幼稚園等職員、小学校教員、専門職向けに研修を実施 市町村:160人、保育所・幼稚園等職員:868人、小学校教員745人、専門職1183人 ・発達障害児者親支援事業 【実績】 子供の発達等で子育てに悩んでいる保護者を対象に県内2か所で実施。131人参加。	19,797	15,838	障害者福祉推進課
166	権利擁護センター運営費(「障害者110番」運営事業)	障害者及びその家族等からの相談に対し、電話相談、面接相談等により応じた。 平成30年度相談件数 954件	2,203	2,142	障害者福祉推進課
167	子供の発達支援巡回事業	障害児通所支援事業所を巡回し、発達が気になる子供への対応等について助言・指導を行った。 【実績】19施設、163回実施	5,862	(平成30年度で廃止)	障害者福祉推進課

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
168	障害者雇用総合サポートセンター運営事業	<p>【障害者雇用総合サポートセンターにおける支援】</p> <p>○雇用開拓 障害者雇用開拓員企業訪問件数 988件 ・企業経営者等へ直接雇用を要請 ・企業での障害者の短期雇用体験を実施</p> <p>○就労支援 企業への雇用提案 785社 ・障害者雇用の具体的な提案やアドバイス、企業ネットワークの構築と運営、企業等からの相談 ・企業に対する精神障害者の雇用提案等を雇用アドバイザーと精神保健福祉士のチーム支援により実施</p> <p>○職場定着支援 職場定着支援件数 281件 ・企業への職場適応援助者（ジョブコーチ）の派遣</p> <p>【その他の支援】 ・障害者雇用優良事業所認証 ・障害者就労支援センター職員等向け研修の実施（ジョブ・サポーター研修） ・障害者就職面接会の開催 ・障害者ワークフェアの開催</p>	187,825	191,350	雇用労働課
169	共生社会の形成に向けた特別支援教育推進事業	<p>一人一人の教育的ニーズに応じた支援や、特別支援教育推進のための基盤整備への取組を実施した。</p> <p>・小・中・高それぞれの段階における支援 ・特別支援学校センター的機能の充実 ・人材育成・指導力向上のための研修会の開催</p>	25,099	24,851	特別支援教育課 義務教育指導課
170	外国人総合相談センター埼玉設置事業費	<p>・電話相談機能 週5日 8言語及びやさしい日本語対応（生活全般相談） ・専門的対面相談機能（出入国管理、雇用・労働、法律相談） ・外国人相談研修会実施</p>	15,376	16,755	国際課
171	グローバル人材育成センター埼玉事業	<p>海外留学経験のある日本人学生と外国人留学生の、留学前から留学後の就職までをトータルでサポートする拠点を運営した。</p> <p>・6月18日にグローバル人材向け企業説明会を開催し、391人の日本人学生及び外国人留学生が参加した。 ・11月6日にはグローバル人材向けインターンシップ面接会と就職面接会を開催し、174人の日本人学生及び外国人留学生が参加した。</p>	44,289	45,013	国際課
172	「埼玉県外国人の生活ガイド」情報提供事業	<p>・8か国語（日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語【一部】）による「埼玉県外国人の生活ガイド」の作成（情報更新） ・ホームページで公開 ・市町村等への周知</p>	292	358	国際課
173	多言語による行政・生活情報の提供	<p>日本語の理解が不十分な外国人住民のため、多言語による生活情報や各所行政情報を提供する。</p> <p>・ホームページでの多言語による情報提供 ・緊急時の多言語による情報提供</p>	46	47	国際課
174	新たな人権課題に対する支援事業	<p>性的少数者の問題に対応する職員的能力向上を図るため、県と市町村の合同研修を実施した。</p> <p>・4回実施、211名参加</p>	866	822	人権推進課
175	人権施策推進事業	<p>人権啓発研修会、企業人権担当者研修会等での啓発を実施した。（テーマ：「災害時における人権の配慮～女性の視点より～」 「障害者雇用と人権の尊重」など）</p> <p>・人権啓発研修会 3回実施、320名参加 ・企業人権担当者研修会 4回実施、421名参加</p>	8,798	8,499	人権推進課
176	海外ビジネス人材交流促進事業	<p>海外に展開する県内企業の人材確保を支援するため、以下の事業を実施。</p> <p>・日本語学校と連携し、県内企業とタイ人・ベトナム人留学生との就業マッチング事業を開催。（県内企業8社、留学生16人参加）</p>	315	315	企業立地課
177	電線地中化（道路）整備費、バリアフリー安全対策費など6事業	<p>「埼玉県福祉のまちづくり条例」や「バリアフリー法」に基づき、歩道の拡幅・段差解消や無電柱化など歩行空間の改善、道路のバリアフリー化を推進している。</p>	3,126,693	3,624,700	道路環境課
178	公園等建設費	<p>・水飲み場のバリアフリー化の実施（所沢航空記念公園）</p>	1,835,267	2,637,409	公園スタジアム課

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
179	ラグビーワールドカップ2019会場整備費	熊谷ラグビー場を改修し、ラグビーワールドカップ2019の開催に必要な諸施設を整備した。(平成30年8月末完成) ・多目的トイレの設置:12か所 ・車いす席数:167席	2,600,000	(H30で廃止)	公園スタジアム課
180	建築基準法等施行費	・福祉のまちづくり条例に基づく届出の受理及び指導 ・バリアフリー法及び埼玉県建築物バリアフリー条例の運用による建築物のバリアフリー化	-	-	建築安全課
181	公営住宅建設費	低額所得者などの住宅確保要配慮者に対し、低廉な家賃で住宅を供給する。子育て世代から高齢者・障害者世帯などに配慮した住宅を供給した。	3,415,417	3,506,308	住宅課
182	ユニバーサルデザイン推進事業	・ユニバーサルデザイン推進アドバイザーの派遣(通年) 県内小学校など ・ユニバーサルデザイン当事者参加推進研修会の開催(埼玉会館、参加者数48名) ・ホームページ、パンフレット等による普及啓発(通年)	1,018	962	文化振興課
183	ノンステップバス導入促進事業【再掲】No.120	ノンステップバスを導入するバス事業者に対して車両購入費の一部を補助した。(32台)	25,572 【再掲】	18,700 【再掲】	交通政策課
184	みんなに親しまれる駅づくり事業【再掲】No.121	エレベーター、障害者対応型トイレの設置などの駅のバリアフリー化を進める市町村に対して、設置費用の一部を補助した。(5市町5駅7施設) ・JR高崎線 本庄駅 エレベーター1基(本庄市) ・JR高崎線 北本駅 障害者対応型トイレ1か所(北本市) ・東武日光線 幸手駅 エレベーター2基(幸手市) ・埼玉新都市交通伊奈線 伊奈中央駅 エレベーター1基(伊奈町) ・東武越生線 越生駅 エレベーター1基、障害者対応型トイレ1か所	119,300 【再掲】	60,900 【再掲】	交通政策課
185	学校における人権教育推進事業	性的マイノリティについて、管理職や人権教育担当者を対象とした研修会において情報提供した。 ・小中学校長等人権教育研修会 ・高等学校等校長人権教育研修会 ・公立学校人権教育担当者研修会	310	316	人権教育課
186	NPO情報ステーション・共助ポータル運営事業【再掲】No.67	NPO・ボランティア活動を支援する総合的な情報提供システム「NPO情報ステーション」の運営とウェブアクセシビリティ対応及び法改正に伴うシステム改修 ・埼玉県内のNPO法人の情報の提供 ・埼玉県のNPO及び共助に関する施策の情報発信 ・NPO等が自らの情報を発信し、交流を図れるサイトの運営 ・その他NPOに関する情報の発信 ・ウェブアクセシビリティ対応及び法改正に伴うシステム改修	2,767 【再掲】	1,941 【再掲】	共助社会づくり課
187	豊かな地域福祉づくり推進事業	共に支え合う社会づくりのために、地域における先駆的な取組や地域福祉事業の立ち上げに係る事業等を行うボランティアグループやNPO法人等に対して助成した。 ・補助率 4/5以内 補助限度額 1,000千円 補助決定団体 7団体 4,157千円	6,205	5,742	福祉政策課
188	福祉ボランティア活動支援事業費	ボランティア活動のきっかけづくりを推進するため、埼玉県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会が実施するボランティア体験学習事業に要する経費に対して助成を行う。	19,404	19,158	社会福祉課
189	国際交流事業費	姉妹友好提携5州(メキシコ州、山西省、クイーンズランド州、オハイオ州、ブランデンブルグ州)との友好関係を基軸に、県民を主体とする国際交流の促進を図った。	8,302	40,693	国際課
190	彩の国さいたま国際交流・協力ネットワーク	県内の、国際交流や国際協力を行う団体が活動を展開する上で、それぞれが有する課題等について、相互に情報交換や協働活動を行うことにより、各団体の活動の効率化を図った。	-	-	国際課
191	環境科学国際センター事業費	環境科学の総合的中核施設として、環境科学に関する総合的かつ学際的な試験研究を行うとともに、この機能と結びついた環境学習、環境面での国際貢献及び環境情報の収集・発信を行った。	163,237	173,813	環境政策課
基本目標Ⅲ・施策の柱5 合計(再掲含む)			85,329,123	89,177,282	

基本目標Ⅳ

災害に強い地域を男女が共につくりあげる

施策の柱 6 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

○施策の基本的な方向

- (1) 防災分野における女性の参画拡大
- (2) 防災訓練や自主防災組織などでの男女共同参画の意識啓発
- (3) 男女共同参画の視点に立った地域防災計画や各種対応マニュアルなどの充実
- (4) 男女共同参画の視点に立った災害時の対応
- (5) 災害復興における男女共同参画の促進

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
192	防災会議運営費	県の地域に係る防災に関する重要事項を審議する埼玉県防災会議を設置している。	551	551	消防防災課
193	地震対策セミナーの開催	・セミナー開催（1日） 防災に関する講演、自主防災組織の表彰及び事例発表 参加人数 313人	475	505	危機管理課
194	九都県市合同防災訓練等開催費	防災関係機関の連携強化、地域住民の自助・共助意識の高揚と知識の向上を図るため、九都県市合同防災訓練を実施した。 訓練参加機関 157団体 訓練参加者 約8,000人	24,095	21,765	消防防災課
195	帰宅困難者対策に要する経費	妊産婦や乳幼児などの要配慮者や女性も含めた帰宅困難者を想定した対策を検討した。	491	253	消防防災課
196	女性の視点を踏まえた避難所の設置・運営	避難所の運営主体である市町村に対し、埼玉県地域防災計画で具体的に盛り込まれている次の点について、市町村地域防災計画等に盛り込まれるよう働きかけた。 ・避難所の管理運営について、運営組織には複数の女性を参加させるように配慮する。 ・男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所等は避難所開設当初から設置できるよう努める。 ・セクシュアル・ハラスメントや性犯罪を予防するために更衣室、トイレの設置場所に配慮する。 ・女性の相談員を配置もしくは巡回させ、ニーズの変化に対応できるように配慮する。	-	-	消防防災課
197	男女共同参画の視点からの防災対策	男女共同参画の視点から、避難所生活での配慮や日頃の備えについてまとめたリーフレットを関係各所へ配布した。	-	-	男女共同参画課
198	県地域防災計画に従った体制整備	避難所を設置する施設管理者に、妊産婦や乳幼児等の要配慮者や女性に配慮した避難所の管理運営を行うよう働きかけた。	-	-	消防防災課
基本目標Ⅳ・施策の柱 6 合計（再掲含む）			25,612	23,074	

基本目標Ⅴ

男女の固定的な性別役割分担や偏見をなくす

施策の柱 7 男女の固定的な役割分担意識の解消

○施策の基本的な方向

- (1) 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進
- (2) 男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談・情報提供による支援
- (3) 男女共同参画の視点に立った自殺対策の推進
- (4) 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
199	「男女共同参画に関する意識・実態調査」による社会制度や慣行の把握	県内在住の18歳以上の県民5,000人を対象に「男女共同参画に関する意識・実態調査」を実施した。 ・調査期間 平成30年9月6日～9月30日 ・回収率 38.2% ・次回令和2年度調査予定	6,035	-	男女共同参画課

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
200	配慮度評価（チェックポイント5）の実施	埼玉県男女共同参画基本計画を実効性あるものとするため、県施策について男女共同参画を推進する視点から配慮度評価を実施した。	-	-	男女共同参画課
201	「表現ガイド」の普及促進	よりよい公的広報をめざして「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」を活用し、庁内各課や市町村担当課等へ周知した。	-	-	男女共同参画課
202	男女共同参画推進員研修会の実施	本庁各所属に設置された男女共同参画推進員と希望した地域機関の職員に対して、男女共同参画に関する基礎的な知識や、推進員としての役割等を周知した。 ・実施日 平成30年5月30日 ・参加者数：141人	-	-	男女共同参画課
203	埼玉県男女共同参画推進条例の普及促進	啓発用リーフレットを各市町村及び各種講座や説明会等で配布し、県の男女共同参画の現状や、男女共同参画社会づくりの取組、男女共同参画の必要性を周知した。	198	197	男女共同参画課
204	男女共同参画週間の普及啓発	6月23日～29日の男女共同参画週間に合わせて、男女共同参画推進センターにおいて企画展示を行ったり、講演会を開催した。 ・講演会 平成30年6月16日 参加者数 180人	-	-	男女共同参画課
205	インターネット広報推進費（ホームページ等の電磁媒体）	ホームページ等の電磁媒体を活用して県政情報を広く提供することにより、県民に対する説明責任を全うした。	-	-	広聴広報課
206	県政広報テレビ放送費	県政広報テレビ番組「魅力まるごと いまドキッ！埼玉」の中で、県の施策や取組に関する内容の企画を放送。 「魅力まるごと いまドキッ！埼玉」30分番組 毎週土曜日（年間47回）	116,500	118,563	広聴広報課
207	県政広報ラジオ放送費（モーニングスクエア）	県政広報ラジオ番組「モーニングスクエア」の中で、県が関わるイベントの告知や制度の周知などを放送。 「モーニングスクエア」毎週月～金 8：15～8：25（年間236回）	36,118	36,787	広聴広報課
208	彩の国だより発行費	県民に対し、県政の重要施策の解説や県主催の催し物・試験の案内などの情報を分かりやすく提供。 発行部数 220万部（新聞折り込みにより配布のほか、市町村役場、県施設、イオン、コーププラザ、大学などに配架）	328,718	328,834	広聴広報課
209	市町村の取組支援	・市町村男女共同参画担当職員研修会の開催 第1回（4月23日（月））参加者数 37人 第2回（5月22日（火））参加者数 38人 ・市町村男女共同参画担当職員課題別研修会の開催 全9回（6月16日（土）ほか） 参加者数 105人	133	103	男女共同参画課
210	県民相談費	県民相談総合センター （来所及び電話相談、相談件数：年間5,490件） ・職員相談（行政相談、その他日常生活に係る相談） ・弁護士相談（民事・家庭問題） ・司法書士相談 出張相談 ・春日部、川越、熊谷及び秩父の各地方庁舎で職員相談・弁護士相談を実施（来所相談、相談件数：年間344件）	10,267	8,795	広聴広報課
211	男女共同参画苦情処理機関の運営	埼玉県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進に関する県の施策や男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する苦情などの申出に対し、苦情処理委員が調査し、必要な場合には勧告、意見表明及び助言等を行う。 ・平成30年度受付件数3件、処理済み件数1件	1,218	1,267	男女共同参画課
212	自殺予防相談支援事業費（自殺ハイリスク地向け自殺対策事業・普及啓発事業）	自殺予防週間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）にトレーニングチャンネルやデジタルサイネージ等による広報を集中的に実施した。また、主要駅において自殺防止キャンペーンを実施し、相談窓口の周知に努めた。	3,510	3,510	疾病対策課
213	自殺予防相談支援事業費（暮らしとこころの総合相談会）	弁護士、司法書士による多重債務や失業等の生活相談と、精神保健福祉士等によるこころの相談を併せて行う包括支援相談会を年24回（月2回）、JACK大宮を会場として実施した。（被支援者実人数 男110人、女167人）	5,520	5,520	疾病対策課
214	依存症対策事業費（依存症拠点整備事業、依存症支援団体活用事業）	依存症治療拠点機関及び依存症相談拠点機関等を設置し、連携体制を整備した。 また、アルコール・薬物依存症者等の自殺ハイリスク者に対する支援を行う民間団体に補助を行った。	9,666	8,252	疾病対策課

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
215	勤労者の心と身体の健康づくり推進事業費	「働く人のメンタルヘルス相談」の実施 20件	600	555	雇用労働課
216	労働教育講座開催運営費【再掲】No61	勤労者向けセミナー 42回 事業者向けセミナー 7回	952 【再掲】	953 【再掲】	雇用労働課
217	男女共同参画に関する年次報告書の発行	男女共同参画の推進状況と施策の実施状況をまとめた年次報告書を発行した。 ・冊子1,400部作成（ホームページ上でも公表）	1,152	1,226	男女共同参画課
基本目標V・施策の柱7 合計（再掲含む）			520,587	514,562	

基本目標V 男女の固定的な性別役割分担や偏見をなくす

施策の柱8 メディア・自治体の情報提供における男女共同参画の理解の促進

○施策の基本的な方向

- (1) メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組への働きかけ
- (2) 男女の人権、とりわけ女性の人権を侵害する情報に対する県民意識の醸成
- (3) 人権を侵害するような性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護
- (4) 男女共同参画の視点に立った表現の推進

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
218	男女共同参画基本計画の普及促進【再掲】No.7	男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画の推進に係る基本的な考え方と施策の方向を示した「埼玉県男女共同参画基本計画」の基本的視点・推進指標などを周知した。 ・団体向け事業説明会（平成30年6月15日）参加者数：11人	130 【再掲】	131 【再掲】	男女共同参画課
219	県政広報テレビ放送費【再掲】No206	県政広報テレビ番組「魅力まるごと いまドキッ！埼玉」の中で、県の施策や取組に関する内容の企画を放送。 「魅力まるごと いまドキッ！埼玉」30分番組 毎週土曜日（年間47回）	116,500 【再掲】	118,563 【再掲】	広聴広報課
220	県政広報ラジオ放送費（モーニングスクエア）【再掲】No207	県政広報ラジオ番組「モーニングスクエア」の中で、県が関わるイベントの告知や制度の周知などを放送。 「モーニングスクエア」毎週月～金 8：15～8：25（年間236回）	36,118 【再掲】	36,787 【再掲】	広聴広報課
221	「男女共同参画に関する意識・実態調査」による社会制度や慣行の把握【再掲】No199	県内在住の18歳以上の県民5,000人を対象に「男女共同参画に関する意識・実態調査」を実施した。 ・調査期間 平成30年9月6日～9月30日 ・回収率 38.2% ・次回令和2年度調査予定	6,035 【再掲】	- 【再掲】	男女共同参画課
222	埼玉県青少年健全育成条例の施行	店舗への立入調査時に、以下について依頼 ○書店・古書店・コンビニエンスストア（計378店舗）…有害図書について区分陳列を依頼 ○インターネットカフェ等（計33店舗）…青少年がインターネットを閲覧する場合に、フィルタリングによる適切な閲覧制限等を依頼	3,769	3,492	青少年課
223	非行防止対策の推進	1 学校等の要請により、警察職員を小・中・高等学校等に派遣し、児童生徒や保護者、教員を対象とした非行防止・薬物乱用教室を実施 ○実施状況（平成30年度） 実施回数 1,418回、受講人数 334,585人 2 生徒の非行が問題化した中学校からの要請に基づき、スクール・サポーターを派遣し、生徒の非行防止に向けた学校への適切な指導・助言等の支援活動を実施 ○派遣校数（平成30年度） 延べ49校	-	-	少年課
224	児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく児童買春・児童ポルノ対策等の推進	女性捜査員を多く登用して被害児童の立場を重視した取り締まりを推進し、児童買春・児童ポルノ法違反により、186件、109人を検挙、被害児童121人を保護。 （※数値は平成30年度中のもの）	-	-	少年捜査課
225	インターネットを利用したわいせつ事犯対策の推進	インターネット上の違法、有害情報をサイバーパトロール等で早期に把握することにより、インターネットに関連した事件の取締りを実施	-	-	少年捜査課

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
226	サイバー犯罪対策の推進	サイバー空間の清浄化を図るため、県民からネット防犯パトロールボランティアを募集し、インターネット上に氾濫する違法情報を早期に把握すると共に小・中学生、高校生及び学校教育関係者等を対象とした情報セキュリティ講演等及びリーフレットの配布により、インターネットにおける規範意識の向上、サイバー犯罪被害防止の広報啓発活動を実施 ※ネット防犯パトロールボランティア募集人数 男性359人、女性110人（平成30年度） ※セキュリティ講演回数 558回（延べ135,633人、平成30年度）	-	-	サイバー犯罪対策課
227	「表現ガイド」の普及促進【再掲】No.201	よりよい公的広報をめざして「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」を活用し、庁内各課や市町村担当課等へ周知した。	- 【再掲】	- 【再掲】	男女共同参画課
228	保育所・幼稚園の親支援事業	親支援推進員研修 親支援推進員に対して研修を行い、事業の質的向上を図った。 保育所等親支援推進事業導入補助 平成28年度以降に新たに開設した民間保育所及び認定こども園に対して親支援事業導入補助金を交付した。	2,810	(H30で廃止)	少子政策課
229	家庭教育支援推進事業【再掲】No.77	・「埼玉県家庭教育アドバイザー」の養成研修を実施し、親が気軽に身近なところで家庭教育や子育て支援についてアドバイスできる指導者を養成した。（8日間、79人） ・指導者の資質向上を図るため、フォローアップ研修を実施した。（全体研修 1回239人、地区別研修 4回256人） ・「埼玉県家庭教育アドバイザー」を市町村や幼稚園・保育所等で実施する「親の学習」講座や家庭教育学級などに指導者として派遣した。（603回）	3,453 【再掲】	3,789 【再掲】	生涯学習推進課
基本目標V・施策の柱8 合計（再掲含む）			168,815	162,762	

基本目標VI 男女共同参画の意識をはぐくむ

施策の柱9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

○施策の基本的な方向

- (1) 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進
- (2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進
- (3) 男女共同参画に向けた生涯学習の推進

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
230	男女平等教育の授業の実施	各学校において、学習指導要領に基づき、関係教科において男女平等教育の授業を行った。	-	-	高校教育指導課
231	男女平等教育推進委員会の設置	委員会を年3回開催し、学校教育における男女平等教育の指導方法・内容の研究を行い、学校における男女平等教育の推進と充実を図った。 ・教職員に対する意識啓発及び研修の充実を図るため、教職員用の研修資料を作成し、県立学校及び各市町村教育委員会に送付した。	-	-	人権教育課
232	家庭科の授業等による取組【再掲】No.76	小学校第5学年及び第6学年の家庭科において、「家庭には自分や家族の生活を支える仕事があることが分かり、自分の分担する仕事ができること」や「生活時間の有効な使い方を工夫し、家族に協力すること」の学習を行った。 中学校の技術・家庭科（家庭分野）において、「家庭や家族の基本的な機能と、家庭生活と地域とのかかわりについて理解すること」や「これからの自分と家族のかかわりに関心をもち、家族関係をよりよくする方法を考えること」の学習を行った。	- 【再掲】	- 【再掲】	義務教育指導課
233	私立学校人権教育推進費	研修会等の開催 ・私立学校教職員人権教育研修会 ・私立小・中・高等・特別支援学校教職員人権教育研修会 ・私立幼稚園教職員人権教育研修会 研修資料の配布等	478	461	学事課

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
234	性に関する指導普及推進事業	・「知識を活用する保健学習－性に関する指導編・感染症編－」(県教委作成)を活用した指導法研修会の実施(県内1会場) ・小・中・高等学校別授業研究会(県内3会場)	607	658	保健体育課
235	学校における人権教育推進事業	暴力によらない問題解決を身に付けさせるため、人権感覚育成プログラムの活用促進を行った。 ・人権感覚育成指導者研修会(7回実施) ・小中学校長等人権教育研修会 ・高等学校等校長人権教育研修会 ・公立学校人権教育担当者研修会	391	625	人権教育課
236	男女平等(セクシュアル・ハラスメント防止)教育資料(生徒用)の送付	「セクシュアル・ハラスメント防止のために」を電子データにより県立学校及び市町村教育委員会に送付した。	-	-	人権教育課
237	特別支援学校各年次研修、校内研修	年次研修(機関研修及び学校研修)や各学校の校内研修における「人権研修」という大きな枠の中に、男女共同参画の理念や性別(ジェンダー)の視点に係る内容を含めるよう指導し、協力員の理解を促すよう努めた。	-	-	特別支援教育課
238	未来の女性活躍推進事業【再掲】No25	・大学生向け出前講座 11大学 ・高校生向け出前講座 2校 ・中学生向け出前講座 10校 ・小学生向け職場見学・体験会 4回	4,935 【再掲】	(H30で廃止) 【再掲】	ウーマノミクス課
239	県立高校プロフェッショナル育成推進事業【再掲】No49	「専門分野の取組の充実」分野の中で「サイエンスアカデミー実施校の指定」事業を実施している。	1,489 【再掲】	(サイエンスアカデミー事業はH30で廃止) 【再掲】	高校教育指導課
240	小中学校キャリア教育総合推進事業【再掲】No50	進路指導・キャリア教育に係る研究協議会の開催 家庭・学校・地域「ふれあい講演会」の実施	100 【再掲】	101 【再掲】	義務教育指導課
241	県立高校キャリア教育総合推進事業【再掲】No51	「キャリア教育の推進」分野の中で「就職支援アドバイザーの配置」事業を実施した。 「就職支援アドバイザーの配置」事業では、民間企業経験のある外部人材を全日制高校38校、定時制高校16校に配置し、就業に関する相談や面接指導等の就職指導を実施した。 経済団体やNPO法人の協力を得ながら、キャリア教育を推進し、生徒の早期からのキャリア形成支援や企業選択に対する望ましい判断力の形成支援を実施した。	13,969 【再掲】	13,597 【再掲】	高校教育指導課
242	男女が共に活躍するためのキャリア意識向上プロジェクト【再掲】No52	1 地域企業の経営者等による講演会の実施 2 男女ともに働くことや働き続けることに対する理解を深めるキャリア意識向上講習会の実施 3 就職内定者のフォローアップ講習会の実施	810 【再掲】	1,247 【再掲】	高校教育指導課
243	自立と社会参加を目指す特別支援学校就労支援総合推進事業【再掲】No53	企業就労を希望するすべての特別支援学校高等部生徒の進路実現のため、多角的な就労支援の充実を図った。 ・企業ニーズを踏まえた職業教育の推進 ・障害者雇用促進に向けた取組	81,740 【再掲】	81,232 【再掲】	特別支援教育課
244	大学生インターンシップ推進事業【再掲】No54	・受入企業の開拓、登録 ・学生、大学への周知・募集 ・学生と企業のマッチング ○平成30年度実績 ・インターンシップ実施学生数 367名 ・受入企業・団体 67企業・団体	28,031 【再掲】	17,443 【再掲】	産業人材育成課
245	高校生体験活動総合推進事業(就業体験の推進)【再掲】No55	推進校には、連絡調整に係る教員の旅費を予算の範囲内で手当。 平成30年度実績 23校	408 【再掲】	- 【再掲】	高校教育指導課
246	特別活動の授業等による取組【再掲】No56	各中学校で、職場体験活動を年間指導計画に位置付け、職場体験を実施。	- 【再掲】	- 【再掲】	義務教育指導課
247	PTA 役員等研修会	各校種別に家庭の教育力の向上を目指した研修会を実施した。 ・埼玉県国公立幼稚園・こども園PTA 役員等研修会 1会場 179人 ・埼玉県小中学校PTA 役員等研修会 8会場 2,590人 ・埼玉県高等学校PTA 役員等研修会 1会場 1,513人 ・埼玉県特別支援学校PTA 役員等研修会 1会場 342人	-	-	生涯学習推進課

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
248	学校応援団推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村における「学校応援団」の推進を支援 ・「学校・家庭・地域連携推進委員会」2回実施 ・「学校・家庭・地域連携担当者会議」4教育事務所、各2回実施 ・「地区別実践発表会」 県内4地区実施 ・実践事例集の作成、県教委だよりによる普及・啓発 ・コーディネーター研修の実施 延べ131人 ・コーディネーターステップアップ研修 93人 	15,114	15,431	生涯学習推進課
249	放課後子供教室推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施する放課後子供教室への支援 ・「学校・家庭・地域連携推進委員会」2回実施 ・「学校・家庭・地域連携担当者会議」4教育事務所、各2回実施 ・「地区別実践発表会」 県内4地区実施 ・実践事例集の作成、県教委だよりによる普及・啓発 ・コーディネーター研修の実施 延べ131人 ・コーディネーターステップアップ研修 93人 ・放課後子供教室等ステップアップ研修 67人 	260,821	318,736	生涯学習推進課
250	男女共同参画の視点に立った学校行事やPTA活動などの促進	高等学校学習指導要領に則り、各県立学校が教育課程等の教育活動を適正に編成し、学校行事においても男女の区別なく参画できるよう適切に実施した。	-	-	高校教育指導課
251	県立学校等公開講座	県立学校等で長期休業中に実施 外国語会話、パソコン教室などの公開講座に関する情報を収集し、県民向けに広報を行った。	-	-	生涯学習推進課
252	生涯学習情報発信事業 (生涯学習ステーション)	ホームページで生涯学習指導者や学習情報等の情報を提供した。	-	-	生涯学習推進課
253	社会教育関係団体等への支援	男女共同参画に関する研修等を情報提供した。	-	-	生涯学習推進課
基本目標Ⅵ・施策の柱9 合計(再掲含む)			408,893	449,531	

基本目標Ⅶ 女性に対するあらゆる暴力を根絶する

施策の柱10 女性に対する暴力の防止と被害者支援

○施策の基本的な方向

- (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- (2) 配偶者などからの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進
- (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- (4) 性犯罪への対策の推進
- (5) 売買春への対策の推進
- (6) 人身取引対策の推進
- (7) ストーカー行為などへの対策の推進
- (8) 児童虐待、とりわけ性的虐待における児童に対する対策の推進

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
254	ドメスティック・バイオレンス総合対策事業費	ドメスティック・バイオレンス (DV) の被害者支援を総合的に 行うため、第4次DV防止基本計画に基づき各種事業を推進した。 ・関係機関連携会議 2回 ・相談担当者研修会 3回(延255人) ・啓発用リーフレット等の作成、配布 中学・高校生向けデートDV防止啓発リーフレット 80,000部 若者向けデートDV防止啓発リーフレット 20,000部 デートDV防止啓発カード 60,000部 ・DV防止フォーラム 11月・さいたま市(78人) ・デートDV防止啓発講座(高校等 19校) ・DV防止教育指導者研修会(29人) ・子どもの心のケア研修(141人)	6,908	4,306	男女共同参画課
255	女性・子どもが被害者となる犯罪の未然防止対策の推進	関係機関団体と連携した犯罪の未然防止対策を推進するため、 各種情報発信をするとともに、本部防犯指導班「ひまわり」等による 防犯指導により、自主防犯意識の醸成を図った ○ 本部防犯指導班「ひまわり」 ・防犯指導実施回数 666回 ・対象人数 82,155人 ○ 情報発信 ・メールマガジン 発信総件数 5,003件 子ども対象情報 発信件数 705件 女性対象情報 発信件数 1,727件 ・防犯速報(子ども対象声かけ等事案発生情報を学校等へ発信) 11回 ・SDN速報(性犯罪発生情報等を大学・短期大学等へ発信) 12回 (※数値は、平成30年中のもの)	408	473	生活安全総務課
256	私立学校人権教育推進費【再掲】No233	研修会等の開催 ・私立学校教職員人権教育研修会 ・私立小・中・高等・特別支援学校教職員人権教育研修会 ・私立幼稚園教職員人権教育研修会 研修資料の配布等	478 【再掲】	461 【再掲】	学事課
257	いじめ・非行防止学校支援推進事業	1 生徒指導支援員の配置 ・各教育事務所に2名ずつ計8名、生徒指導課に1名配置 2 いじめ・非行防止ネットワークの形成 ・小学校14校、中学校119校 計133校 3 生徒指導上の課題解決に向けた支援	24,063	13,712	生徒指導課
258	非行防止強化期間の設定および非行防止教室の開催	県内(さいたま市を除く)の公立小・中・高等学校を対象に、 1 非行防止強化期間の実施(5月1日から7月31日まで) ・取組内容 「非行防止強化期間の周知及び協力依頼」等 2 非行防止教室を期間中(5月1日から12月31日まで)に1回以上の実施 ・取組内容 「暴力行為の防止について」等 3 全ての公立小・中・高等学校において、年度内に1回以上の非行防止教室を実施した。また、全ての学校で、「延べ受講児童生徒数」が「在籍児童・生徒数」を上回っており、児童生徒一人あたり、非行防止教室を2回以上受講している結果となった。	-	-	生徒指導課

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
259	学校における人権教育推進事業【再掲】No.235	暴力によらない問題解決を身に付けさせるため、人権感覚育成プログラムの活用促進を行った。 ・人権感覚育成指導者研修会（7回実施） ・小中学校長等人権教育研修会 ・高等学校等校長人権教育研修会 ・公立学校人権教育担当者研修会	391 【再掲】	625 【再掲】	人権教育課
260	非行防止対策の推進【再掲】No.223	1 学校等の要請により、警察職員を小・中・高等学校等に派遣し、児童生徒や保護者、教員を対象とした非行防止・薬物乱用教室を実施 ○実施状況（平成30年度） 実施回数 1,418回、受講人数 334,585人 2 生徒の非行が問題化した中学校からの要請に基づき、スクール・サポーターを派遣し、生徒の非行防止に向けた学校への適切な指導・助言等の支援活動を実施 ○派遣校数（平成30年度） 延べ49校	- 【再掲】	- 【再掲】	少年課
261	「女性の権利110番」の実施	弁護士による臨時電話法律相談「女性の権利110番」の実施 男女共同参画週間（6月23日～29日）に合わせ、ドメスティック・バイオレンスやストーカーなどの女性に対する暴力を中心とした女性の権利一般に関する無料電話法律相談を実施した。 ・実施日 平成30年6月27日（水） ・相談件数 12件	-	-	男女共同参画課
262	婦人相談センター費	社会情勢の変化、複雑化等による家族崩壊やDVによる被害などにより女性が困難な状況に陥ることが多く保護支援が必要となっている。そのため、要保護女子の転落防止と保護更生を図るとともに、夫等からの暴力等により居所等の生活基盤を喪失した女性に対して一時保護を実施し、自立支援を行った。 ・一時保護人員 65人	89,370	79,540	男女共同参画課
263	犯罪被害者支援室における犯罪被害相談体制の整備	・フリーダイヤル（電話）、面談による被害相談を受理 ⇒ 受理件数1,260件 内訳：犯罪被害相談～826件 その他トラブル～154件 困りごと～280件 ・性犯罪相談ダイヤル（ハートさん）の運用開始 ⇒ 平成29年8月3日から、性犯罪相談ダイヤルの運用を開始し、同年10月1日から24時間体制での運用を図った。 ⇒ 相談受理件数 147件 （うち夜間、休日等の執務時間外受理件数56件）	639	720	警務課（犯罪被害者支援室）
264	警察安全相談体制の強化	1 警察本部けいさつ総合相談センター及び各警察署に設置した相談窓口で警察安全相談を受理（平成30年度受理件数142,141件） 2 女性警察職員の相談窓口配置 3 警察安全相談業務に専従している警察職員（H30.4.1現在） ○ 警察本部 13人（うち女性4人） ○ 警察署 128人（うち女性54人） 4 関係機関との連携の実施 ○ 各市町村 DV 担当課、県男女共同参画課等と連携	-	-	生活安全総務課
265	DV被害者支援担当者研修会（県婦人相談センター主催）への参加	・DV被害者支援研修会を実施 ⇒ DV被害者支援担当者研修会に参加し、関係機関とのネットワークの構築を図った。	-	-	警務課（犯罪被害者支援室）
266	市町村担当課長会議の開催【再掲】No.8	市町村担当課長を対象に、男女共同参画推進関連事業及びDV対策関連事業の説明にかかる会議を開催。 ・実施日 平成30年4月26日（木） ・参加者数 71人（49市町及び県）	- 【再掲】	- 【再掲】	男女共同参画課
267	生活保護扶助費	福祉事務所において、DV被害者を含む要保護者に対して適正に扶助費を支給するとともに、関係機関と連携しながら自立助長のための支援を行った。	8,704,096	8,759,621	社会福祉課
268	児童相談所費	・児童に関する相談のうち専門的な知識及び技術を要するものに応じ、必要な調査、医学的・心理学的判定及びそれに基づく指導を行った。必要により、児童の一時保護を行った。 ・児童福祉施設への入所措置や里親委託等を行った。	131,528	145,850	こども安全課
269	犯罪被害者支援推進協議会会員との連携・協力	・県及び地区犯罪被害者支援推進協議会の開催による関係機関との連携強化 ⇒ 積極的な開催により関係機関との連携強化を図った。	-	-	警務課（犯罪被害者支援室）

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
270	関係機関連携会議や合同研修会の開催	男女共同参画推進センター主催のデートDV防止（高校及び特別支援学校対象）講座、男女共同参画課主催のDV防止学校教育関係者研修会への参加	-	-	人権教育課
271	被害者相談・カウンセリングの実施及び被害者連絡制度による被害者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 「犯罪被害者支援室」における被害者相談の受理及びカウンセリングの実施 ⇒ 受理件数～1260件 カウンセリング実施件数～296件 被害者連絡制度による被害者への情報提供 ⇒ 被害者等に対して捜査の進捗状況等の情報提供を実施するとともに、刑事手続き等の流れが記載されている「被害者の手引き」等を被害者へ配布した。 	333	458	警務課・犯罪被害者支援室
272	公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターとの連携	<ul style="list-style-type: none"> 公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターと連携した被害者支援を実施 ⇒ 被害者等が必要とする支援に的確に応じるため、被害者等の同意を得て公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターへ情報提供するとともに、同センターと連携して各種被害者支援を推進した。 ※情報提供件数 143件（平成30年度中）	2,196	2,514	警務課（犯罪被害者支援室）
273	埼玉県青少年健全育成条例の施行 【再掲】 No222	店舗への立入調査時に、以下について依頼 ○書店・古書店・コンビニエンスストア（計378店舗）…有害図書について区分陳列を依頼 ○インターネットカフェ等（計33店舗）…青少年がインターネットを閲覧する場合に、フィルタリングによる適切な閲覧制限等を依頼	3,769 【再掲】	3,492 【再掲】	青少年課
274	子供の権利擁護事業費	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利擁護委員会における案件の審議 委員 3人、調査専門員 4人 平成30年度の委員会開催回数 18回 子どもの権利擁護委員会のPRのため、カードを200,000枚作成し、県内の小学4年生、6年生及び中学2年生に配布した。また、リーフレットを10,000部作成し、県内の小学校、中学校、高校、特別支援学校及び外国人学校に配布した。 県政出前講座を通じて子供の権利についての啓発を行った。 	4,368	4,330	こども安全課
275	男女共同参画苦情処理機関の運営 【再掲】 No211	埼玉県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進に関する県の施策や男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する苦情などの申出に対し、苦情処理委員が調査し、必要な場合には勧告、意見表明及び助言等を行う。 ・平成30年度受付件数3件、処理済み件数1件	1,218 【再掲】	1,267 【再掲】	男女共同参画課
276	ストップDV パープルネットさいたまプロジェクト事業費 (No277に統合)	DV被害母子の心のケアの取組を推進するため、県が養成したインストラクターで組織する「パープルネットさいたま」に委託し、心理教育プログラムを実施した。 さらに、DV被害者の自立を図るため、民間団体による相談・情報提供、心のケアなどを含めた継続的な自立支援を行った。 (1) 心理教育プログラムの実施 3か所 (2) インストラクターフォローアップ研修 年1回 (3) 民間団体による継続的自立支援 5団体	8,902	※No277に統合 11,450	男女共同参画課
277	民間団体によるDV被害者支援事業費	DV被害者の自立を図るため、民間団体による相談・情報提供、心のケアなどを含めた継続的な自立支援を行う。また、DV被害母子の心のケアの取組を推進するため、心理教育プログラムを実施する。さらに、民間団体の活動を支援していくため、財政支援や研修を行う。	(R1新規事業)		男女共同参画課
278	検挙その他の適切な措置の推進	平成26年4月から発足した人身安全関連事案初動指揮本部体制により、事案の相談受理時から生活安全部と刑事部が連携し、危険性、切迫性、事件性等の判断を迅速するとともに、本部主管課へ即報を徹底させ、即報を受けた指揮本部から（日中は人身安全対策課及び主管課）から適切な措置等の最善策を指導する等、事案の早期、適切な対応に取り組んだ。	-	-	捜査第一課

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
279	ストーカー・DV 対策の推進	<p>1 ストーカー事案取扱状況（平成30年度中）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談受理件数 1,159件 ○ストーカー規制法に基づく検挙件数42件 ○他法令に基づく検挙件数 47件 ○警告件数 67件 <p>2 DV 事案取扱件数（平成30年度中）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談受理件数 4,761件 ○保護命令違反に基づく検挙件数 3件 ○他法令検挙件数 463件 ○保護命令件数 56件 ○援助件数 1,072件 <p>3 リーフレットの作成配布を実施 DV 関係について説明したリーフレットを作成し、警察署に設置</p> <p>4 保護対策の実施 事案に応じ、携帯型非常通報装置（ココセコム）等の貸与等、被害者の安全の確保を最優先に保護対策を実施</p>	1,323	1,336	人身安全対策課
280	精神科医によるスーパービジョンの受講	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県立精神医療センターの精神科医によるスーパービジョンの積極的な受講 ⇒ 16回延べ27人の職員を受講させた。 ・臨床心理士のための各種研修会への積極的な参加 ⇒ 犯罪被害者支援室の臨床心理士を研修会に参加させることで、実務能力の向上に努めた。 	156	90	警務課（犯罪被害者支援室）
281	児童虐待ケア対策強化事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護所教育職員配置事業 学習指導員（非常勤）を県内4か所の一時保護所に1名ずつ配置し、一時保護中の児童の学習支援を行った。 	18,778	18,783	こども安全課
282	児童相談所一時保護所費	緊急に保護を要する児童、行動観察を要する児童、短期的治療指導を要する児童を一時保護した。	164,500	188,815	こども安全課
283	被害直後における一時避難場所確保に係る費用負担	DV 被害者への一時避難費用の負担 平成30年度 41件、709,970円	715	682	人身安全対策課
284	配偶者からの暴力（DV）被害者に対する県営住宅の短期入居制度等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅の短期入居制度等により、一時的かつ緊急避難的な居住先を提供した。 ・県営住宅の定期募集の抽選において、DV 被害者に対する優遇措置を図った。 <p>短期入居制度による入居件数 0件 DV 被害者の優遇措置を受けて応募してきた世帯数 10世帯</p>	-	-	住宅課
285	子供の円滑な転編入学に向けた情報提供及び市町村教育委員会への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・転編入学の事由に、特別な事情（いじめ、学校不適應、家庭の事情（経済的な理由、DV、児童虐待など）、健康上の理由等）を認めている。 ・「彩の国公立高校ナビゲーション」は、インターネット及び携帯電話により、全国各地はもちろん、海外在住者にも県公立高校の転編入学の情報を提供している。 	3,110	1,138	県立学校人事課
286	母子生活支援施設・助産施設児童保護措置費	県及び市福祉事務所長が、母子（妊産婦）を母子生活支援施設（助産施設）に入所させた場合に必要な費用を支弁した。	67,772	85,617	こども安全課
287	母子・父子自立支援員設置費【再掲】No.94	福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の各種相談支援を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援 17,622件（H31.3月末時点） ・研修 3回開催 	45,011【再掲】	45,570【再掲】	少子政策課
288	犯罪被害者等支援体制の整備促進事業（性犯罪被害者支援の充実強化）	<ul style="list-style-type: none"> ○性暴力等犯罪被害専用相談電話アイリスホットラインの平日夜間の延長、土曜相談の開始 相談件数 552件 ○やむを得ない事情により警察へ届出できない性犯罪被害者に対して、医療費等を助成。 医療費助成 6件 ○被害者支援の精通弁護士による法律相談を公費負担し、刑事・行政・民事を問わず、被害者のニーズに対応した包括的な支援を行った。 法律相談 20件 ○産婦人科医会の指定する24時間受入れ可能な県内基幹6病院による証拠採取や被害者の着替えの提供による支援を開始 	11,658	19,936	防犯・交通安全課

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
289	セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 各種教養等の機会におけるハラスメント防止教養 ⇒ セクハラ被害が集中している若手女性職員等に対し、男性職員との適切な接し方について、過去の事例に基づくロールプレイングを交えたセクシュアル・ハラスメント防止教養を取り入れ、教養を実施(計7回185人) 女性職員を対象に実施した、セクシュアル・ハラスメントのアンケート実施結果に基づき教養資料を発出 ハラスメント相談員を指定した相談体制の確立 ⇒ 各所属において所属長を防止対策責任者、次席を防止対策推進者、職員の中から男女双方に偏らないようにハラスメント相談員を指定し、各所属における相談体制を確立した。(平成30年秋季異動後の相談員体制:男性297名、女性223名の合計520名) ハラスメント相談員に対する研修(平成30年5月)を実施 ハラスメント相談窓口等の周知を実施 	17	18	警務課
290	労働相談推進事業費【再掲】No62	<ul style="list-style-type: none"> 労働相談 5,477件 インターネット労働相談 314件 若者労働はっとライン 151件 	19,360 【再掲】	17,997 【再掲】	雇用労働課
291	セクシュアル・ハラスメントに対する相談体制の整備及び充実	<ul style="list-style-type: none"> セクシュアル・ハラスメント防止に関する職員の意識啓発と、苦情相談に対応するため、各所属に2名ずつセクシュアル・ハラスメント防止推進員を設置 セクシュアル・ハラスメント防止推進員が各職場において未然防止や苦情相談の対応を行えるよう、ハラスメント防止推進員研修会を毎年度実施(平成30年度は4月18日実施、372人参加) 自治人材開発センターによる研修(新規採用職員研修等)を実施し、セクシュアル・ハラスメント防止に対する理解を深める 人事課及び職員健康支援課にセクハラ苦情相談窓口を設置 	292	293	人事課
292	学校内におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 各県立学校に、苦情相談を受ける相談員及び相談員からなる委員会(「相談員等」という。)を置き、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談への対応や、防止推進を実施。 4月1日から8月31日までを教職員事故防止強化運動期間と定め、各学校において、教職員事故の防止のための取組を実施。 	-	-	県立学校人事課
293	男女平等(セクシュアル・ハラスメント防止)教育資料(生徒用)の送付【再掲】No236	「セクシュアル・ハラスメント防止のために」を電子データにより県立学校及び市町村教育委員会に送付した。	- 【再掲】	- 【再掲】	人権教育課
294	安心して被害を届け出られる環境づくり・女性の警察官による事情聴取	捜査経験の浅い若手警察官に対し、性犯罪捜査実務能力向上を目的とした「性犯罪捜査専科」を実施した。(受講者35名中28名が女性職員)同専科では、犯人検挙に向けた捜査手法等の教養を実施した他、教養の多くに被害者支援に関する授業を当てた。なお、被害者聴取要領の授業では、ロールプレイング方式により実践形式での訓練を実施し、性犯罪被害者の特性を理解し、被害者が安心して被害を届け出られる環境づくりに努めた。	-	-	捜査第一課
295	検案書、診断書及び被害者に対する初診料等の費用支出	<ul style="list-style-type: none"> 検案書、診断書及び被害者に対する初診料等の費用の支出 ⇒ 被害者等の経済的負担を軽減するために各種費用の公費負担を積極的に実施した。 職員に対する公費負担制度の周知の徹底 ⇒ 巡回指導や教養等を積極的に実施して、職員に対する公費負担制度の周知を図った。 	7,480	6,982	警務課(犯罪被害者支援室)

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
296	防犯のまちづくり推進事業費（犯罪被害者等基本法及び犯罪被害者等支援条例の普及啓発）	○犯罪被害者支援県民のつどい 日時：平成30年12月1日（土） 場所：埼玉会館小ホール 450人 ○研修会の実施 ・市町村犯罪被害者等支援主管課長会議 市町村職員 50名参加 ・市町村犯罪被害者等支援新任担当者研修 市町村職員 43名参加 ・市町村犯罪被害者等施策研修会 市町村職員 38名参加 ・市町村犯罪被害者等支援担当者研修 市町村職員 22名参加 ・医療従事者のための性暴力被害支援セミナー 医療従事者 60名参加 ○犯罪被害者支援啓発キャンペーン イベント5回、街頭キャンペーン9回、学生ボランティア Aya 活動12回	1,725	1,733	防犯・交通安全課
297	被害者連絡制度	・被害者連絡制度の実施 ⇒ 被害者等に対して事件の捜査状況や検挙状況、被疑者の処分状況等について、積極的に情報提供を実施した。	-	-	警務課（犯罪被害者支援室）
298	児童買春・児童ポルノ禁止法、出会い系サイト規制法に基づく売買春及び児童買春対策の推進	女性捜査員を多く登用して被害児童の立場を重視した取り締まりを推進し、児童買春・児童ポルノ法違反により、186件、109人を検挙、被害児童121人を保護、出会い系サイト規制法により5件5人を検挙 （※数値は平成30年度中のもの）	-	-	少年捜査課
299	悪質な風俗関係事犯の取締り強化	女性の性を売り物にする悪質な風俗店等検挙等を対象に、売春防止法等に基づく取締りを実施した。 ○ 風俗関係事犯検挙（平成30年度） ・ 売春防止法違反 3件 1人 （前年比 ±0件 -5人） ・ 風適法違反 54件 55人 （前年比 -1件 +10人）	-	-	保安課
300	人権教育実践報告会の開催	「人権尊重社会をめざす県民運動」の一環として、人権教育の実践交流の場を提供し、人権教育の充実を図った。 ・ 東部地区 530名参加 ・ 西部地区 584名参加 ・ 南部地区 440名参加 ・ 北部地区（児玉・大里地区） 363名参加 ・ 北部地区（秩父） 177名参加	1,704	2,025	人権教育課
301	子供と家庭電話相談事業費【再掲】No108	臨床心理士、社会福祉士、教員等の資格を持った電話相談員を配置し、毎日（祝日及び年末年始を除く）電話相談を実施した。	16,270 【再掲】	16,274 【再掲】	こども安全課
302	再被害防止策	・再被害防止策を実施 ⇒ 警察署及び事件主管課と連携してストーカー事案等の適切な対応を図った。また、危険性が高い被害者を再被害防止対象者として指定し保護対策を徹底した。	98	99	刑事総務課
303	市町村児童相談体制強化事業【再掲】No106	市町村に対し職員の研修その他の援助を行い、児童虐待の早期発見及び早期かつ適切な対応の強化を図った。 ・ キーパーソン養成事業：43人を対象に実施 ・ 市町村職員等の専門性向上事業：児童福祉司任用資格認定講習会に23人参加、保護者支援トレーナー養成事業に32人参加 ・ 児相OB 職員の市町村派遣事業：14市町に派遣を実施	54,913 【再掲】	46,549 【再掲】	こども安全課
304	ネット問題対策教育推進事業	サイト監視活動や他機関との連携により、学校での生徒指導体制の支援や保護者啓発を実施し、出会い系サイトなどでの性的被害の防止を含めたネットの危険性から子供を守る体制の充実を図った。 1 県立学校の生徒に関するサイト監視 2 学校に係わる関係機関やサイト運営会社などと連携した子供のネット問題連絡協議会を実施し、情報交換や対策の検討を実施 3 県立学校8校を対象に保護者啓発講演会を実施	5,640	4,881	生徒指導課
305	出会い系サイトなどの児童の利用禁止に関する広報啓発活動の推進	小・中学生、高校生及び学校教育関係者等を対象とした情報セキュリティ講演等（平成30年度、558回延べ 135,633人）及びリーフレットの配布により、出会い系サイトの利用禁止やSNSサイトの適正利用に関する広報啓発活動を実施	-	-	サイバー犯罪対策課

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
306	薬物乱用対策の推進	薬物事犯の検挙 537人（うち女性103人）を検挙した。 （平成30年1月～12月）	-	-	薬物銃器対策課
307	青少年の非行・被害防止全国強調月間	青少年の非行・被害防止を目的に、大宮駅（7月）、浦和駅（11月）においてキャンペーン活動（街頭配布）を行った。	-	-	青少年課
基本目標Ⅶ・施策の柱10 合計（再掲含む）			9,399,189	9,487,637	

基本目標Ⅷ 男女の異なる健康上の問題を踏まえ、生涯にわたる健康づくりを支援する

施策の柱11 生涯を通じた女性の健康支援

○施策の基本的な方向

- (1) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方の定着
- (2) 生涯を通じた女性の健康保持対策の推進、出産・妊娠等に対する健康支援
- (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
- (4) 医療分野における女性の参画促進
- (5) 女性のスポーツ活動支援

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
308	思春期保健事業	助産師会埼玉県支部に委託し、思春期の身体や予期せぬ妊娠の防止、自己決定のためのロールプレイングなどを学ぶとともに、思春期保健関係者の連携のための研修を行った。	1,060	1,080	健康長寿課
309	埼玉県不妊治療費助成事業費	指定医療機関で行う不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図った。 ・不妊治療費の助成 H29 5,578件 H30 4,919件	1,238,144	1,242,662	健康長寿課
310	不妊専門相談事業	・埼玉医科大学病院に委託し、不妊治療に対する相談、専門的助言を行う。 ・助産師会埼玉県支部に委託し、不妊に関する電話相談を行う。 H30年度専門相談件数 59件（見込） H30年度電話相談件数 191件（見込）	5,010	5,103	健康長寿課
311	私立学校人権教育推進費【再掲】No233	研修会等の開催 ・私立学校教職員人権教育研修会 ・私立小・中・高等・特別支援学校教職員人権教育研修会 ・私立幼稚園教職員人権教育研修会 研修資料の配布等	478 【再掲】	461 【再掲】	学事課
312	性に関する指導普及推進事業【再掲】No234	・「知識を活用する保健学習－性に関する指導編・感染症編－」（県教委作成）を活用した指導法研修会の実施（県内1会場） ・小・中・高等学校別授業研究会（県内3会場）	607 【再掲】	658 【再掲】	保健体育課
313	県民健康福祉村運営費【再掲】No138	健康づくりの拠点施設として県民健康福祉村を運営。県民に健康づくりの場を提供するとともに、市町村が実施する健康づくり事業の支援として指導者の養成・研修、実地指導や関係情報の収集・提供をした。 健康運動指導研修 5回延べ74人参加、実地指導 81回延べ26市町1,740人参加	151,233 【再掲】	154,034 【再掲】	健康長寿課
314	ウェルカムベイビープロジェクト	早期不妊検査、不育症検査、早期不妊治療並びに2人目以降の不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減を図った。 ・早期不妊検査費助成件数 2,422件 ・不育症検査費助成件数 274件 ・早期不妊治療費助成件数 750件 ・2人目以降特定不妊治療費助成件数 242件	169,616	153,133	健康長寿課
315	未成年への喫煙防止の促進	ホームページを活用しての子供向けの喫煙防止の啓発を行っている。	-	-	健康長寿課

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
316	薬物乱用防止対策推進指導費	<ul style="list-style-type: none"> 不正大麻けし撲滅運動（けしの除去：41,823本） ダメ。ゼッタイ。普及運動（キャンペーン：28回） 麻薬覚醒剤乱用防止運動（キャンペーン：47回） 薬物乱用防止教室への講師派遣（234回） 各種イベントや関係団体等と連携した薬物乱用防止キャンペーン（4回） 保健所等による薬物乱用者や家族等からの相談受付（728件） 	7,366	7,715	薬務課
317	埼玉県小中学校食育指導力向上授業研究協議会	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校における教職員の食に関する指導力の向上のための協議会を実施（県内5会場で実施。合計617名が参加。） 望ましい食習慣の形成を図るための授業の公開 指導方法の工夫・改善を図るための研究協議や講演会等 学習指導案集を、県内公立小、中、高等学校、特別支援学校、その他関係団体等に1,300部配布。 	540	540	保健体育課
318	高齢出産や妊娠中に働く女性への対策	各保健所において、保健師・医師等の専門職が女性のための健康相談に対応した。	-	-	健康長寿課
319	安心できるお産環境支援事業費	<ol style="list-style-type: none"> 母体・新生児搬送コーディネーター事業 県内のNICUや産科病床の空き情報を把握し、リスクの高い妊産婦や重症な新生児が生じた際に、搬送可能な病院を調整する母体・新生児搬送コーディネーター事業を運営した。 母体救命コントロールセンター運営事業 脳血管疾患などの重篤な合併症や出産後の大量出血など救命を必要とする妊産婦を受け入れるなどにより、必要な救命措置を行った。 	80,711	80,139	医療整備課
320	周産期医療体制整備費	<ol style="list-style-type: none"> 周産期医療対策事業費 ・周産期医療関係者の育成研修事業 ・新生児心肺蘇生法研修プログラム実施事業 周産期医療施設運営費補助 各周産期医療施設の運営費の一部を補助する 新生児搬送用保育器管理事業 	880,289	978,308	医療整備課
321	がん対策総合推進事業	がん検診受診率及び精度の向上のため、がん検診の普及啓発等を行った。	9,379	9,602	疾病対策課
322	ライフステージに応じた健康づくりへの支援	各保健所において、健康に関する相談に応じた。	-	1,232	健康長寿課
323	健康長寿計画推進事業	健康増進計画「埼玉県健康長寿計画」の進捗管理をし、外部有識者等による検討会議において評価検討を行った。 開催回数2回	308	155	健康長寿課
324	にんしんSOS相談事業	<p>予期せぬ妊娠等の悩みを抱える者からの電話相談・メール相談に応じる窓口「にんしんSOS埼玉」を開設し、学校や医療機関等と連携しながら妊娠期から子育て期まで継続支援を行う子育て世代包括支援センター等関係機関へつなげ、予期せぬ妊娠の世代間連鎖を断ち切るための相談業務を実施した。</p> <p>・相談延べ件数 1,095件（電話 337件 メール758件）</p>	8,530	13,042	健康長寿課
325	小児・AYA世代におけるがん対策推進事業費	<p>目的：長期生存が可能となった小児がん・AYA世代の妊孕性（にんようせい）を温存し、将来子供を育む可能性を残すことでがんとの共生を推進する。</p> <p>内容：妊孕性温存のための費用を一部助成する。妊孕性に関する普及啓発など</p> <p>対象：39歳まで（所得制限あり）</p> <p>効果：将来子供を育むことが可能となる。</p> <p>（※妊孕性の温存とは、若年がん等に対する治療により、将来妊娠の可能性が消失しない様に生殖能力を温存するという考え方。）</p> <p>・小児・AYA世代への妊孕性温存治療助成等 申請件数：20件（H31.4.1現在）</p>	21,412	16,784	疾病対策課
326	健康増進事業費	健康増進法に基づき、市町村が実施する健康教育等の健康増進事業の一部を補助する。	110,358	110,358	健康長寿課
327	エイズ対策総合推進事業費	<ul style="list-style-type: none"> エイズ、HIV感染に関する正しい知識の県民への普及啓発 県民へのHIV検査に関する情報提供（駅などにポスターを掲載） 休日のHIV即日検査等、利便性が高い検査の実施（10月、12～3月に各1回実施） 保健所やエイズホットラインでの相談対応（保健所7,164件、ホットライン1,002件） 	11,133	10,511	保健医療政策課

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
328	危険ドラッグ対策事業	・危険ドラッグ販売疑いの店舗への監視指導(2施設) ・危険ドラッグ販売インターネットサイトの監視(1,030サイト) ・危険ドラッグ販売インターネットサイトを対象とした買上検査(買上検査検体数:34検体) ・自動車教習所及び運転免許センターでの啓発活動(ポスター掲示、チラシ配布依頼) ・地域の防犯ボランティアを活用した啓発活動 ・不動産業界団体との連携による啓発活動(ポスター掲示依頼) ・「埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づく知事指定薬物の指定(5回14物質)	10,338	5,202	薬務課
329	依存症対策事業費(依存症拠点整備事業、依存症支援団体活用事業)【再掲】No214	依存症治療拠点機関及び依存症相談拠点機関等を設置し、連携体制を整備した。 また、アルコール・薬物依存症者等の自殺ハイリスク者に対する支援を行う民間団体に補助を行った。	9,666 【再掲】	8,252 【再掲】	疾病対策課
330	薬物依存症家族教室	平成30年度は6クール(各4回)のプログラムを予定したが、参加者不足による休回もあった。 ・1回目 「薬物依存症とは」 ・2回目 「ダルクの紹介、本人の回復について」 ・3回目 「家族の対応について」 ・4回目 「ナラノンの紹介、家族の回復について」 平成30年度参加状況 ・精神保健福祉相談利用者 延べ51名 ・精神医療センター利用者家族 延べ33名	120	120	障害者福祉推進課
331	精神保健福祉相談	電話により相談予約を受け付け、依存症者本人または家族などからの来所相談(面接)を実施している。 薬物依存問題の面接件数 延べ132件	-	-	障害者福祉推進課
332	薬物乱用防止教育研修会	公立小、中、高等学校、特別支援学校の教職員を対象とした研修会の実施 年1回	229	228	保健体育課
333	妊婦への喫煙防止の促進	ホームページや母子健康手帳を活用して、喫煙が妊婦へ及ぼす健康の影響についての情報提供を行っている。	-	529	健康長寿課
334	女性医師就業支援事業	・女性医師就業支援相談窓口運営事業 「埼玉県女性医師支援センター」の運営(相談件数19件、復職者数5人) ・女性医師代替職員活用事業費補助 5病院18人の女性医師の代替医師の雇用に要する経費を助成	11,550	13,650	医療人材課
335	新人看護職員定着支援事業費【再掲】No16	・新人看護職員研修事業費補助 129施設に交付 ・新人看護職員合同研修 20回実施 ・新人看護職員指導者研修 10回実施	72,918 【再掲】	73,010 【再掲】	医療人材課
336	看護職員就業支援事業費【再掲】No17	・ナースセンター事業 (1) 無料職業紹介事業 再就業者611人 (2) 働きやすい職場づくり支援事業 ア 就業環境改善管理者研修 2回実施 イ 就業環境改善アドバイザー派遣 3回派遣 ・再就職技術講習会 30施設実施	27,549 【再掲】	24,487 【再掲】	医療人材課
337	県民総合スポーツ大会開催事業	・スポーツフェスティバル2018の開催 参加者数8,500人 ・県民総合体育大会の支援及び推進 502大会 参加者数39万人 ・「県民スポーツの日」関連事業 取組数1,135 参加者数84万人	6,464	6,464	スポーツ振興課
338	広域スポーツセンター機能推進事業費	・総合型地域スポーツクラブ設立・活動支援 総クラブ数96 会員数29千人 ・スポーツイベント等開催支援 ・クラブマネージャー養成講習会の開催 ・総合型地域スポーツクラブの広報	6,652	6,571	スポーツ振興課
339	ジュニアアスリート発掘育成事業	県内小学校4年生を対象に、スポーツ能力に優れた素質を持つ子供たちを組織的に発掘し、関係団体と連携しながら、4年生から6年生年代における発達段階に応じた適切な育成プログラムを実施することにより、将来、オリンピックをはじめとする国際大会で活躍する県民に夢と感動を与えるトップアスリートを誕生させることを目的に実施している。 ・発掘された、彩の国ブラチナキッズの女子(小学校4年生から6年生女子45名)と保護者に対し、女子アスリートとして必要な基礎知識を専門家から学ぶ講義を実施した。	12,042	12,265	スポーツ振興課

No.	事業名等	関連事業実績	H30予算 (千円)	R1 予算 (千円)	担当課
340	スポーツ科学によるアスリート支援事業	未来のオリンピック育成のため、スポーツ科学の知見に基づき、トレーニング指導・栄養指導・メンタルサポート・女性アスリートサポートの4つの視点から選手を総合的に支援した。 ・女性アスリートサポートでは性徴等に関わる女性特有の課題を抱える女子選手に対し、専門スタッフによる総合的なサポートを実施し、女子選手の競技力向上を支援した。	28,921	23,290	スポーツ振興課
341	女性アスリートに対するセクシャル・ハラスメントの防止	(公財)埼玉県体育協会がスポーツ相談窓口を設けており、女性アスリートに対するハラスメントについても相談を受け付けている。 県としては競技団体を通じて窓口を周知するとともに同協会と連携しながらハラスメントの防止に努めた。	-	-	スポーツ振興課
342	女性スポーツ指導者の育成	(公財)埼玉県体育協会との共催でコーチ研修会、スポーツ指導者研修会を実施した。 ・女性指導者を養成に努めるとともに各競技団体に対し、女性指導者の育成を要請した。	-	-	スポーツ振興課
343	運動部活動における女子生徒への適切な支援	・運動部活動指導者講習会、体育実技指導者講習会等において、女子生徒の指導における配慮などについても触れて説明した。 ・「運動部活動指導資料(三訂版)」に、女子部員への配慮についての項目を立て、Q&A形式で盛り込み、各学校に配布したり、ホームページ上に公表している。	-	-	保健体育課
基本目標Ⅷ・施策の柱11 合計(再掲含む)			2,882,623	2,959,585	

「埼玉県男女共同参画基本計画」関連事業における 平成30年度、令和元年度予算合計(単位:千円) ※再掲を除く	平成30年度	令和元年度
	227,883,926	239,377,644

3 「男女共同参画配慮度評価」による計画の推進

(1) 男女共同参画配慮度評価とは

「男女共同参画基本計画」を実効性あるものとするため、県施策について男女共同参画を推進する視点からの配慮の度合いを評価します。

自己チェックとして、各課は担当施策等の企画・立案、実施後の状況について、男女共同参画の視点から取組に対する配慮の度合いを評価し、男女共同参画課に報告をします。男女共同参画課では、この結果を取りまとめ、各課にフィードバックすることで、全庁的に男女共同参画に配慮された事業の推進を図ります。

また、外部チェックとして、男女共同参画審議会では実施状況をチェックし、意見を述べます。



(2) 評価方法及び内容

①自己チェック

ア 事業のチェック

全庁、全施策を対象に、施策の企画・立案、実施後の状況についてチェックします。

【新規事業】

「埼玉県男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画を推進する視点から、施策の基本的方向について施策の企画・立案時にチェックを実施します。

【埼玉県男女共同参画基本計画に関する主な事業】

実施後の状況について、「チェックポイント5（ファイブ）」に基づきチェックを行いました。その結果については、次ページの概要のとおりです。



- 1 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
- 2 事業の企画、立案、実施の際、女性、男性双方の意見を聞いたか
または、双方が参加したか
- 3 女性、男性双方にとって利用・参加しやすいような配慮をしたか
- 4 事業の方向性を男女共同参画に配慮したか
- 5 事業の効果が女性、男性それぞれに寄与したか

イ 日常の取組（職員の意識改革・広報・県民サービス）について

【職員の意識改革】

男女共同参画の視点から、職場環境・県民サービスについて、職員が行う自己チェックを実施し、その結果を職場研修などで活用し、職員の意識改革を進めます。

【広報・県民サービスの向上】

「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」を活用しながら、行政広報のチェックなどを行い、県民サービスの向上を図ります。

②外部チェック

「埼玉県男女共同参画基本計画」の関連事業については、平成31年3月18日に開催された男女共同参画審議会において、審議されました。

4 平成30年度「事業のチェックポイント^{ファイブ}5」の概要

「男女共同参画基本計画」の主な関連事業について、担当課所が「チェックポイント5」に基づき自己チェックを行った結果は次のとおりです。

(1) 「チェックポイント5」のチェック結果

チェックポイント5を実施した平成30年度関連事業…269事業

1	事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握した	108事業 (40.1% 前年：36.7%)
2	事業の企画、立案、実施の際、女性、男性双方の意見を聞いたまたは双方が参加した	173事業 (64.3% 前年：60.4%)
3	女性、男性双方にとって利用・参加しやすいような配慮をした	158事業 (58.7% 前年：57.5%)
4	事業の方向性を男女共同参画に配慮した	121事業 (45.0% 前年：42.5%)
5	事業の効果が女性、男性それぞれに寄与した	204事業 (75.8% 前年：73.8%)

(2) 男女共同参画に配慮した主な内容（概要）

※＜ ＞内は事業名等。特に記載のないものは各種事業共通。

①事業の対象を男女別に把握

- ・相談件数、研修受講者（修了者）数、対象職員数、利用者数、平均賃金、育児休業取得者数などで、男女別にデータを把握した。
- ・男女別アンケートを実施し、ニーズの把握や今後の事業展開に役立てた。

②企画、立案、実施への男女共同参画

【県民コメントの実施】

- ・条例や計画の策定において県民コメントを実施し、男女の区別なく意見を聞いた。

【ボランティア団体・NPO等からのヒアリング】

- ・女性、男性双方の会員がいる関係団体と意見交換を行った。

【委員などにおける女性の登用】

- ・審議会、委員会、協議会、審査会等、各種会議の構成委員に女性を積極的に登用した。

【女性職員、男性職員双方による企画・立案・実施】

- ・企画会議に男女双方の職員が参加した。
- ・事業の実施や公的広報物作成では、女性職員・男性職員双方の意見を反映させた。

【女性、男性双方の県民が事業に参加】

- ・会議等の委員は男性女性に偏りがないように委嘱した。
- ・九都県市合同防災訓練等に女性・男性双方の住民が参加した。

③女性、男性双方にとって利用・参加しやすいような配慮

【インターネットの活用】

- ・相談、各種講座、イベント等の申込みを、パソコン・携帯電話等から電子で行うことができる。
- ・啓発資料などはいつでもホームページからダウンロード可としている。

【時間帯の配慮】

- ・事業や相談、研修会等を夜間や休日に実施したり、日中と夜間の時間帯両方を設けるなど、女性・男性双方が参加しやすいよう配慮した。

＜男女共同参画推進センター運営費＞

「With You さいたま」は月～土曜は21時まで、日曜・祝日も17時30分まで開館している。

【育児・介護への便宜】

- ・県民を対象とした講座等を実施する際には、可能な限り保育室の提供、保育士の手配などを行い、子育て世代の参加に配慮した。

【その他】

- ・エレベーター、障害者対応型トイレの設置などの駅のバリアフリー化を推進している。

④事業の方向性を男女共同参画に配慮

- ・広報物の作成、研修会の実施において、内容が男女のどちらか一方に偏ることがないように配慮した。

＜女性の視点を踏まえた避難所の設置・運営＞

市町村地域防災計画修正の事前相談にあたり、男女共同参画への配慮について助言した。

＜「男性のための悩み相談」の実施＞

男女共同参画の視点から男性をサポートするために、男性臨床心理士による電話相談を実施した。

⑤事業の効果が女性、男性それぞれに寄与

＜県営住宅の定期募集＞

県営住宅の定期募集の抽選において、母子・父子世帯に対する優遇措置を図り、安心して子育てを行う場を確保することができた。

＜「表現ガイド」の普及促進＞

より良い公的広報を目指した「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」（冊子）を配布し、広報物作成のガイドラインとして、より適切な表現を考える手がかりを提供した。

＜企業内保育所設置等促進事業＞

企業内保育所の設置が進むことによって、男女を問わず子育て期の従業員にとってより働きやすい職場づくりの形成に寄与した。

5 男女共同参画推進センターによる男女共同参画の推進

【埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）の概要】

男女共同参画社会の実現に向けた県の施策を実施するとともに、県民及び市町村の男女共同参画の取組を支援することを目的とした総合的な拠点施設として、さいたま市に平成14年4月に開設しました。

○事業の概要

1 情報収集・提供事業

- (1) 情報ライブラリーの運営、インターネット等による情報発信
- (2) 広報紙「With You さいたま」の発行（7月、11月、3月）
- (3) 男女共同参画パネルの作成及び貸出

2 相談事業

個人の抱える様々な悩みや問題について相談に応じるとともに、配偶者暴力相談支援センターの機能を担い、配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の業務を行っている。

3 学習・研修事業

- (1) イベント・講座
男女共同参画の普及啓発のためのイベントや講座の開催
- (2) 市町村職員等研修
各地域での男女共同参画推進に資するため、市町村職員等対象の研修会の開催
- (3) DV防止の意識啓発
女性に対する暴力の根絶に向けた取組の強化と意識啓発のためのフォーラムの開催
- (4) 講師の派遣
男女共同参画に関する意識啓発及びセンターの周知を目的に、職員を研修・講座等の講師として派遣
- (5) 大学生等の実習受け入れ
次代を担う学生に男女共同参画への理解を深めてもらう目的で、学生向けの独自プログラムを提供

4 自主活動・交流支援事業

- (1) 男女共同参画の活動を行う市民団体に対する自主活動発表の場の提供
- (2) ボランティア活動の支援

5 女性チャレンジ支援事業

- (1) シングルマザー等を対象にした講座の開催
- (2) 経済的に困難な状況にある女性を対象にした講座の開催
- (3) 男女共同参画に資する活動を行う団体との共催事業の開催

6 その他（被災者支援事業）

東日本大震災による避難者が定期的に集まり、情報交換を行う場として「さいがい・つながりカフェ」を市民団体と協力して実施（月2回）

○平成30年度事業実績

1 情報収集・提供事業

(1) 情報ライブラリーの運営、インターネット等による情報発信

- ・資料数：40,658点（うち、視聴覚資料405点）
- ・利用者数：32,651人
- ・ホームページアクセス件数：133,790件

(2) 広報誌「With You さいたま」の発行：7月、11月、3月に各7,000部を発行

(3) 男女共同参画パネルの作成及び貸出

- ・貸出件数：全21種を延べ65団体に貸出

2 相談事業（平成30年度相談受付状況）

(1) 相談種類及び相談内容別受付状況

(件)

	生き方	こころ	からだ・性	夫婦	家族・親族	人間関係	DV	仕事	暮らし	その他	計	性的マイノリティに関する相談
電話相談	417	1,031	425	1,161	1,662	1,654	635	504	375	1,384	9,248	26
面接相談	0	1	0	6	2	1	24	0	0	3	37	0
専門相談	9	4	16	70	16	9	9	5	0	14	152	0
インターネット相談	2	1	4	28	20	6	18	1	1	1	82	1
グループ相談	0	0	0	0	0	0	32	0	0	0	32	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
合計	428	1,037	445	1,265	1,700	1,670	718	510	376	1,404	9,553	27

※ 性的マイノリティに関する相談は、H28.8から統計を開始した。

「With You さいたま相談室」 受付時間：月～土曜日 10時～20時30分

(2) 年代別・相談内容別受付状況

() 内は、男性からの相談件数（再掲）

	～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	計
生き方	0 (0)	71 (5)	86 (7)	109 (27)	72 (7)	54 (8)	20 (0)	16 (0)	428 (54)
こころ	6 (5)	78 (5)	131 (18)	246 (102)	507 (71)	41 (0)	16 (0)	12 (0)	1,037 (201)
からだ・性	80 (77)	61 (12)	64 (11)	112 (46)	69 (22)	17 (1)	10 (1)	32 (26)	445 (196)
夫婦	0 (0)	66 (10)	315 (45)	457 (59)	217 (26)	143 (10)	47 (18)	20 (2)	1,265 (170)
家族・親族	7 (2)	80 (12)	190 (16)	408 (23)	639 (14)	205 (28)	137 (7)	34 (4)	1,700 (106)
人間関係	8 (5)	243 (15)	272 (24)	489 (32)	495 (23)	87 (0)	47 (1)	29 (1)	1,670 (101)
DV	1 (0)	63 (5)	195 (33)	237 (35)	117 (18)	36 (2)	20 (3)	49 (2)	718 (98)
仕事	0 (0)	85 (2)	96 (11)	207 (48)	105 (13)	7 (3)	0 (0)	10 (0)	510 (77)
暮らし	0 (0)	16 (4)	45 (2)	160 (32)	90 (14)	26 (2)	16 (1)	23 (5)	376 (60)
その他	168 (160)	137 (30)	188 (16)	312 (148)	248 (23)	44 (9)	25 (0)	282 (71)	1,404 (457)
計	270 (249)	900 (100)	1,582 (183)	2,737 (552)	2,559 (231)	660 (63)	293 (31)	552 (111)	9,553 (1,520)

(3) 男性臨床心理士による男性のための相談の状況

内 容	開 催 日	相談件数
日頃から「男は強くなければならない」、「弱音を吐いてはいけない」など、生きづらさを抱えている男性に対し、男性臨床心理士による電話相談を、通常の相談とは別に日曜日に行った。	毎月第4日曜日 11:00~15:00 ※6月のみ第3日曜日	93件 ((1)の件数 を含む)

(4) グループ相談会

内 容	開 催 日	相談件数
DV被害を受け辛い思いを抱えながら、なかなか周りの人に話せずにいる同じ思いを持った方たちが集まり、埼玉弁護士会有志の方々との共催でカフェ形式の相談会を行った。	7/1、12/2	32件 ((1)の件数 を含む)

3 学習・研修事業

(1) 主催イベント・講座

名 称	開 催 日	参加者数
女性の貧困問題講演会	5/22	94人
男女共同参画週間講演会 「生きづらさを抱える女性たち ~一人ひとりの言葉と生きる力に心を寄せて~」	6/16	180人
県民講座①「女性リーダー養成講座」(全10回)	6/16、7/21、 8/4、9/15、 10/20、11/18、 12/1、1/19、 2/16、3/23	290人
県民講座②女性防災フォーラム	9/15	98人
若者のための男女共同参画ワールド・カフェ 「社会や政治の問題について身近な人と語っていますか？」	10/20	44人
県民の日イベント「親子で遊ぼう! With You さいたま」	11/14	610人
県民講座③「障害と女性」	11/20、12/1	172人
With You さいたまフェスティバル講演会	2/3	152人
メンズプロジェクト講座「男同士が語る どうしたら痴漢をなくせるか~痴漢撲滅に向けた埼玉からの発信~」	3/2	93人

(2) 市町村職員研修

名 称	開 催 日	参加者数
市町村男女共同参画担当職員研修 (全2回)	①4/23 ②5/22	①37人 ②38人
市町村男女共同参画担当職員課題別研修会 (全9回)	-	105人

(3) DV防止啓発等

名 称	開 催 日	参加者数
性暴力防止セミナー (さいたま市共催)	7/25	100人
DV防止フォーラム2018	11/18	78人
デートDV防止講座	7~3月 (全6回)	2,280人

(4) 県立小児医療センターとの共催講座

名 称	開 催 日	参加者数
県民のための医療セミナー「ダウン症候群の医療ケアセミナー」	7/20	103人
県民のための医療セミナー「子どもの事故をなくそう」	10/13	105人

(5) 埼玉大学との共催講座

名 称	開 催 日	参加者数
シンポジウム「性の多様性」	1/27	73人

(6) 埼玉弁護士会との共催講座

名 称	開 催 日	参加者数
離婚を迷う女性のための法律セミナー&相談会	12/3	20人

(7) 講師の派遣

ア 対象

国・市町村職員、民生委員・児童委員、教職員、PTA、大学生、高校生、事業者、一般市民等

イ 内容・回数

講師派遣 47回

(8) 大学生等の実習受け入れ

名 称	開 催 日	参加者数
明治大学 社会教育 男女共同参画基礎講座の提供	5/27	6人
埼玉県立大学 看護学科（母性看護学実習） 男女共同参画基礎講座の提供及び、図書館での課題学習を実施	5/16、30 6/13、27	70人 (3年生)
東京家政大学 看護学科（ウィメンズヘルス実習） 男女共同参画基礎講座の提供及び、図書館での課題学習を実施	6/19、20 7/17、18 10/23、24 11/27、28	110人 (3年生)
目白大学 看護学科（母性看護学実習） 1日目 男女共同参画基礎講座の提供及び、図書館での課題学習を実施 2日目 With You さいたま相談室による講義 （7月は「性暴力防止セミナー」を11月は「障害と女性」を受講） 3日目 関東農政局による講義、グループからの学習内容の発表	6/5、6、8 7/24、25、27 11/19、20、22	112人 (3年生)
十文字学園女子大学 図書館司書課程 男女共同参画基礎講座の提供及び、図書館での課題学習を実施	5/26 6/2	70人
日本保健医療大学 看護学科（課題別実習） 男女共同参画基礎講座の提供及び、図書館での課題学習を実施	9/11、12	10人 (4年生)
防衛医科大学校 看護学科 男女共同参画基礎講座の提供及び、図書館での課題学習を実施	11/5	16人 (4年生)
人間総合科学大学 看護学科（母性看護学実習） 男女共同参画基礎講座の提供	9/6、18	82人 (3年生)
上尾中央看護専門学校（母性看護学実習） 男女共同参画基礎講座の提供及び、図書館での課題学習を実施	3/14、15	80人 (2年生)

4 自主活動・交流事業

(1) 市民団体の活動発表の場の提供

名 称	開 催 日	参加者数
With You さいたまフェスティバル	2/1～3	2,145人

(2) ボランティア活動の支援

名 称	登録者数
With You さいたまサポートスタッフの登録 (活動内容：センター事業の補助、情報ライブラリー通信の編集、自主企画イベントの運営など)	18人

5 女性チャレンジ支援事業

(1) 主催事業

名 称	開 催 日	参加者数
働きづらさ・生きづらさに悩む39歳以下の独身女性のためのグループ相談会「おはなしカフェ」	5月～3月(全12回)	65人
おおむね45歳以下で、働きづらさ・生きづらさに悩む、自立、就業をめざす女性(シングルマザーを含む)のための「しごと準備講座」 特別講座①プレ講座 ②スペシャル講座 ③実践講座 本講座 1期、2期	①6/20 ②9/5 ③3/6 1期(6/27～8/29、11/28) 全12回 2期(9/26～12/12、2/6) 全12回	①6人 ②17人 ③13人 1期 のべ80人 2期 のべ154人
離婚を迷う女性のための「生き方セミナー」	6月～2月(全9回)	152人
自立、就業をめざすシングルマザー等のためのグループ相談会(小学校低学年までのお子様をお持ちの方)「ママ・カフェ」	6月～3月(全14回)	127人

(2) 共催事業

名 称	開 催 日	参加者数
ひとり親のためのパソコン教室 (主催：公益社団法人埼玉県母子寡婦福祉連合会)	①6/9、10 ②9/22、23 ③11/3、4 ④2/27、28	①28人 ②31人 ③45人 ④27人

(3) 公募型共催事業

県内各地で男女共同参画に関する活動を行っている団体から事業を公募により27事業選定し、26事業実施した(台風接近のため1事業中止)。

名 称	開 催 日	参加者数
はたらくらぶW自分でできるアロマテラピー (主催：一般社団法人さいたまキャリア教育センター)	5/19	3人
びーらぶプログラムを体験してみよう「怒りと暴力」 (主催：特定非営利活動法人パープルネットさいたま)	5/23	16人
DV 被害者支援に必要な知識を学ぶ 「DV 被害者支援者養成～基礎講座～DVを知る・気づく・そして支援者になる」 (主催：特定非営利活動法人パープルネットさいたま)	5/30、6/6、20、7/4	124人
育自のための小さな魔法 (主催：特定非営利活動法人育自の魔法)	6/13、20、27、7/18	41人
すぐできる！家庭の書類整理術 (主催：ライフオーガナイザーの会さいたま)	6/28	28人
育休後の女性のキャリアを考えるワークショップ～アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)を知っていますか～《子育てと仕事の両立セミナー》 (主催：一般社団法人プティパ)	7/8	6人
はたらくらぶW知ろう、語ろう帝王切開 (主催：一般社団法人さいたまキャリア教育センター)	7/28	中止
夫婦・しごとが上手くいく人のかんたんコミュニケーション術「Iメッセージ」 (主催：オハナベストパートナーさいたま)	9/2	18人

名 称	開 催 日	参加者数
早いが肝心！学習習慣の仕組みづくり (主催：ライフオーガナイザーの会さいたま)	9 / 9	4人
「今ここ」ありのままの私でコミュニケーション！ (主催：All Alive Project 埼玉)	9 / 17	17人
女性のための美骨盤エクササイズ (主催：特定非営利活動法人美えな塾)	10 / 11	13人
びーらぶプログラムを体験してみよう「いろいろな気持ち」 (主催：特定非営利活動法人パープルネットさいたま)	10 / 14	10人
キャリアコンサルタントが教える「光る応募書類の書き方と面接対策」 講座 (主催：特定非営利活動法人生涯学習コーディネート協会)	10 / 19、26	4人
たたかない どころがない子育てのヒント 育児情報誌 miku 編集長と考える、前向き子育てのすすめ (主催：一般社団法人プティパ)	10 / 21	21人
家計簿が続かない人のための家計管理術 (主催：ライフオーガナイザーの会さいたま)	10 / 25	21人
はたらくらぶ W いまさら聞けない月経の話 (主催：一般社団法人さいたまキャリア教育センター)	10 / 27	5人
いのちのことは～周産期医療をめぐるわたしたちの体験～流産・死産 ・新生児死や不妊症・不育症治療体験から考える「いのち」との出会い (主催：一般社団法人プティパ)	10 / 28	19人
支援者養成ステップ講座 ～DV から離れた後にこそ必要な支援～ (主催：特定非営利活動法人パープルネットさいたま)	11 / 7、21、28	29人
PC データ整理&実践ワークショップ (主催：ライフオーガナイザーの会さいたま)	11 / 8	11人
人生を変えるメイク術 (主催：一般社団法人日本セルフプロデュースメイク協会)	11 / 19	9人
身の回りから学ぶ知的財産 (主催：埼玉応援隊女性弁理士パル会)	11 / 29	3人
「職場で役立つエクセルの関数と集計」講座 (主催：特定非営利活動法人生涯学習コーディネート協会)	12 / 8、9	41人
《あんしん子育てサポートプロジェクト2018》子ども・若者ケアラーに ついての事例検討会－精神疾患のある母親をケアする子ども・若者の支 援について考える－ (主催：一般社団法人プティパ)	1 / 27	22人
育自のための小さな魔法 (主催：特定非営利活動法人育自の魔法)	2 / 6、13、20、3 / 13	21人
わが子に「生きる力」を育むために (主催：一般社団法人日本キャリアパスポート協会)	2 / 15	30人
はたらくらぶ W 自分に優しく更年期 (主催：一般社団法人さいたまキャリア教育センター)	2 / 16	9人
人生を変えるメイク術 (主催：一般社団法人日本セルフプロデュースメイク協会)	2 / 24	15人

6 その他（被災者支援事業）

テーマ	開催日	参加者数
さいがい・つながりカフェ	毎月第2、第4木曜日	各回30人程度
さいがい・つながりカフェ トークイベント 「あれから8年 町はいま」	3/30	40人

○令和元年度事業計画

1 情報収集・提供事業

- (1) 情報ライブラリーの運営、インターネット等による情報発信
- (2) 広報誌「With You さいたま」の発行：7月、11月、3月に各7,000部を発行
- (3) 男女共同参画パネルの作成及び貸出

2 相談事業

名称	開催日
With You さいたま電話相談	月～土 10時～20時30分
男性のための男性臨床心理士による電話相談	毎月第3日曜日 11時～15時
グループ相談	年2回

3 学習・研修事業

- (1) イベント・講座

名称	開催日	定員
女性の貧困問題講演会	5/30	150人
男女共同参画週間講演会 「メディアを読み解くチカラをつけよう!! ~ジェンダーの視点から~」	6/22	150人
県民講座①「女性リーダー育成講座」	6/22、7/20、8/24、 9/28、10/19、11/10、 12/7、1/18、2/9、 3/14	30人
若者のための男女共同参画ワールド・カフェ 「これからの働き方・暮らし方を考えよう」	7/20	50人
県民講座②「女性防災フォーラム」	9/28	100人
県民の日イベント「親子で遊ぼう!With You さいたま」	11/14	-
県民講座③「障害と女性」	11/20	80人
With You さいたまフェスティバル講演会	2/9	150人
メンズプロジェクト講座「世代を超えて男同士が語るセクハラ問題」	3/8	100人

- (2) 市町村職員研修

名称	開催日	定員
市町村男女共同参画担当職員研修	① 4/23 ② 5/30	① 50人 ② 150人

(3) DV防止の意識啓発

名 称	開 催 日	定員
性暴力防止セミナー（さいたま市共催）	7/24	80人
DV防止フォーラム	11/10	150人
デートDV防止講座	7月～3月（全6回）	2,000人

(4) 共催講座

名 称	開 催 日	定員
県民のための医療セミナー「先天異常症候群をもっと身近に考える」 （県立小児医療センターと共催）	7/30	100人
県民のための医療セミナー「気になる最近のがん治療～小児医療の現場から～」 （県立小児医療センターと共催）	10/14	100人
県民のための医療セミナー「“子どものかぜ” 大人が子どものためにできること」 （県立小児医療センターと共催）	12/14	100人

4 自主活動・交流支援事業

(1) 市民団体の活動発表の場の提供

名 称	開 催 日
With You さいたまフェスティバル	2/7～9

(2) ボランティア活動の支援

名 称
With You さいたまサポートスタッフの登録

5 女性チャレンジ支援事業

(1) 主催事業

名 称	開 催 日	定員
おおむね45歳以下で、働きづらさ・生きづらさに悩む、自立・就業をめざす女性のための「しごと準備カフェ」	5月～3月（全10回）	各10人
おおむね45歳以下で、働きづらさ・生きづらさに悩む、自立・就業をめざす女性のための「しごと準備講座」1期、2期	1期6月～11月（全12回） 2期9月～2月（全12回）	各20人
離婚を迷う女性のための生き方セミナー	6月～2月（全9回）	各18人
自立、就業をめざすシングルマザー等のためのグループ相談会（小学校低学年までのお子様をお持ちの方）「ママ・カフェ」	6月～3月（全13回）	各16人

(2) 共催事業

名 称	開 催 日	定員
ひとり親家庭のためのパソコン教室 （主催：公益財団法人埼玉県母子寡婦福祉連合会）	①6/8、9 ②7/13、14 ③11/9、10	①20人 ②25人 ③25人

(3) トライアル共催事業

県内各地で男女共同参画に関する活動を行っている団体からアイデアあふれる事業を公募により選定し、14事業を実施する。

名 称	開 催 日	定員
10代から23歳までのLGBTのための居場所「にじーず」埼玉（主催：10代から23歳までのLGBTのための居場所「にじーず埼玉」）	6/16	30人

名 称	開 催 日	定員
自分らしいキャリアをデザイン 「子育て」と「仕事」の両立を考えてみよう（主催：株式会社コミュニティネット「キャリアチャレンジプロジェクト」）	6/18	30人
肩こり腰痛解消骨盤エクササイズ（主催：特定非営利活動法人美えな塾）	7/4	20人
自分らしいキャリアをデザイン「これからの女性の働き方」（主催：株式会社コミュニティネット「キャリアチャレンジプロジェクト」）	7/12	30人
ありのままの私でコミュニケーション！「大人のための表現ワークショップ」朗読劇編（主催：All Alive Project 埼玉（APPS））	9/8	16人
10代から23歳までのLGBTのための居場所「にじーず」埼玉（主催：10代から23歳までのLGBTのための居場所「にじーず埼玉」）	9/15	30人
ありのままの私でコミュニケーション！「大人のための表現ワークショップ」ココロとカラダ編（主催：All Alive Project 埼玉（APPS））	10/20	16人
ありのままの私でコミュニケーション！「大人のための表現ワークショップ」イマジネーション編（主催：All Alive Project 埼玉（APPS））	10/27	16人
自分流！人生100年時代の生き方探し（2回連続）（主催：me life woman 女性起業チーム）	11/9、11/23	36人
10代から23歳までのLGBTのための居場所「にじーず」埼玉（主催：10代から23歳までのLGBTのための居場所「にじーず埼玉」）	12/21	30人
自分らしいキャリアをデザイン「本当にやりたいことを見つけよう！」 （主催：株式会社コミュニティネット「キャリアチャレンジプロジェクト」）	1/19	30人
「自分流！ワーク・ライフ・バランス」発見セミナー（2回連続）（主催：me life woman 女性起業チーム）	1/19、26	36人
自分らしいキャリアをデザイン「幼児期の親子関係について」（主催：株式会社コミュニティネット「キャリアチャレンジプロジェクト」）	3/2	30人
10代から23歳までのLGBTのための居場所「にじーず」埼玉（主催：10代から23歳までのLGBTのための居場所「にじーず埼玉」）	3/15	30人

6 その他（被災者支援事業）

名 称	開 催 日	定員
さいがい・つながりカフェ	毎月第2、第4木曜日	各回30人程度

6 女性キャリアセンター

○事業の概要

平成20年5月、県がさいたま市内に設置した、女性のための就業支援施設。個別相談、就職支援セミナー、職業紹介、職場におけるステップアップや業務スキル向上などに役立つ各種セミナー等により、女性の就業・定着・両立・キャリアアップを総合的に支援する。

○平成30年度事業実績

1 面談相談・電話相談

内 容	実 績
働くための条件整備、就業希望条件の整理、求人情報の紹介をトータルで支援した。 また、働く女性のキャリアアップや就業継続に関する相談に対応した。 【電話相談】 1回20分 月～金 10時～16時30分 【面談相談】 1回45分 月～土 10時～16時15分	【電話相談】 1,154件 【面談相談】 5,419件

2 各種セミナーの実施

内 容	実 績
就職を希望する女性のために、応募書類の書き方や面接対策など、就職活動に役立つセミナーや職場体験・企業説明会を開催した。 また、働く女性に対して「働く女性応援講座」を実施した。	208回・4,077人

3 婦人相談センターにおける就職支援セミナー・面談相談の実施

内 容	実 績
県婦人相談センター入所者を対象に、就職支援セミナー及び面談相談を実施した。	15回・29人

※「2 各種セミナーの実施」の内数

4 在宅ワーカーの育成、マッチング支援

内 容	実 績
子育て期の女性が働きやすい「在宅ワーク」という働き方を広めるとともに、企業向けのセミナーや在宅ワーカーと発注企業とのマッチング交流会、ワーカー交流会を開催するなど、在宅ワーカーの就業を支援する。	セミナー等 2,563人

○令和元年度事業計画

1 面談相談・電話相談

内容
働くための条件整備、就業希望条件の整理、求人情報の紹介をトータルで支援する。また、働く女性のキャリアアップや就業継続に関する相談に対応する。 【電話相談】 1回20分月～金10時～16時30分 【面談相談】 1回45分月～土10時～16時15分

2 各種セミナーの実施

内容
就職を希望する女性のために、応募書類の書き方や面接対策など、就職活動に役立つセミナーや職場体験、企業説明会を開催する。 また、働く女性を対象に「働く女性応援講座」を開催する。

3 婦人相談センターにおける就職支援セミナー・面談相談の実施

内容	開催日	定員
県婦人相談センター入所者を対象に、就職支援セミナー及び面談相談を実施する。	4月～3月（全14回）	各8人

4 在宅ワーカーの育成、マッチング支援

内容
子育て期の女性が働きやすい「在宅ワーク」という働き方を広めるとともに、企業向けのセミナーや在宅ワーカーと発注企業とのマッチング交流会、ワーカー交流会を開催するなど、在宅ワーカーの就業を支援する。

7 さいたま輝き荻野吟子賞



埼玉県では、本県出身で日本で最初の公認女性医師となった「荻野吟子（おぎのぎんこ）」にちなみ、その不屈の精神を今に伝える先駆的な活動をしているなど、男女共同参画の推進に顕著な功績のあった個人や団体、事業所の方々に「さいたま輝き荻野吟子賞」を贈っています。

この表彰制度は、女性と男性が個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画することができる男女共同参画社会づくりを推進するとともに、埼玉の偉人である荻野吟子を顕彰するため、平成17年度から実施しています。

■対象者

きらきら輝き部門	県内に在住（勤・学）若しくは県出身又は県内に所在し、先駆的な取組などにより各分野で特に功績が著しく今後の活躍が期待できる個人又は団体
さわやかチャレンジ部門	県内に在住（勤・学）又は県出身で、各分野にチャレンジし、今後さらなる活躍が期待できる年齢40歳未満の個人
いきいき職場部門	県内に所在し、男女が共同して参画することができる職場づくりに積極的に取り組んでいる事業所

●●●●●●●● 第14回（平成30年度）受賞者 ●●●●●●●●

きらきら輝き部門

※敬称略

吉野 美幸（外科医）

中学生の頃から途上国でのボランティア活動に関心を持ち、高3の時に医師を志すことを決意。平成24年から国境なき医師団の活動に参加し、今までにアフリカや中東を中心に計9か国・地域で計17回の派遣経験を持つ。語学研修を受け、現在は英語圏、フランス語圏両方の活動に従事している。1年のうち6か月は新座志木中央総合病院に勤務し、残り6か月は国境なき医師団の活動に充てている。平成30年から国境なき医師団日本副会長を務める。（新座市在勤）

さわやかチャレンジ部門

※敬称略・五十音順

倉橋 香衣（ウィルチェアラグビー選手）

大学在学中、トランポリン競技中の事故により頸髄を損傷し四肢麻痺状態となる。自立訓練施設にて始めたウィルチェアラグビーでその実力が評価されて、女性初の日本代表に選出された。「GIO 2018 IWRF ウィルチェアラグビー世界選手権」では日本代表の初優勝に貢献する。（越谷市在住）

平山 真希（調教師）

騎手になる夢をかなえるため高校中退後、地方競馬教養センターに入所。平成12年浦和競馬場にて騎手としてデビューし同年初優勝、通算成績は856戦25勝。平成23年調教師試験に合格、同年管理馬初出走で初勝利。その後右肩上がりに成績を伸ばし、平成30年10月1日現在243勝。（さいたま市在住）

いきいき職場部門

※五十音順

株式会社キャストック（加須市）

自動車の金型部品製造業。女性の勤続年数を伸長する取組として、育児休業取得の積極的支援・同ポスト復職の確約などを実施する。結婚により転居が必要になった社員を雇用条件の変更なしで在宅勤務へシフトし、勤務を継続できる仕組みを作る。平成30年に企業主導型保育所「ぶなの木保育園」が完成、10月から利用が開始された。

ハスクバーナ・ゼノア株式会社（川越市）

農林・造園機器製造業。スウェーデン資本のハスクバーナグループの一員である。全女性従業員を対象にしたキャリアカウンセリング面談の実施や各種研修・メンタートレーニング等を通じて、女性が仕事と生活を両立しながら安心して管理職を目指すように配慮している。職場と管理職の理解を得ることに取り組み、製造現場男性従業員の育児休業取得が促進された。

第3部

市町村における 男女共同参画施策の 推進状況

県内市町村における男女共同参画に関する条例の制定や基本計画の策定など、その推進状況がわかるように概要を掲載しました。（平成31年4月1日現在）

- 1 条例制定、計画策定、苦情処理体制の状況
- 2 首長等の状況（議員、市町村長等、自治会長、防災会議）
- 3 審議会等委員への女性の登用状況
- 4 自治体職員の状況
- 5 市町村における女性の参画マップ

1 条例制定、計画策定、苦情処理体制の状況（平成31年4月1日現在）

市町村名	男女共同参画に関する条例			男女共同参画の推進に関する計画 (平成31年4月1日現在で有効なもの)		苦情 処理 体制
	条 例 名 称	公布日	施行日	計 画 名	計画期間(年度)	
さいたま市	さいたま市男女共同参画のまちづくり条例	H15.3.14	H15.4.1	第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン	H31～R5	有
川 越 市	川越市男女共同参画推進条例	H13.12.21	H13.12.21	第五次川越市男女共同参画基本計画	H28～R2	有
熊 谷 市	熊谷市男女共同参画推進条例	H17.10.1	H17.10.1	第2次熊谷市男女共同参画推進計画くまがや男女共同参画推進プラン	H31～R10	—
川 口 市	川口市男女共同参画推進条例	H24.3.27	H24.4.1	第2次川口市男女共同参画計画〈改訂〉	H30～R4	有
行 田 市	行田市男女共同参画推進条例	H19.3.30	H19.4.1	第3次ぎょうだ男女共同参画プラン	H24～R3	—
秩 父 市				2017デュエットプランちちぶ（秩父市男女共同参画計画）	H29～R8	—
所 沢 市	所沢市男女共同参画推進条例	H16.9.24	H17.1.1	第4次所沢市男女共同参画計画	H31～R10	有
飯 能 市	飯能市男女共同参画推進条例	H27.12.18	H28.4.1	第5次飯能市男女共同参画プラン	H30～R4	有
加 須 市	加須市男女共同参画推進条例	H23.7.7	H23.7.7	加須市男女共同参画プラン	H24～R3	—
本 庄 市				第3次本庄市男女共同参画プラン	H30～R4	—
東松山市	東松山市男女共同参画推進条例	H18.3.27	H18.4.1	第4次ひがしまつやま共生プラン（第4次東松山市男女共同参画基本計画・東松山市DV防止基本計画）	H27～R2	—
春日部市	春日部市男女共同参画推進条例	H18.12.18	H19.4.1	第2次春日部市男女共同参画基本計画	H30～R4	—
狭 山 市	狭山市男女共同参画推進条例	H27.6.29	H27.6.29	第4次狭山市男女共同参画プラン	H29～R3	—
羽 生 市				第3次羽生市男女共同参画基本計画	H31～R10	—
鴻 巣 市	鴻巣市男女共同参画推進条例	H23.12.27	H24.3.10	ここのす男女共同参画プラン	H24～R1	—
深 谷 市	深谷市男女共同参画推進条例	H26.9.30	H27.1.1	第3次深谷市男女共同参画プラン	H30～R4	—
上 尾 市	上尾市男女共同参画推進条例	H19.3.27	H19.4.1	第2次デュエットプラン21（上尾市男女共同参画計画）	H23～R2	有
草 加 市	草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例	H16.9.17	H16.10.1	草加市男女共同参画プラン2016	H28～R2	有
越 谷 市	越谷市男女共同参画推進条例	H17.3.31	H17.7.1	第3次越谷市男女共同参画計画	H23～R2	有
蕨 市	蕨市男女共同参画パートナーシップ条例	H15.3.27	H15.6.1	蕨市男女共同参画パートナーシッププラン（第2次）後期計画	H31～R5	—
戸 田 市	戸田市男女共同参画推進条例	H28.9.30	H28.10.1	第五次戸田市男女共同参画計画	H31～R10	有
入 間 市	入間市男女共同参画推進条例	H22.3.29	H22.4.1	第4次いるま男女共同参画プラン	H29～R3	—
朝 霞 市	朝霞市男女平等推進条例	H15.3.24	H15.4.1	第2次朝霞市男女平等推進行動計画	H28～R7	有
志 木 市	志木市男女共同参画推進条例	H14.6.24	H14.7.1	第5次志木市男女共同参画基本計画	H28～R2	有
和 光 市	和光市男女共同参画推進条例	H16.12.21	H17.4.1	第3次和光市行動計画 男女共同参画わこうプラン	H23～R2	有
新 座 市	新座市男女共同参画推進条例	H12.6.15	H12.7.1	第3次にいぎ男女共同参画プラン	H28～R2	有
桶 川 市	桶川市男女共同参画推進条例	H14.3.28	H14.4.1	桶川市第四次男女共同参画基本計画	H31～R5	有
久 喜 市	久喜市男女共同参画を推進する条例	H22.9.30	H22.9.30	第2次久喜市男女共同参画行動計画	H30～R4	有
北 本 市	北本市男女共同参画推進条例	H18.3.31	H18.7.1	第五次北本市男女共同参画行動計画	H30～R4	—
八 潮 市	八潮市男女共同参画推進条例	H15.12.25	H16.4.1	第4次八潮市男女共同参画プラン	H28～R7	有
富士見市	富士見市男女共同参画推進条例	H20.6.13	H20.7.1	富士見市男女共同参画プラン(第3次中間見直し版)	H27～R2	—
三 郷 市	三郷市男女共同参画社会づくり条例	H18.9.27	H19.1.1	第4次みさと男女共同参画プラン	H28～R2	有

市町村名	男女共同参画に関する条例			男女共同参画の推進に関する計画 (平成31年4月1日現在で有効なもの)		苦情 処理 体制
	条 例 名 称	公布日	施行日	計 画 名	計画期間(年度)	
蓮田市				はすだ男女共生プラン2025	H28～R7	—
坂戸市	坂戸市男女共同参画推進条例	H16.6.24	H16.7.1	第3次坂戸市男女共同参画基本計画 後期計画	H29～R3	—
幸手市	幸手市男女共同参画を推進する条例	H29.3.17	H29.6.1	幸手市男女共同参画プラン	H27～R2	有
鶴ヶ島市	鶴ヶ島市男女共同参画推進条例	H22.3.24	H22.4.1	つるがしま男女共同参画推進プラン(第5次)	H29～R3	—
日高市	日高市男女共同参画推進条例	H28.12.22	H29.1.1	第4次日高市男女共同参画プラン	H28～R2	有
吉川市	吉川市男女共同参画推進条例	H15.12.18	H16.4.1	第3次吉川市男女共同参画基本計画	H24～R3	有
ふじみ野市	ふじみ野市男女共同参画推進条例	H27.6.23	H27.10.1	ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画	H30～R12	有
白岡市				第4次白岡市男女共同参画プラン	H29～R3	—
伊奈町				第2次伊奈町男女共同参画プラン	H24～R3	—
三芳町				みよし男女共同参画プラン	H28～R5	—
毛呂山町				第三次もろやま男女共同参画プラン	H27～R6	—
越生町				越生町男女共同参画プラン	H28～R2	—
滑川町				第2次滑川町パートナーシッププラン	H23～R2	有
嵐山町	“らんざん”男女が共にいきいきと暮らせるまちづくり条例	H16.3.9	H16.4.1	第3次嵐山町男女共同参画プラン	H29～R3	—
小川町				おがわ男女共同参画推進プラン(第3次)	H29～R3	—
川島町	川島町男女共同参画によるまちづくり条例	H25.3.29	H25.4.1	川島町男女共同参画推進計画	H23～R2	—
吉見町				第三次吉見町男女共同参画プラン	H26～R5	—
鳩山町				(改定)鳩山町男女共同参画計画	H30～R4	—
ときがわ町				第2次ときがわ町男女共同参画プラン	H24～R3	—
横瀬町				2013横瀬町男女共同参画プラン	H25～R1	—
皆野町				第2次皆野町男女共同参画プラン	H29～R3	—
長瀨町				第2次長瀨町男女共同参画プラン	H27～R1	—
小鹿野町				小鹿野町男女共同参画計画	H31～R9	—
東秩父村				東秩父村男女共同参画プラン「元氣いっぱいひがしちちぶ」	H23～R2	—
美里町				美里町男女共同参画推進プラン	H28～R2	—
神川町				神川町男女共同参画プラン	H25～R4	—
上里町	上里町男女がともに輝く町づくり条例	H15.5.1	H15.6.1	第3次かみさと男女共同参画推進プラン	H31～R5	—
寄居町				寄居町男女共同参画推進プラン2010	H22～R1	—
宮代町				第2次宮代町男女共同参画プラン	H27～R3	—
杉戸町				すぎと男女共同参画プラン(第4次)	H28～R2	—
松伏町	松伏町男女共同参画推進条例	H15.9.25	H16.4.1	松伏町男女共同参画基本計画「まつぶしコミュニケーションプラン(第4版)」	H27～R1	有
計	39			63		23

2 首長等の状況（議員、市町村長等、自治会長、防災会議）（平成31年4月1日現在）

市町村名	総議員数		女性比率(%)	女性市町村長数(人)	副市町村長数(人)		女性比率(%)	自治会長数(人)		女性比率(%)	市町村防災会議委員(人)		女性比率(%)
	(人)	うち女性数				うち女性数			うち女性数			うち女性数	
さいたま市	60	10	16.7	0	3	0	0.0	860	69	8.0	80	8	10.0
川越市	36	7	19.4	0	2	0	0.0	291	12	4.1	43	3	7.0
熊谷市	29	5	17.2	0	1	0	0.0	363	11	3.0	49	5	10.2
川口市	41	10	24.4	0	2	0	0.0	231	6	2.6	63	8	12.7
行田市	20	3	15.0	0	0	0	0.0	185	6	3.2	34	4	11.8
秩父市	20	1	5.0	0	1	1	100.0	80	1	1.3	49	3	6.1
所沢市	33	7	21.2	0	1	0	0.0	278	15	5.4	48	5	10.4
飯能市	19	5	26.3	0	1	0	0.0	136	0	0.0	52	4	7.7
加須市	28	9	32.1	0	1	0	0.0	179	2	1.1	54	5	9.3
本庄市	21	6	28.6	0	1	0	0.0	85	0	0.0	39	4	10.3
東松山市	21	3	14.3	0	1	0	0.0	120	2	1.7	33	1	3.0
春日部市	32	4	12.5	0	2	0	0.0	198	9	4.5	34	5	14.7
狭山市	21	3	14.3	0	1	0	0.0	120	10	8.3	37	7	18.9
羽生市	14	0	0.0	0	1	0	0.0	74	0	0.0	30	8	26.7
鴻巣市	26	7	26.9	0	1	0	0.0	236	22	9.3	42	3	7.1
深谷市	24	4	16.7	0	1	0	0.0	200	1	0.5	50	5	10.0
上尾市	27	5	18.5	0	1	0	0.0	114	6	5.3	32	4	12.5
草加市	28	5	17.9	0	1	0	0.0	118	7	5.9	35	9	25.7
越谷市	28	8	28.6	0	1	0	0.0	380	20	5.3	38	6	15.8
蕨市	18	4	22.2	0	0	0	0.0	37	1	2.7	35	7	20.0
戸田市	25	6	24.0	0	1	0	0.0	46	1	2.2	35	6	17.1
入間市	22	6	27.3	0	1	0	0.0	120	5	4.2	36	8	22.2
朝霞市	23	5	21.7	0	1	0	0.0	80	6	7.5	-	-	-
志木市	12	2	16.7	0	1	0	0.0	37	1	2.7	37	5	13.5
和光市	17	5	29.4	0	1	0	0.0	103	9	8.7	33	6	18.2
新座市	22	6	27.3	0	1	0	0.0	61	13	21.3	42	10	23.8
桶川市	18	5	27.8	0	1	0	0.0	78	2	2.6	28	4	14.3
久喜市	27	8	29.6	0	1	0	0.0	258	9	3.5	44	9	20.5
北本市	20	5	25.0	0	1	0	0.0	111	7	6.3	42	5	11.9
八潮市	21	6	28.6	0	1	0	0.0	44	2	4.5	38	12	31.6
富士見市	20	4	20.0	0	1	0	0.0	55	1	1.8	30	2	6.7
三郷市	22	4	18.2	0	2	0	0.0	127	2	1.6	36	7	19.4

市町村名	総議員数(人)		女性比率(%)	女性市町村長数(人)	副市町村長数(人)		女性比率(%)	自治会長数(人)		女性比率(%)	市町村防災会議委員(人)		女性比率(%)
	うち女性数	うち女性数			うち女性数	うち女性数		うち女性数	うち女性数				
蓮田市	19	4	21.1	0	1	0	0.0	97	6	6.2	22	0	0.0
坂戸市	19	4	21.1	0	1	0	0.0	154	3	1.9	32	0	0.0
幸手市	14	4	28.6	0	1	0	0.0	104	9	8.7	34	3	8.8
鶴ヶ島市	18	2	11.1	0	1	0	0.0	82	6	7.3	31	2	6.5
日高市	15	2	13.3	0	1	0	0.0	79	1	1.3	30	5	16.7
吉川市	20	8	40.0	0	1	0	0.0	95	2	2.1	34	5	14.7
ふじみ野市	19	5	26.3	0	1	0	0.0	57	3	5.3	33	4	12.1
白岡市	18	2	11.1	0	1	0	0.0	45	0	0.0	33	2	6.1
伊奈町	16	4	25.0	0	1	0	0.0	22	2	9.1	-	-	-
三芳町	15	6	40.0	0	1	0	0.0	14	1	7.1	27	4	14.8
毛呂山町	14	2	14.3	0	1	0	0.0	69	13	18.8	30	2	6.7
越生町	10	3	30.0	0	1	0	0.0	29	2	6.9	30	1	3.3
滑川町	14	2	14.3	0	1	0	0.0	15	0	0.0	24	1	4.2
嵐山町	14	3	21.4	0	1	0	0.0	35	0	0.0	25	1	4.0
小川町	16	2	12.5	0	1	0	0.0	76	2	2.6	31	6	19.4
川島町	14	2	14.3	0	1	0	0.0	80	8	10.0	33	1	3.0
吉見町	14	3	21.4	0	1	0	0.0	75	5	6.7	31	3	9.7
鳩山町	12	2	16.7	0	1	0	0.0	17	3	17.6	28	1	3.6
ときがわ町	12	2	16.7	0	1	0	0.0	49	5	10.2	34	1	2.9
横瀬町	12	2	16.7	0	1	0	0.0	23	0	0.0	32	2	6.3
皆野町	12	2	16.7	0	1	0	0.0	27	0	0.0	23	0	0.0
長瀨町	10	1	10.0	1	1	0	0.0	27	0	0.0	26	1	3.8
小鹿野町	12	1	8.3	0	1	0	0.0	67	0	0.0	28	1	3.6
東秩父村	7	1	14.3	0	1	0	0.0	21	0	0.0	20	0	0.0
美里町	12	2	16.7	0	0	0	0.0	23	0	0.0	20	0	0.0
神川町	12	3	25.0	0	1	0	0.0	23	0	0.0	19	2	10.5
上里町	14	2	14.3	0	1	0	0.0	92	3	3.3	18	1	5.6
寄居町	16	3	18.8	0	1	0	0.0	67	0	0.0	35	2	5.7
宮代町	13	3	23.1	0	1	0	0.0	77	7	9.1	36	4	11.1
杉戸町	15	4	26.7	0	1	0	0.0	45	1	2.2	38	5	13.2
松伏町	14	2	14.3	0	1	0	0.0	87	7	8.0	23	2	8.7
計	1,237	256	20.7	1	66	1	1.5	7,178	347	4.8	2,138	240	11.2

3 審議会等委員への女性の登用状況

(平成31年4月1日現在*)

市町村名	審議会等委員への女性の登用目標 (目標を設定している市町村のみ記入)						審議会等及び委員会等における登用状況											
	目標値(%)		目標年度		審議会等		地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況(A)			地方自治法(第180条の5)に基づく 委員会等における登用状況(B)			(A+B)					
	目標値(%)	目標年度	審議会等の数	総委員数(人)	うち 女性 委員数	目標に おける 現状値 (%)	審議会 等の数	総委員数(人)	うち 女性 委員数	女性 比率 (%)	委員 等の数	総委員数(人)	うち 女性 委員数	女性 比率 (%)	審議会 等の数	総委員数(人)	うち 女性 委員数	女性 比率 (%)
さいたま市	42	R5	173	2,472	894	36.2	99	1,642	564	34.3	6	114	23	20.2	105	1,756	587	33.4
川越市	35	R2	66	925	272	29.4	66	925	272	29.4	6	35	4	11.4	72	960	276	28.8
熊谷市	40	R5	78	1,104	306	27.7	49	565	159	28.1	6	35	5	14.3	55	600	164	27.3
川口市	30	R2	51	1,813	518	28.6	51	1,813	518	28.6	6	31	4	12.9	57	1,844	522	28.3
行田市	40	R3	31	406	116	28.6	31	406	116	28.6	6	49	5	10.2	37	455	121	26.6
秩父市	-	-	-	-	-	-	21	307	70	22.8	5	41	3	7.3	26	348	73	21.0
所沢市	37	R2	75	1,035	334	32.3	65	944	300	31.8	6	37	7	18.9	71	981	307	31.3
飯能市	30	R4	49	514	134	26.1	43	478	129	27.0	6	36	5	13.9	49	514	134	26.1
加須市	40	R3	44	637	179	28.1	29	590	171	29.0	6	32	3	9.4	35	622	174	28.0
本庄市	30	R4	33	447	101	22.6	33	447	101	22.6	6	36	7	19.4	39	483	108	22.4
東松山市	35	R2	61	1,099	237	21.6	44	487	115	23.6	5	25	6	24.0	49	512	121	23.6
春日部市	50	R4	68	865	236	27.3	51	605	145	24.0	6	37	5	13.5	57	642	150	23.4
狭山市	35	R3	43	569	166	29.2	43	569	166	29.2	6	36	8	22.2	49	605	174	28.8
羽生市	31.1	R5	30	413	118	28.6	22	362	108	29.8	6	26	3	11.5	28	388	111	28.6
鴻巣市	35	R1	38	514	139	27.0	38	514	139	27.0	5	26	6	23.1	43	540	145	26.9
深谷市	30	R4	34	595	139	23.4	27	550	131	23.8	6	40	8	20.0	33	590	139	23.6
上尾市	32	R2	54	710	197	27.7	40	563	167	29.7	6	41	4	9.8	46	604	171	28.3
草加市	40	R2	62	755	215	28.5	44	525	143	27.2	6	32	6	18.8	50	557	149	26.8
越谷市	35	R2	75	1,038	309	29.8	63	925	279	30.2	6	47	6	12.8	69	972	285	29.3
蕨市	40	R5	46	705	281	39.9	40	474	172	36.3	6	24	6	25.0	46	498	178	35.7
戸田市	40	R10	53	586	172	29.4	48	569	169	29.7	5	17	3	17.6	53	586	172	29.4
入間市	35	R3	43	644	187	29.0	43	644	187	29.0	6	38	4	10.5	49	682	191	28.0
朝霞市	45	R7	52	646	211	32.7	52	646	211	32.7	6	37	5	13.5	58	683	216	31.6
志木市	35	R1	29	306	84	27.5	29	306	84	27.5	6	29	5	17.2	35	335	89	26.6
和光市	50	R2	24	330	122	37.0	24	330	122	37.0	6	27	7	25.9	30	357	129	36.1
新座市	40	R2	59	669	228	34.1	45	639	222	34.7	6	30	6	20.0	51	669	228	34.1
桶川市	40	R5	36	375	99	26.4	36	375	99	26.4	5	25	6	24.0	41	400	105	26.3
久喜市	40	R4	57	791	290	36.7	51	754	285	37.8	6	37	5	13.5	57	791	290	36.7
北本市	40	R4	39	413	131	31.7	33	378	126	33.3	5	32	5	15.6	38	410	131	32.0
八潮市	40	R7	65	803	266	33.1	59	772	257	33.3	6	31	9	29.0	65	803	266	33.1
富士見市	40	R2	43	520	154	29.6	40	502	150	29.9	6	38	4	10.5	46	540	154	28.5
三郷市	35	R2	34	416	129	31.0	34	416	129	31.0	6	35	8	22.9	40	451	137	30.4

※ ただし、羽生市は令和元年6月1日現在、富士見市は目標及び(A)のみ平成30年10月1日現在、神川町は令和元年9月18日現在。

市町村名	審議会等委員への女性の登用目標 (目標を設定している市町村のみ記入)						審議会等及び委員会等における登用状況											
							地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況(A)			地方自治法(第180条の5)に基づく 委員会等における登用状況(B)			(A+B)					
	目標 値(%)	目標 年度	審議会 等の数	総委員数(人)	うち 女性 委員数	目標に おける 現状値 (%)	審議会 等の数	総委員数(人)	うち 女性 委員数	女性 比率 (%)	委員会 等の数	総委員数(人)	うち 女性 委員数	女性 比率 (%)	審議会 等の数	総委員数(人)	うち 女性 委員数	女性 比率 (%)
蓮田市	30	R7	36	307	83	27.0	36	307	83	27.0	6	35	3	8.6	42	342	86	25.1
坂戸市	35	R3	39	498	126	25.3	42	498	125	25.1	5	24	4	16.7	47	522	129	24.7
幸手市	35	R2	23	263	70	26.6	23	263	70	26.6	6	31	3	9.7	29	294	73	24.8
鶴ヶ島市	40	R3	31	332	95	28.6	31	332	95	28.6	5	22	4	18.2	36	354	99	28.0
日高市	40	R2	35	413	178	43.1	28	324	138	42.6	6	30	10	33.3	34	354	148	41.8
吉川市	40	R3	31	335	85	25.4	23	264	56	21.2	6	35	7	20.0	29	299	63	21.1
ふじみ野市	40	R5	44	539	169	31.4	38	506	168	33.2	6	33	1	3.0	44	539	169	31.4
白岡市	30	R3	64	1,042	290	27.8	22	262	72	27.5	6	31	6	19.4	28	293	78	26.6
伊奈町	30	R3	26	285	82	28.8	26	285	82	28.8	6	27	2	7.4	32	312	84	26.9
三芳町	30	R5	28	279	86	30.8	28	279	86	30.8	6	24	6	25.0	34	303	92	30.4
毛呂山町	25	R1	23	216	52	24.1	18	182	39	21.4	5	19	4	21.1	23	201	43	21.4
越生町	35	R2	9	82	19	23.2	9	82	19	23.2	5	19	5	26.3	14	101	24	23.8
滑川町	40	R2	18	225	37	16.4	18	225	37	16.4	5	31	8	25.8	23	256	45	17.6
嵐山町	35	R3	20	242	68	28.1	20	243	68	28.0	5	29	6	20.7	25	272	74	27.2
小川町	30	R3	29	340	94	27.6	24	304	88	28.9	5	36	6	16.7	29	340	94	27.6
川島町	40	R2	27	325	85	26.2	22	289	73	25.3	5	32	5	15.6	27	321	78	24.3
吉見町	30	R2	11	154	32	20.8	14	178	34	19.1	5	32	2	6.3	19	210	36	17.1
鳩山町	30	R4	32	352	99	28.1	26	325	96	29.5	6	27	4	14.8	32	352	100	28.4
ときがわ町	35	R3	33	349	81	23.2	28	319	77	24.1	5	30	4	13.3	33	349	81	23.2
横瀬町	25	R1	19	195	31	15.9	19	195	31	15.9	5	27	5	18.5	24	222	36	16.2
皆野町	20	R3	7	95	10	10.5	7	95	10	10.5	6	30	5	16.7	13	125	15	12.0
長瀨町	30	R1	18	189	39	20.6	16	164	39	23.8	5	27	4	14.8	21	191	43	22.5
小鹿野町	20	R2	15	173	30	17.3	15	173	30	17.3	6	30	5	16.7	21	203	35	17.2
東秩父村	25	R2	14	181	24	13.3	14	181	24	13.3	5	25	4	16.0	19	206	28	13.6
美里町	-	-	-	-	-	-	16	174	25	14.4	6	38	4	10.5	22	212	29	13.7
神川町	30	R8	21	214	53	24.8	16	184	51	27.7	5	26	4	15.4	21	210	55	26.2
上里町	40	R5	20	241	49	20.3	20	241	49	20.3	6	30	3	10.0	26	271	52	19.2
寄居町	30	R1	29	248	52	21.0	23	220	50	22.7	6	28	2	7.1	29	248	52	21.0
宮代町	30	R3	32	382	106	27.7	27	354	101	28.5	5	28	5	17.9	32	382	106	27.7
杉戸町	35	R2	32	413	125	30.3	21	269	68	25.3	5	27	4	14.8	26	296	72	24.3
松伏町	40	R1	24	214	62	29.0	18	184	54	29.3	6	30	8	26.7	24	214	62	29.0
計			2,435	32,238	9,376	29.1	2,081	27,923	8,044	28.8	356	2,049	334	16.3	2,437	29,972	8,378	28.0
広域圏で設置している審議会等							8	377	144	38.2	4	12	1	8.3	12	389	145	37.3
計							2,089	28,300	8,188	28.9	360	2,061	335	16.3	2,449	30,361	8,523	28.1

4 自治体職員の状況

(平成31年4月1日現在*)

市町村名	職員総数 (A+B)			係長級以上の役付職員数 (A)						一般職員数 (B)		
	(人)	うち女性職員数 (%)		(人)	うち女性職員数 (%)		うち課長級以上の管理職員数			(人)	うち女性職員数 (%)	
		うち女性職員数	女性比率 (%)		うち女性職員数	女性比率 (%)	(人)	うち女性職員数	女性比率 (%)			
さいたま市	9,212	3,623	39.3	4,397	1,368	31.1	881	187	21.2	4,815	2,255	46.8
川越市	2,262	855	37.8	617	166	26.9	149	15	10.1	1,645	689	41.9
熊谷市	1,339	417	31.1	774	214	27.6	110	9	8.2	565	203	35.9
川口市	4,503	1,857	41.2	874	158	18.1	325	39	12.0	3,629	1,699	46.8
行田市	570	164	28.8	237	35	14.8	79	3	3.8	333	129	38.7
秩父市	722	340	47.1	417	165	39.6	155	43	27.7	305	175	57.4
所沢市	2,140	893	41.7	854	338	39.6	188	24	12.8	1,286	555	43.2
飯能市	619	257	41.5	305	87	28.5	72	11	15.3	314	170	54.1
加須市	713	282	39.6	402	128	31.8	83	9	10.8	311	154	49.5
本庄市	561	219	39.0	273	89	32.6	63	7	11.1	288	130	45.1
東松山市	813	355	43.7	308	89	28.9	119	18	15.1	505	266	52.7
春日部市	1,917	827	43.1	784	171	21.8	201	29	14.4	1,133	656	57.9
狭山市	859	331	38.5	457	162	35.4	89	8	9.0	402	169	42.0
羽生市	412	146	35.4	164	39	23.8	49	2	4.1	248	107	43.1
鴻巣市	694	317	45.7	389	152	39.1	92	14	15.2	305	165	54.1
深谷市	1,049	298	28.4	527	114	21.6	100	6	6.0	522	184	35.2
上尾市	1,420	580	40.8	598	185	30.9	205	33	16.1	822	395	48.1
草加市	1,805	933	51.7	577	188	32.6	183	30	16.4	1,228	745	60.7
越谷市	2,960	1,344	45.4	942	280	29.7	250	29	11.6	2,018	1,064	52.7
蕨市	645	275	42.6	192	43	22.4	70	6	8.6	453	232	51.2
戸田市	914	324	35.4	320	77	24.1	94	18	19.1	594	247	41.6
入間市	885	395	44.6	403	125	31.0	92	9	9.8	482	270	56.0
朝霞市	783	330	42.1	307	68	22.1	83	9	10.8	476	262	55.0
志木市	390	174	44.6	192	77	40.1	64	11	17.2	198	97	49.0
和光市	425	186	43.8	247	87	35.2	61	7	11.5	178	99	55.6
新座市	875	481	55.0	312	143	45.8	82	14	17.1	563	338	60.0
桶川市	448	186	41.5	182	57	31.3	64	12	18.8	266	129	48.5
久喜市	905	358	39.6	372	78	21.0	102	16	15.7	533	280	52.5
北本市	407	196	48.2	67	11	16.4	41	6	14.6	340	185	54.4
八潮市	577	246	42.6	198	57	28.8	74	10	13.5	379	189	49.9
富士見市	589	241	40.9	273	101	37.0	64	8	12.5	316	140	44.3
三郷市	915	328	35.8	354	74	20.9	107	17	15.9	561	254	45.3

※ ただし、行田市は令和元年7月1日現在、吉見町は令和元年5月1日現在。

市町村名	職員総数 (A+B)			係長級以上の役付職員数 (A)						一般職員数 (B)		
	(人)	うち女性職員数	女性比率 (%)	(人)	うち女性職員数	女性比率 (%)	うち課長級以上の管理職員数			(人)	うち女性職員数	女性比率 (%)
							(人)	うち女性職員数	女性比率 (%)			
蓮田市	474	195	41.1	208	59	28.4	79	12	15.2	266	136	51.1
坂戸市	594	243	40.9	241	59	24.5	74	7	9.5	353	184	52.1
幸手市	339	146	43.1	132	32	24.2	40	2	5.0	207	114	55.1
鶴ヶ島市	380	164	43.2	189	53	28.0	46	6	13.0	191	111	58.1
日高市	370	126	34.1	210	47	22.4	41	2	4.9	160	79	49.4
吉川市	414	172	41.5	163	37	22.7	42	5	11.9	251	135	53.8
ふじみ野市	638	272	42.6	209	58	27.8	55	8	14.5	429	214	49.9
白岡市	367	140	38.1	152	31	20.4	35	5	14.3	215	109	50.7
伊奈町	317	114	36.0	159	45	28.3	40	7	17.5	158	69	43.7
三芳町	277	102	36.8	88	18	20.5	24	5	20.8	189	84	44.4
毛呂山町	240	93	38.8	110	28	25.5	20	2	10.0	130	65	50.0
越生町	116	32	27.6	70	17	24.3	13	1	7.7	46	15	32.6
滑川町	112	46	41.1	47	13	27.7	12	0	0.0	65	33	50.8
嵐山町	138	49	35.5	71	16	22.5	19	2	10.5	67	33	49.3
小川町	258	101	39.1	99	28	28.3	18	4	22.2	159	73	45.9
川島町	167	74	44.3	69	16	23.2	15	0	0.0	98	58	59.2
吉見町	177	60	33.9	102	23	22.5	17	1	5.9	75	37	49.3
鳩山町	128	45	35.2	44	4	9.1	12	1	8.3	84	41	48.8
ときがわ町	121	43	35.5	66	16	24.2	12	0	0.0	55	27	49.1
横瀬町	72	24	33.3	43	15	34.9	10	2	20.0	29	9	31.0
皆野町	96	35	36.5	41	14	34.1	10	0	0.0	55	21	38.2
長瀨町	82	25	30.5	37	11	29.7	10	1	10.0	45	14	31.1
小鹿野町	239	110	46.0	101	39	38.6	23	5	21.7	138	71	51.4
東秩父村	61	18	29.5	25	10	40.0	9	0	0.0	36	8	22.2
美里町	104	34	32.7	42	12	28.6	11	2	18.2	62	22	35.5
神川町	142	64	45.1	67	22	32.8	19	2	10.5	75	42	56.0
上里町	178	81	45.5	55	19	34.5	17	3	17.6	123	62	50.4
寄居町	253	94	37.2	103	25	24.3	21	0	0.0	150	69	46.0
宮代町	212	92	43.4	100	15	15.0	13	1	7.7	112	77	68.8
杉戸町	321	159	49.5	149	42	28.2	25	2	8.0	172	117	68.0
松伏町	189	53	28.0	95	15	15.8	15	2	13.3	94	38	40.4
計	50,904	20,764	40.8	20,602	5,965	29.0	5,188	749	14.4	30,302	14,799	48.8

5 市町村における女性の参画マップ

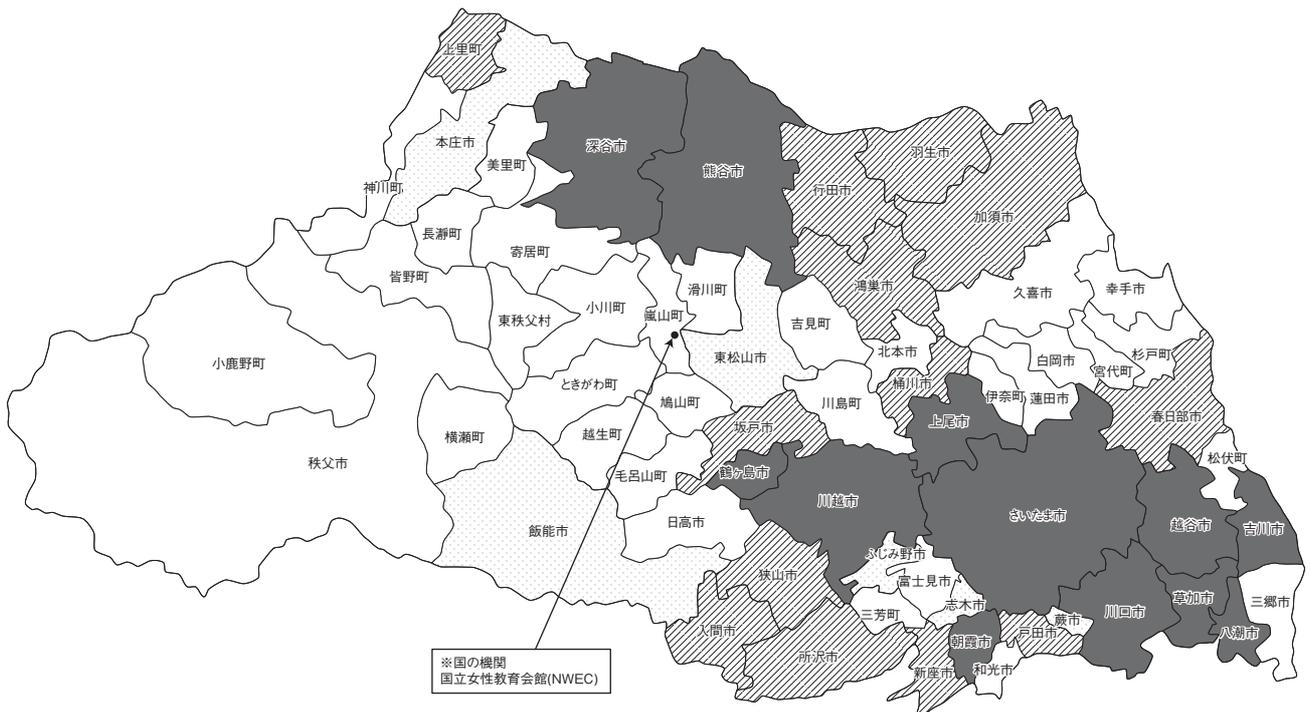
(1) 男女共同参画に関する条例を制定している市町村（平成31年4月1日現在）

■ 条例制定済み
(39市町)



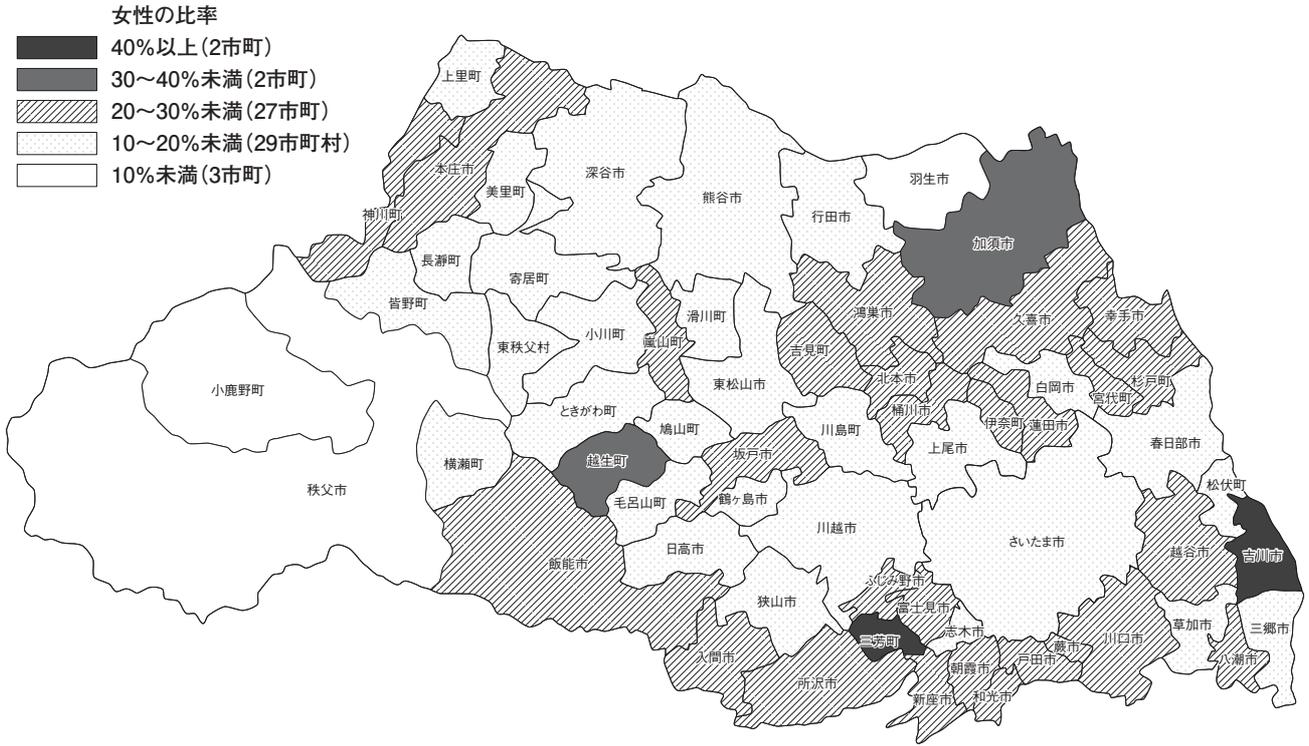
(2) 男女共同参画推進施設・配偶者暴力相談支援センターの設置状況（平成31年4月1日現在）

■ 男女共同参画推進施設・配偶者暴力相談支援センターどちらもある(12市)
 ▨ 男女共同参画推進施設のみ(13市町)
 ▩ 配偶者暴力相談支援センターのみ(6市)



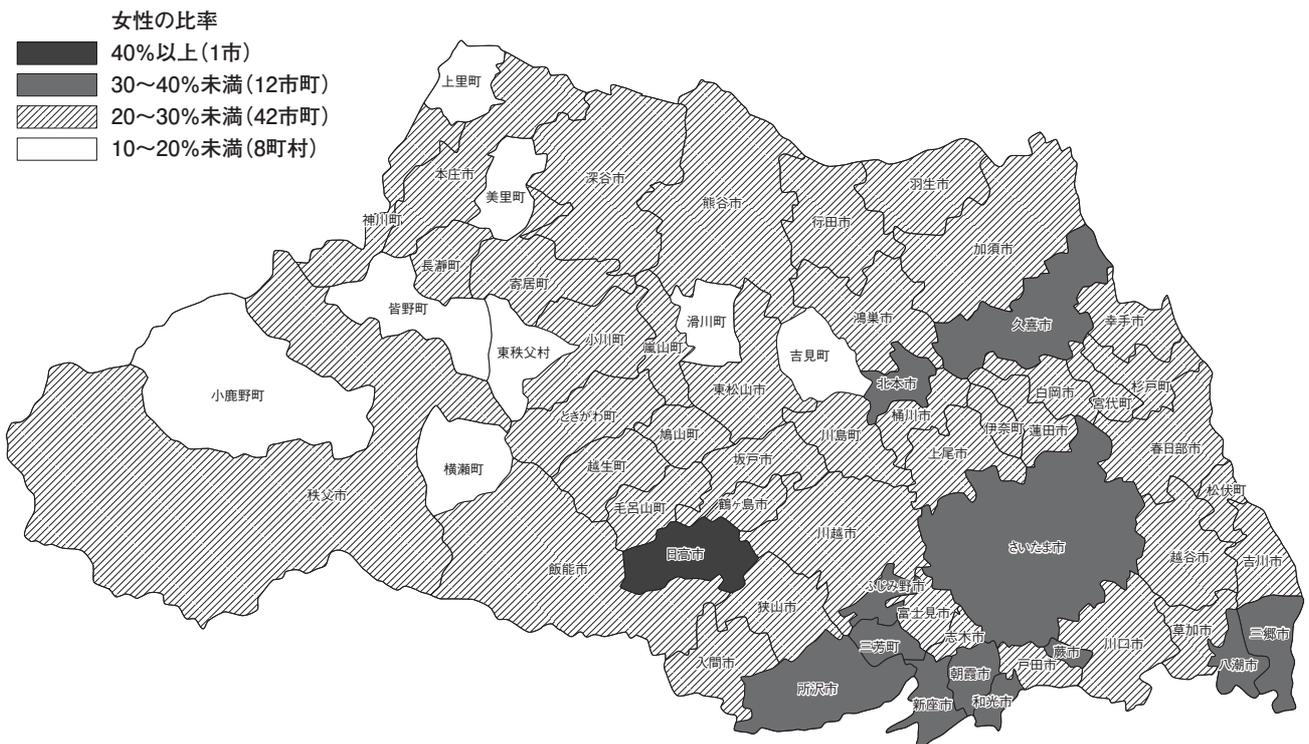
※国の機関
国立女性教育会館(NVEC)

(3) 市町村議会における女性議員の割合（平成31年4月1日現在）



(4) 地方自治法に基づく審議会等（委員会含む）の女性の登用状況（平成31年4月1日現在）

◎羽生市は令和元年6月1日現在
 富士見市は一部審議会等の数値が平成30年10月1日現在
 神川町は令和元年9月18日現在



※広域圏で設置している審議会等の委員数は除いた比率

第4部

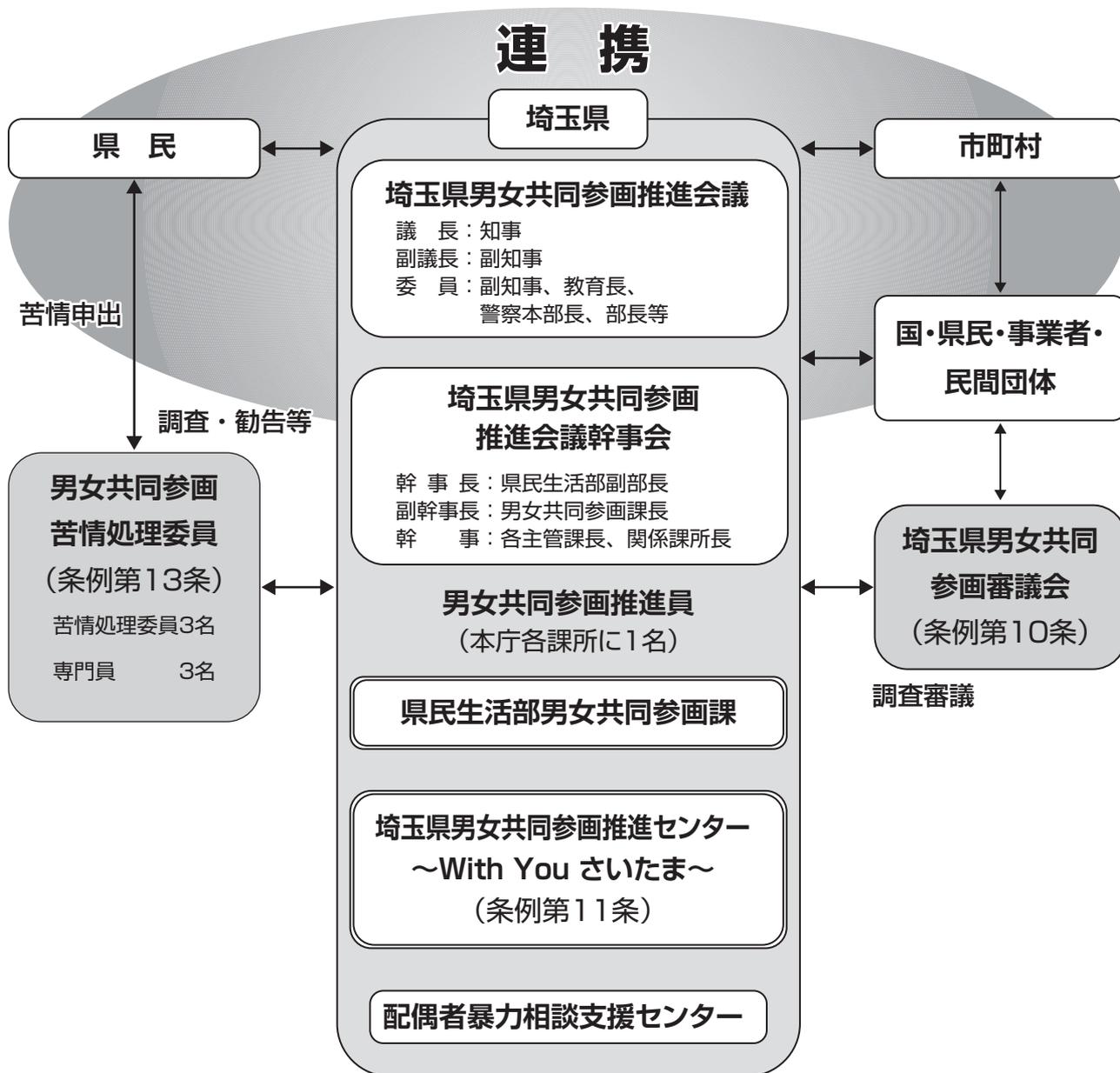
資料編

- 1 総合的な推進体制の整備
- 2 県における審議会等の女性の登用状況
- 3 男女共同参画に関する年表
- 4 埼玉県内の男女共同参画推進施設一覧
- 5 埼玉県男女共同参画推進条例

1 総合的な推進体制の整備

(1) 庁内推進体制の整備

あらゆる分野への幅広い男女共同参画の推進に向け、総合的に計画を実施していくために、男女共同参画推進会議、幹事会、また各課に1名ずつ男女共同参画推進員を設置し、全庁的に取り組みます。



(2) 男女共同参画審議会の意見の反映

男女共同参画の推進に関する審議会の意見を、積極的に施策へ反映させていきます。

(3) 埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けた総合的な拠点施設として、①情報収集・提供、②相談、③学習・研修、④自主活動・交流支援、⑤女性チャレンジ支援などの各事業を行うことにより、県の施策を実施し、並びに県民・事業者及び市町村による男女共同参画の取組を支援します。

(4) 苦情処理制度の運用

苦情を適切かつ迅速に処理するため、より一層、関係機関と有機的な連携を図っていきます。また、広く県民が利用できるよう制度の周知徹底を図ります。

2 県における審議会等の女性の登用状況（平成31年4月1日現在）

	審議会等名称	委員数(人)	女性数(人)	女性比率
1	埼玉県固定資産評価審議会	10	4	40.0%
2	埼玉県本人確認情報保護審議会	5	3	60.0%
3	埼玉県国土利用計画審議会	16	6	37.5%
4	埼玉県土地利用審査会	7	3	42.9%
5	埼玉県公務災害補償等審査会	3	1	33.3%
6	埼玉県公務災害補償等認定委員会	5	2	40.0%
7	埼玉県職員健康審査会	9	2	22.2%
8	埼玉県公益法人認定等審議会	5	4	80.0%
9	埼玉県行政不服審査会	9	2	22.2%
10	埼玉県私立学校助成審議会	13	3	23.1%
11	埼玉県私立学校審議会	14	4	28.6%
12	埼玉県情報公開審査会	9	4	44.4%
13	埼玉県個人情報保護審査会	6	3	50.0%
14	埼玉県青少年健全育成審議会	14	6	42.9%
15	埼玉県スポーツ推進審議会	16	8	50.0%
16	埼玉県消費生活審議会	15	7	46.7%
17	埼玉県男女共同参画審議会	17	10	58.8%
18	埼玉県交通安全対策会議	29	14	48.3%
19	埼玉県国民保護協議会	42	4	9.5%
20	埼玉県防災会議	68	11	16.2%
21	埼玉県環境審議会	20	6	30.0%
22	埼玉県環境影響評価技術審議会	18	7	38.9%
23	埼玉県公害審査会	10	4	40.0%
24	埼玉県社会福祉審議会	19	6	31.6%
25	埼玉県介護保険審査会	15	5	33.3%
26	埼玉県障害者施策推進協議会	20	10	50.0%
27	埼玉県児童福祉審議会	16	7	43.8%
28	埼玉県子どもの権利擁護委員会	3	1	33.3%
29	埼玉県障害児通所給付等不服審査会	7	4	57.1%
30	埼玉県障害者介護給付費等不服審査会	7	4	57.1%
31	埼玉県精神医療審査会	33	9	27.3%
32	埼玉県地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0%
33	埼玉県准看護師試験委員	11	6	54.5%
34	クリーニング師試験委員	8	4	50.0%
35	製菓衛生師試験委員	7	3	42.9%
36	埼玉県後期高齢者医療審査会	9	5	55.6%
37	埼玉県国民健康保険審査会	9	4	44.4%
38	埼玉県国民健康保険運営協議会	15	2	13.3%
39	埼玉県精神保健福祉審議会	20	8	40.0%
40	埼玉県感染症診査協議会	40	12	30.0%
41	埼玉県地方薬事審議会	15	8	53.3%

	審議会等名称	委員数(人)	女性数(人)	女性比率
42	埼玉県医療審議会	18	6	33.3%
43	埼玉県救急医療機関審査会	10	4	40.0%
44	埼玉県小児慢性特定疾病審査会	9	1	11.1%
45	埼玉県指定難病審査会	5	0	0.0%
46	埼玉県がん登録審議会	3	0	0.0%
47	埼玉県大規模小売店舗立地審議会	8	4	50.0%
48	埼玉県職業能力開発審議会	10	5	50.0%
49	埼玉県卸売市場審議会	19	8	42.1%
50	埼玉県種苗審議会	9	4	44.4%
51	埼玉県森林審議会	15	7	46.7%
52	埼玉県建設工事紛争審査会	15	7	46.7%
53	埼玉県土地収用事業認定審議会	7	3	42.9%
54	埼玉県水防協議会	15	2	13.3%
55	埼玉県都市計画審議会	22	4	18.2%
56	埼玉県開発審査会	7	3	42.9%
57	埼玉県景観審議会	13	7	53.8%
58	埼玉県建築審査会	7	3	42.9%
59	埼玉県建築士審査会	5	2	40.0%
60	埼玉県宅地建物取引業審議会	5	2	40.0%
61	埼玉県教職員健康審査会	15	4	26.7%
62	埼玉県地方産業教育審議会	12	4	33.3%
63	埼玉県いじめ問題調査審議会	5	1	20.0%
64	埼玉県障害児就学支援委員会	20	8	40.0%
65	埼玉県教科用図書選定審議会	20	12	60.0%
66	埼玉県社会教育委員	20	9	45.0%
67	埼玉県生涯学習審議会	19	8	42.1%
68	埼玉県立図書館協議会	13	10	76.9%
69	埼玉県文化財保護審議会	18	7	38.9%
70	埼玉県立歴史と民族の博物館協議会	16	9	56.3%
71	埼玉県立近代美術館協議会	12	7	58.3%
72	埼玉県留置施設視察委員会	8	3	37.5%
73	警察署協議会	431	200	46.4%
74	埼玉県教育委員会	5	1	20.0%
75	埼玉県公安委員会	5	1	20.0%
76	埼玉県選挙管理委員会	4	0	0.0%
77	埼玉県監査委員	4	0	0.0%
78	埼玉県人事委員会	3	1	33.3%
79	埼玉県労働委員会	15	2	13.3%
80	埼玉県収用委員会	9	2	22.2%
81	埼玉県内水面漁場管理委員会	13	3	23.1%
		1,488	582	39.1%

3 男女共同参画に関する年表

年号	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き		
			組 織	行 動 計 画	主要事業その他
1945 (S20)	○国連憲章採択	○衆院法改正(成年女子に参政権)			
1946 (S21)	○国連に「婦人の地位委員会」設置	○戦後初の総選挙で女性の選挙権が行使され女性国会議員39人誕生			
1947 (S22)		○日本国憲法施行 ○民法改正・家制度廃止			
1948 (S23)	○第3回国連総会で「世界人権宣言」採択				
1967 (S42)	○第22回国連総会で「婦人に対する差別撤廃宣言」採択				
1975 (S50)	○国際婦人年 ○国際婦人年世界会議(メキシコ・シティ)で「世界行動計画」を採択	○「婦人問題企画推進本部」発足 ○総理府婦人問題担当室設置			
1976 (S51)		○民法一部改正(離婚後の氏の選択自由に) ○第1回日本婦人問題会議(労働省)	○生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事設置		
1977 (S52)		○国内行動計画策定 ○国立婦人教育会館が嵐山町に開館	○企画財政部に婦人問題企画室長設置 ○婦人問題庁内連絡会議設置		○埼玉婦人問題会議発足
1978 (S53)			○第1回埼玉県婦人問題協議会		
1979 (S54)	○第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択		○県民部に婦人問題企画室長設置		
1980 (S55)	○「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン) ○女子差別撤廃条約の署名式	○民法の一部改正(配偶者の法定相続分1/3→1/2)	○県民部婦人対策課設置 ○婦人関係行政推進会議設置	○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定	
1981 (S56)	○ILO第156号条約の採択(ILO総会)(男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約)				
1984 (S59)		○国籍法及び戸籍法一部改正(子の国籍:父系血統主義→父母両系主義)		○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定	
1985 (S60)	○「国連婦人の十年」最終年世界会議開催(ナイロビ)、「ナイロビ将来戦略」採択、NGOフォーラム開催	○「女子差別撤廃条約」批准 ○「男女雇用機会均等法」成立 ○労働基準法一部改正(施行は昭和61年)			○「国連婦人の十年」最終年世界会議 NGO フォーラムに派遣団参加
1986 (S61)				○「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定	
1987 (S62)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	○婦人対策課を婦人行政課に名称変更		
1989 (H1)		○法例一部改正(婚姻、親子関係等についての男性優先規定の改正等)			
1990 (H2)	○「ナイロビ将来戦略」に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(国連・経済社会理事会) ○ILO第171号条約(夜業に関する)採択(ILO総会)			○「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定	○埼玉県県民活動総合センター(伊奈町)開館
1991 (H3)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定 ○育児休業法成立(施行は平成4年)	○婦人行政課を女性政策課に名称変更		
1992 (H4)		○初の婦人問題担当大臣設置			
1993 (H5)	○世界人権会議(ウィーン) ○「女性に対する暴力撤廃宣言」採択(国連総会)	○パートタイム労働法成立			○「埼玉女性の歩み」発行
1994 (H6)	○ILO第175号条約(パートタイム労働に関する)採択(ILO総会) ○国際人口・開発会議開催(カイロ)	○総理府男女共同参画室発足 ○内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会設置			○「1994彩の国の女性」発行

年号	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き		
			組 織	行 動 計 画	主要事業その他
1995 (H7)	○社会開発サミット開催 (コペンハーゲン) ○第4回国連世界女性会議 開催(北京)「行動綱領」 「北京宣言」の採択	○育児・介護休業法成立 ○ILO 第156号条約批准		○「2001彩の国男女共同参 画プログラム」策定	
1996 (H8)		○「男女共同参画2000年プ ラン」策定			○「世界女性みらい会議」 開催
1997 (H9)		○労働基準法一部改正(女 子保護規定の廃止等: 施行は平成11年) ○男女雇用機会均等法一部 改正(セクハラについ ての事業主配慮義務を 規定:一部を除き平成 11年施行)	○県民部女性政策課から環 境生活部女性政策課に 組織変更 ○女性関係行政推進会議を 男女共同参画推進会議 に改組		○女性センター(仮称)基 本構想策定
1998 (H10)					○女性センター(仮称)基 本計画策定
1999 (H11)	○「女子に対するあらゆる 形態の差別の撤廃に関 する条約選択議定書」 採択	○男女共同参画社会基本法 成立 ○児童買春・児童ポルノ禁 止法成立			○女性問題協議会:男女共 同参画推進条例(仮称) 答申
2000 (H12)	○女性2000年会議開催(ニ ューヨーク)「政治宣 言」「成果文書」採択	○「男女共同参画基本計 画」策定 ○ストーカー規制法成立	○環境生活部女性政策課か ら総務部女性政策課に 組織変更	○埼玉県男女共同参画推進 条例施行	○「彩の国国際フォーラム 2000」開催 ○苦情処理機関の設置 ○訴訟支援の実施
2001 (H13)		○内閣府に男女共同参画局 設置 ○男女共同参画会議設置 ○「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に 関する法律」成立	○女性政策課を男女共同参 画課に名称変更		
2002 (H14)				○「埼玉県男女共同参画推 進プラン2010」策定	○埼玉県男女共同参画推進 センター(With You さ いたま)開設
2003 (H15)		○「次世代育成支援対策推 進法」成立			
2004 (H16)		○「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に 関する法律」改正			○女性チャレンジ支援事業 開始
2005 (H17)	○第49回国連婦人の地位委 員会(北京+10)開催	○「男女共同参画基本計画 (第2次)」策定			
2006 (H18)		○「男女雇用機会均等法」 一部改正(男性に対す る差別の禁止、間接差 別の禁止等:施行は平 成19年)		○「配偶者等からの暴力防 止及び被害者支援基本 計画」策定	
2007 (H19)		○「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に 関する法律」改正		○「埼玉県男女共同参画推 進プラン2010」中間見直 し、「埼玉県男女共同参 画推進プラン」とする	
2008 (H20)			○総務部男女共同参画課を 県民生活部男女共同参 画課に組織変更		○女性キャリアセンター開 設
2009 (H21)		○女子差別撤廃委員会の総 括所見公表		○「配偶者等からの暴力防 止及び被害者支援基本 計画(第2次)」策定	
2010 (H22)	○第54回国連婦人の地位委 員会(北京+15)開催	○「男女共同参画基本計画 (第3次)」策定	○女性キャリアセンターを 男女共同参画推進セン ターに組織統合		
2012 (H24)	○第56回国連婦人の地位委 員会「自然災害における ジェンダー平等と女性の エンパワメント」決議 案採択	○「女性の活躍促進による 経済活性化」行動計画」 策定	○産業労働部ウーマノミ クス課設置 ○女性キャリアセンターを ウーマノミクス課に組織 変更	○「埼玉県男女共同参画基 本計画(平成24年度~平 成28年度)」策定 ○「配偶者等からの暴力防 止及び被害者支援基本計 画(第3次)」策定	○埼玉県男女共同参画推進 センター(With You さ いたま)に配偶者暴力相 談支援センターの機能を 付加
2013 (H25)		○「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護等 に関する法律」改正(施 行は平成26年) ○「日本再興戦略」(6月 14日閣議決定)の中核 に「女性の活躍推進」 が位置づけられる			
2014 (H26)	○第58回国連婦人の地位委 員会「自然災害におけ るジェンダー平等と女 性のエンパワメント」 決議案採択	○「日本再興戦略」改訂2014 に「女性が輝く社会」 の実現」が掲げられる ○女性が輝く社会に向けた 国際シンポジウム (WAW! Tokyo2014)開 催			

年号	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き		
			組 織	行 動 計 画	主要事業その他
2015(H27)	○第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合	○「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立、施行 ○「男女共同参画基本計画(第4次)」策定			
2017(H29)				○「埼玉県男女共同参画基本計画(平成29年度～平成33年度)」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」策定	
2018(H30)		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立、施行			
2019(R1)		○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正			

4 埼玉県内の男女共同参画推進施設一覧(平成31年4月1日現在)

(1) 国・県の機関

団体名	名称	住所・ホームページアドレス	電話番号	FAX 番号
県	埼玉県男女共同参画推進センター ウィズユー 「With You さいたま」	さいたま市中央区新都心2-2 (ホテルプリランテ武蔵野3・4F)	048-601-3111	048-600-3802
		http://www.pref.saitama.lg.jp/withyou/		
国	独立行政法人国立女性教育会館 「NWEC(ヌエック)」	比企郡嵐山町菅谷728	0493-62-6711	0493-62-6720
		http://www.nwec.jp/		

(2) 市町村の機関(25市町26施設)

	団体名	名称	住所	電話番号	FAX 番号
1	さいたま市	さいたま市男女共同参画推進センター 「パートナーシップさいたま」	さいたま市大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮センタープラザ3階	048-642-8107	048-643-5801
2	さいたま市	男女共同参画相談室	さいたま市浦和区上木崎4-4-10 子ども家庭総合センター4階	048-711-5739	048-711-8904
3	川越市	川越市男女共同参画推進施設	川越市新宿町1-17-17 ウエスタ川越3階	049-249-3777	049-249-1180
4	熊谷市	熊谷市男女共同参画推進センター 「ハートピア」	熊谷市筑波3-202 ティアラ21・4階	048-599-0011	048-599-0012
5	川口市	川口市男女共同参画活動拠点施設	川口市川口1-1-1 キュボ・ラ本館棟M4階	048-227-7605	048-226-7718
6	行田市	行田市男女共同参画推進センター 「VIVA ぎょうだ」	行田市佐間3-23-6	048-556-9301	048-556-9310
7	所沢市	所沢市男女共同参画推進センター 「ふらっと」	所沢市寿町27-7 コンセーラタワー所沢2階	04-2921-2220	04-2921-2270
8	加須市	加須市女性センター	加須市中央2-4-17	0480-62-1111 (人権・男女共同参画課)	0480-62-5981 (同左)
9	春日部市	春日部市男女共同参画推進センター 「ハーモニー春日部」	春日部市緑町3-3-17	048-731-3333	048-733-0071
10	狭山市	狭山市男女共同参画センター	狭山市入間川1-3-1	04-2937-3617	04-2937-3616
11	羽生市	羽生市女性センター 「パープル羽生」	羽生市南5-4-3	048-561-1681	048-562-1889
12	鴻巣市	鴻巣市市民活動センター内 男女共同参画コーナー	鴻巣市本町1-2-1 エルミ鴻巣アネックス 3階	048-577-3512	048-577-3949

	団体名	名称	住所	電話番号	FAX 番号
13	深谷市	深谷市男女共同参画推進センター 「L・フォルテ」	深谷市上柴町西4-2-14 アリオ深谷3階 キララ上柴内	048-573-4761	048-574-5868
14	上尾市	上尾市男女共同参画推進センター	上尾市本町1-1-2	048-778-5111	048-778-5112
15	草加市	草加市文化会館 図書資料室 「男女共同参画さわやかサロン」	草加市松江1-1-5	048-931-9325	048-936-4690
16	越谷市	越谷市男女共同参画支援センター 「ほっと越谷」	越谷市大沢3-6-1 パルテきたこし3階	048-970-7411	048-970-7412
17	戸田市	上戸田地域交流センター 「あいバル」	戸田市上戸田2-21-1	048-229-3133	048-229-3996
18	入間市	入間市男女共同参画推進センター	入間市豊岡4-2-2	04-2964-2536	04-2964-2539
19	朝霞市	朝霞市女性センター 「それいゆぶらざ」	朝霞市青葉台1-7-1	048-463-2697	048-463-0524
20	新座市	新座市男女共同参画推進プラザ	新座市東北2-36-11 新座市生涯学習センター内	048-486-8639	048-472-4617
21	桶川市	桶川市男女共同参画コーナー 「アソシエ」	桶川市泉1-3-28	048-788-4907	048-787-5409
22	八潮市	八潮女性サロン	八潮市大瀬1-1-1 マイナループ1階 (八潮駅前出張所内)	048-996-2159	-
23	坂戸市	坂戸市勤労女性センター 「リーベン」	坂戸市千代田1-1-22	049-281-3595	049-283-1640
24	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市女性センター 「ハーモニー」	鶴ヶ島市大字脚折1922-7	049-287-4755	049-271-5297
25	吉川市	吉川市民交流センター「おあしす」	吉川市きよみ野1-1	048-984-1888	048-983-5500
26	上里町	上里町男女共同参画推進センター 「ウィズ・ユー上里」	児玉郡上里町大字七本木393	0495-35-1357	0495-34-2523

5 埼玉県男女共同参画推進条例

(平成12年 3月24日条例第12号)

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。

3 県は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策等)

第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。

二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。

三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。

四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。

五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。

六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。

七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第10条 埼玉県男女共同参画審議会(第12条第3項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「県民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。

3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。

4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

—令和元年度版男女共同参画に関する年次報告—
みんなですすめよう男女共同参画

令和2年1月

[編集・発行] 埼玉県 県民生活部 男女共同参画課
T E L : 048-830-2921
F A X : 048-830-4755
E-mail : a2920@pref.saitama.lg.jp

男女共同参画社会づくりの総合拠点

埼玉県男女共同参画推進センター

愛称:With You さいたま(ウィズユーさいたま)

開館時間

月～土曜日 9時30分～21時
日曜・祝日 9時30分～17時30分
休館日 12/29～1/3
施設点検日(毎月第3木曜日)

主な施設内容

情報ライブラリー
交流サロン
相談室
セミナー室(有料)
授乳室、保育室のほか多目的トイレ
難聴者用補聴システムなども整備

事業内容

情報収集・提供
相談事業
学習・研修事業
自主活動・交流支援事業
女性チャレンジ支援事業
被災者支援事業

所在地

〒330-0081
埼玉県さいたま市中央区新都心2-2
ホテルプリランテ武蔵野3・4階
TEL 048-601-3111(代表)
FAX 048-600-3802
E-mail m013111@pref.saitama.lg.jp
URL <http://www.pref.saitama.lg.jp/withyou/>



JRさいたま新都心駅より徒歩5分

JR北与野駅より徒歩6分



埼玉県のマスコット
「コバトン」「さいたまっち」

